

碧南市地域防災計画

—風水害等災害対策計画—

令和 6 年度

碧南市防災会議

風水害等とは…台風、高潮、集中豪雨等異常降雨、大規模火災、危険物の爆発、可燃性ガスの拡散、有毒性ガスの拡散、航空機事故、放射性物質及び原子力災害、その他の特殊災害

目 次

第1編 総則.....	1
第1章 計画の目的.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	2
第4節 災害の想定.....	2
第5節 碧南市地域防災計画の作成又は修正.....	2
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項.....	3
第1節 防災の基本理念.....	3
第2節 重点を置くべき事項.....	3
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第1節 実施責任.....	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第2編 災害予防.....	14
第1章 防災協働社会の形成推進.....	14
第1節 防災協働社会の形成推進.....	14
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携.....	15
第3節 企業防災の促進.....	18
第2章 水害予防対策.....	21
第1節 河川防災対策.....	22
第2節 雨水出水対策.....	24
第3節 海岸防災対策.....	24
第4節 浸水想定区域における対策.....	25
第5節 地下空間の浸水対策.....	28
第6節 農地防災対策.....	29
第7節 複合災害.....	29
第3章 土砂災害予防対策.....	31
第1節 土地利用の適正誘導.....	32
第2節 土砂災害の防止.....	32
第3節 土砂災害対策.....	36
第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策.....	36
第5節 宅地造成の規制誘導.....	37
第6節 被災宅地危険度判定の体制整備.....	37
第4章 事故・火災等予防対策.....	38
第1節 海上災害対策.....	39
第2節 航空災害対策.....	40

第3節 鉄道災害対策.....	40
第4節 道路災害対策.....	41
第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策.....	41
第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策.....	43
第7節 高圧ガス保安対策.....	43
第8節 火薬類保安対策.....	44
第5章 建築物等の安全化.....	46
第1節 交通関係施設対策.....	46
第2節 ライフライン関係施設対策.....	47
第3節 文化財保護対策.....	51
第4節 防災建造物整備対策.....	52
第6章 都市の防災性の向上.....	53
第1節 都市計画のマスターplan等の策定.....	53
第2節 防災上重要な都市施設の整備.....	53
第3節 建築物の不燃化の促進.....	54
第4節 建築物の強風対策.....	55
第5節 市街地の整備・改善.....	55
第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備.....	56
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備.....	56
第8章 避難行動の促進対策.....	64
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備.....	64
第2節 一時退避場所、火災時退避場所及び避難路の指定等.....	65
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成.....	66
第4節 避難誘導等に係る計画の策定.....	68
第5節 避難に関する意識啓発.....	70
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策.....	72
第1節 避難所の指定・整備.....	73
第2節 要配慮者支援対策.....	75
第3節 帰宅困難者対策.....	80
第10章 広域応援・受援体制の整備.....	81
第1節 広域応援・受援体制の整備.....	81
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備.....	82
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備.....	83
第4節 防災活動拠点の確保等.....	83
第11章 防災訓練及び防災意識の向上.....	85
第1節 防災訓練の実施.....	85
第2節 防災のための意識啓発・広報.....	88
第3節 防災のための教育.....	89

第12章 防災に関する調査研究の推進	91
第1節 防災に関する調査研究の推進	91
第3編 災害応急対策	93
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	93
第1節 災害対策本部の設置・運営	94
第2節 職員の派遣要請	99
第3節 災害救助法の適用	100
第2章 避難行動	103
第1節 気象警報等の発表、伝達	105
第2節 避難情報	109
第3節 住民等の避難誘導等	115
第4節 広域避難	116
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	118
第1節 被害状況等の収集・伝達	119
第2節 通信手段の確保	125
第3節 広報	127
第4章 応援協力・派遣要請	131
第1節 応援協力	132
第2節 救援隊等による協力	133
第3節 自衛隊の災害派遣	134
第4節 ボランティアの受入れ	136
第5節 労務計画	137
第6節 防災活動拠点	139
第5章 救出・救助対策	141
第1節 救出・救助活動	142
第2節 海上における避難救出活動	143
第3節 航空機の活用	144
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	146
第1節 医療救護	147
第2節 防疫・保健衛生	150
第7章 交通の確保・緊急輸送対策	154
第1節 道路交通規制等	156
第2節 道路施設対策	160
第3節 港湾・漁港施設対策	163
第4節 鉄道施設対策	164
第5節 緊急輸送手段の確保	165
第8章 水害防除対策	168
第1節 水防	169

第2節	防災営農.....	171
第3節	流木の防止.....	172
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策.....	174
第1節	避難所の開設・運営.....	175
第2節	要配慮者支援対策.....	177
第3節	帰宅困難者対策.....	178
第10章	水・食品・生活必需品等の供給.....	180
第1節	給水.....	180
第2節	食品の供給.....	182
第3節	生活必需物資の供給.....	184
第11章	環境汚染防止及び地域安全対策.....	186
第1節	環境汚染防止対策.....	186
第2節	地域安全対策.....	186
第12章	遺体の取扱い.....	188
第1節	遺体の搜索.....	188
第2節	遺体の処理.....	189
第3節	遺体の埋火葬.....	190
第13章	ライフライン施設等の応急対策.....	192
第1節	電力施設対策.....	193
第2節	ガス施設対策.....	195
第3節	上水道施設対策.....	197
第4節	工業用水道施設対策.....	197
第5節	下水道施設対策.....	198
第6節	通信施設の応急措置.....	198
第7節	郵便業務の応急措置.....	200
第8節	ライフライン施設の応急復旧.....	200
第14章	海上災害対策.....	201
第1節	海上災害対策.....	202
第15章	航空災害対策.....	208
第1節	航空災害対策.....	209
第16章	鉄道災害対策.....	213
第1節	鉄道災害対策.....	214
第17章	道路災害対策.....	218
第1節	道路災害対策.....	219
第18章	放射性物質及び原子力災害応急対策.....	222
第1節	放射性物質災害発生時の応急対策.....	224
第2節	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策.....	226
第3節	県外の原子力発電所等における異常時対策.....	228

第19章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	233
第1節	危険物等施設	234
第2節	危険物等積載車両	236
第3節	危険物等積載船舶	236
第20章	高圧ガス災害対策	237
第1節	高圧ガス施設	237
第2節	高圧ガス積載車両	238
第3節	高圧ガス積載船舶	238
第21章	火薬類災害対策	239
第1節	火薬類関係施設	240
第2節	火薬類積載車両	242
第3節	火薬類積載船舶	242
第22章	大規模な火事災害対策	243
第1節	大規模な火事災害対策	244
第23章	住宅対策	247
第1節	被災宅地の危険度判定	249
第2節	被災住宅等の調査	249
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	250
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	250
第5節	住宅の応急修理	252
第6節	障害物の除去	254
第24章	学校における対策	256
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	257
第2節	教育施設及び教職員の確保	257
第3節	応急な教育活動についての広報	258
第4節	教科書・学用品等の給与	258
第5節	被災教職員、児童・生徒の健康管理	259
第4編	災害復旧・復興	260
第1章	復興体制	260
第1節	復興本部の設置等	260
第2節	復興計画等の策定	261
第3節	職員の派遣要請	261
第2章	公共施設等災害復旧対策	263
第1節	公共施設災害復旧事業	263
第2節	激甚災害の指定	265
第3節	暴力団等への対策	266
第3章	災害廃棄物処理対策	267
第1節	災害廃棄物処理対策	267

第4章 被災者等の生活再建等の支援	270
第1節 罹災証明書の交付	271
第2節 被災者台帳の作成	271
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	271
第4節 金融対策	273
第5節 住宅等対策	275
第6節 労働者対策	276
第5章 商工業・農林水産業の再建支援	277
第1節 商工業の再建支援	277
第2節 農林水産業の再建支援	277
第6章 財政対策	278
第1節 財源の確保	278
第2節 費用の負担	278

第1編 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある風水害等の災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画—風水害等災害対策計画—

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、碧南市防災会議が碧南市の地域に係る防災計画として作成する「碧南市地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 碧南市防災会議は、毎年、碧南市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

◆資料編（資料12-1）碧南市防災会議条例

2 碧南市国土強靭化地域計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第13条において、市が策定する国土強靭化地域計画は、国土強靭化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、碧南市国土強靭化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 人命の保護を最大限守る
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する
- (3) 市民の財産、公共施設及び産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする

3 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「碧南市水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主 な 内 容	関連計画・資料
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱等	-
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等	-
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等	・碧南市職員非常配備体制表 ・避難指示等の判断伝達マニュアル ・碧南市避難所開設・運営マニュアル
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等	-

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

(1) 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- ア 台風による災害
- イ 高潮による災害
- ウ 集中豪雨等異常気象による災害
- エ 大規模な火災
- オ 危険物の爆発等による災害
- カ 可燃性ガスの拡散
- キ 有毒性ガスの拡散
- ク 航空機事故による災害
- ケ 放射性物質及び原子力災害
- コ その他の特殊災害

(2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- ア 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された浸水想定区域

第5節 碧南市地域防災計画の作成又は修正

碧南市防災会議は、碧南市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、特に愛知県地域防災計画において、計画事項に示すものについては、碧南市の地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならぬ。

市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一緒に取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な

情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市町村は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て本章第2節1の防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性を考慮して、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内 容
碧南市	(1) 災害予防 ア 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 イ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 ウ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 エ 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 オ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策を行う。 (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ウ 災害広報を行う。 エ 避難の指示を行う。 オ 被災者の救助を行う。 カ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 キ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。

	<p>ク 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。</p> <p>ケ 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。</p> <p>コ 消防・水防その他の応急処置を行う。</p> <p>サ 施設及び設備の応急復旧を行う。</p> <p>シ 緊急輸送の確保を行う。</p> <p>ス 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。</p> <p>(3) 災害復旧 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧を行う。</p>
--	---

2 県

機関名	内 容
愛知県	<p>(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。</p> <p>(2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>(3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>(4) 災害広報を行う。</p> <p>(5) 避難の指示を代行することができる。</p> <p>(6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。</p> <p>(7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</p> <p>(8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p> <p>(9) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。</p> <p>(10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。</p> <p>(11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。</p> <p>(12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。</p> <p>(13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>(14) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。</p> <p>(15) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。</p> <p>(16) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</p> <p>(17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。</p> <p>(18) 有毒ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p>(19) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</p> <p>(20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</p> <p>(21) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p> <p>(22) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。</p> <p>(23) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う</p>
愛知県警察	<p>(1) 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関するを行う。</p> <p>(2) 災害警備に関する災害非常用物資及び整備資機材の整備を行う。</p> <p>(3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。</p> <p>(4) 災害を拡大させる恐れのある設備及び物件の除去を行う。</p> <p>(5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</p> <p>(6) 人命救助を行う。</p> <p>(7) 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。</p> <p>(8) 災害時における交通秩序の保持を行う。</p> <p>(9) 警察広報を行う。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (11) 他の機関の行う災害応急対策又は地震応急対策に対する協力をを行う。 (12) 緊急輸送確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
--	---

3 指定地方行政機関

機関名	内 容
東海財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。 (2) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。 (3) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。 (4) 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (5) 上記(1)～(4)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。
東海農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。 (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を行う。 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。 (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。 (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。 (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。
中部近畿産業保安監督部	高压ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 (5) 特に必要があると認めるときは、船舶運行事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 (6) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

	(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (11) 情報連絡員（リエゾン）を及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。
第四管区海上保安本部	(1) 情報の収集、伝達を行う。 (2) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。 (3) 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。 (4) 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。 (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告等（港則法・海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。 (6) 海上火災の発生する恐れのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は、禁止する。 (7) 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。 (8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (9) 海上における治安を維持する。
名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
東海総合通信局	(1) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (2) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。 (3) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。
愛知労働局	(1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。 (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。 (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。 (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。 (7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。 (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。
中部地方整備局	(1) 災害予防 ア 降雨、河川水位などについて観測する。 イ 木曽川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔（木曽川中流・

	<p>木曽川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路) 氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報] を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>ウ 木曽川、長良川、庄内川、八田川、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。</p> <p>エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。</p> <p>オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</p> <p>カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>キ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(3) 応急復旧</p> <p>ア 災害が発生した場合又は恐れのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。</p> <p>イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力をを行う。</p> <p>ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。</p> <p>エ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。</p> <p>オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。</p> <p>カ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。</p> <p>キ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。</p>
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
近畿中部防衛局東海防衛支局	(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
国土地理院 中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	<p>自衛隊は、災害派遣要請者(県知事、第四管区海上保安本部長)からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待つないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。</p> <p>(1) 被害状況の把握を行う。</p> <p>(2) 避難の援助を行う。</p>

(3) 遭難者等の捜索救助を行う。 (4) 水防活動を行う。 (5) 消防活動を行う。 (6) 道路又は水路の啓閉を行う。 (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。 (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。 (9) 給食及び給水を行う。 (10) 入浴支援を行う。 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。
--

5 衣浦東部広域連合消防局

機関名	内 容
碧南消防署（以下、消防署）	(1) 正確な情報の収集及び伝達を行う。 (2) 火災発生防止に関する広報を行う。 (3) 火災等防除のための警戒を行う。 (4) 水防活動及び消防活動を行う。 (5) 救急救助の活動及び体制整備を行う。 (6) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査を行う。 (7) 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定を行う。 (8) 防災活動の協力をうける。 (9) 消防団を所轄の下行動させる。

6 指定公共機関

機関名	内 容
独立行政法 人都市再生 機構	(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本銀行	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運用に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) 避難所の設置に係る支援を行う。 (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) 血液製剤の確保と供給を行う。 (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら

	<p>ら行う。</p> <p>(6) 義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。</p>
日本放送協会	<p>(1) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の放送を行う。</p> <p>(2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p>
日本郵便株式会社	<p>災害の発生時又はその恐れがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</p> <p>(5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p>
中部電力パワーグリッド株式会社(※)、株式会社JERA	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</p> <p>(※) 刈谷営業所を含む。(以降同じ。)</p>
東邦瓦斯株式会社(※)	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</p>
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
西日本電信電話株式会社	<p>(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。</p> <p>(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>(5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(6) 気象等警報を市町村へ連絡する。</p> <p>(7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p>
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<p>(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>(4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</p>
KDDI株式会社	<p>(1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</p>

第1編 総則

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

株式会社NTTドコモ	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
ソフトバンク株式会社	(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

7 指定地方公共機関

機関名	内 容
愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
各ガス事業会社	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
一般社団法人愛知県トラック協会	災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
名古屋鉄道株式会社及び衣浦臨海鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (3) 死傷者の救護及び処置を行う。 (4) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。
愛知県道路公社※	公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 ※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ。）
港湾管理者	港湾施設等（水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理を行うとともに、災害予防・応急復旧のための措置を行う。
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。
一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。
一般社団法人愛知県LPガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が官立管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
一般社団法人碧南市医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (3) 遺体の検案に協力する。
碧南歯科医師会	(1) 歯科保健医療活動に協力する。 (2) 遺体の検案に協力する。
碧南市薬剤師会	(1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
産業経済団体	あいち中央農業協同組合、碧南商工会議所、大浜漁業共同組合その他生産並びに販売組合等は、それぞれ関係の被害調査等を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力をする。
放送関係団体	株式会社キャッチネットワーク及び株式会社エフエムキャッチは、防災知識の普及と市が提供する災害に関する情報等について放送を行う。
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団、町内会等は、被災者の救助活動等について協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
建築関係団体	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会は、応急危険度判定の実施について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためにには、行政による公助はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティー等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 防災協働社会の形成推進	防災課	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 2 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、 社会福祉協議会 日本赤十字社	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体ネットワーク化 1(5) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進
第3節 企業防災の促進	全庁	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 地域との共生と貢献 1(5) 要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災会等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協

議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、一時退避場所、火災時退避場所（いざれも、災害対策基本法第49条の4の規定における指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災会の設置・育成

災害時における災害応急活動については、国、地方公共団体、公共的団体及び民間協力機関等防災関係機関はもとより、地域住民が組織する自主防災会の協力がなければ万全を期し得ない。

従って、市は、市全域に設置が完了した38の自主防災会について、実践的な訓練を通じ、効果的な防災活動をするよう継続的な育成に努める。その際には女性の参画の促進に努めるものとする。

◆資料編（資料14-1）自主防災会の設立状況

イ 自主防災会に対する支援

- (ア) 自主防災会が整備する防災資器材の備蓄に関し、積極的な支援に努めるものとする。
- (イ) 自主防災会が実施する防災訓練を指導するとともに、訓練用資機材の提供等支援に努めるものとする。
- (ウ) 隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るため広報活動を実施する。
- (エ) 防災に関する知識の徹底を図るため、防災教育を実施する。

ウ 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に發揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市町村は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(5) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地

域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

2 自主防災会における措置

自主防災会は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 街頭消火器、可搬ポンプの保守管理
- カ 地域内の要配慮者の把握及び避難確認体制の確立
- キ 地域内の危険区域の把握と啓発

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 要配慮者の避難等の支援
- キ 炊出しや救助物資の配分に対する協力
- ク 避難所設営体制への協力

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

県及び市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県の啓発用資機材などを利用する。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市及び碧南市社会福祉協議会は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市は、ボランティアの受け入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保して、碧

碧南市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを開設する。

- (イ) 碧南市社会福祉協議会は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- (ウ) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受け入れを行う。

イ 市及び碧南市社会福祉協議会は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

◆資料編（資料12-21）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書
(市対碧南市社会福祉協議会)

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び碧南市社会福祉協議会は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。なお、レベルアップ研修等には碧南市社会福祉協議会が養成したボランティアコーディネーターについても受講させるものとする。また、碧南市社会福祉協議会においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受け入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。

また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第4節 浸水想定区域における対策 5、6、7 参照

2 市及び商工会議所等における措置

市及び商工会議所等は、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（B C P）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティーの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（B C P）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工会議所等は、企業防災の重要性や事業継続計画（B C P）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（B C P）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工会議所等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

基本方針

- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を実施し、市土の保全を図る。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて市土の保全に資する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 河川防災対策	防災課、土木港湾課、 下水道課、 中部地方整備局 水防管理者	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 流域治水プロジェクト 1(4) 河川情報等の提供 1(5) 予想される水災の危険の周知 1(6) 市民の自発的な行動の促進 1(7) 矢作川における対策 1(8) 水災害連携の連絡会・協議会 2 浸水被害軽減地区指定 3 関連調整事項
第2節 雨水出水対策	下水道課	1(1) 都市下水路事業 1(2) 公共下水道事業 2 関連調整事項
第3節 海岸防災対策	防災課、土木港湾課、 農業水産課	1(1) 高潮、波浪対策事業 1(2) 侵食対策事業 2 関連調整事項
第4節 浸水想定区域における対策	防災課、 中部地方整備局 要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者	1(1) 洪水浸水想定区域の指定 1(2) 市町村への情報提供 2(1) 雨水出水浸水想定区域の指定 4(1) 碧南市地域防災計画に定める事項 4(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 4(3) 市長の指示等 5(1) 計画の策定 5(2) 訓練の実施 5(3) 自衛水防組織の設置 6(1) 計画の作成 6(2) 訓練の実施 6(3) 自衛水防組織の設置 7(1) 計画の策定 7(2) 訓練の実施 7(3) 自衛水防組織の設置

第5節 地下空間の浸水対策	防災課、下水道課、地下空間の所有者・管理者・占有者	1(1) 地下空間の実態調査の実施 1(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 1(3) 各組織の連携方策の整備 2(1) 浸水防止施設設置の促進 2(2) 浸水対策事業の集中的実施
第6節 農地防災対策	農業水産課、東海農政局、土地改良区	1(1) たん水防除事業 1(2) 用排水施設整備事業 1(3) 農畜産物の水害予防対策 2 関連調整事項
第7節 複合災害	防災課	1(1) 地震・津波発生後の初動期に洪水が発生するパターン 1(2) 地震・津波発生後の初動期以降に洪水が発生するパターン 1(3) 洪水発生後に地震・津波が発生するパターン

第1節 河川防災対策

1 中部地方整備局、県（建設局）及び市における措置

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

市内を流れる河川は、国が管理するもの2河川（矢作川・鹿乗川）、県が管理するもの6河川（蜆川・新川・高浜川・長田川・油ヶ淵・稗田川）、市が管理するもの4河川（八村川・堀川・古江川・沢渡川）の計12河川である。

国管理の矢作川の本川については、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。矢作川の支川や県が管理する河川についても同様に河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、高潮対策としての排水機場の整備も併せて実施する。

市管理の河川のうちで未改修の河川については、できる限り速やかに改修事業を実施し、豪雨時に災害や浸水の原因となるほど護岸の破損が著しい河川は、他の公共事業との関連上局部的に改良補修を実施する。

(3) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(4) 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るために、インターネットによる公開信を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

(5) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民

等に周知させなければならない。

(6) 市民の自発的な行動の促進

県は、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

(7) 矢作川における対策

沿川地域8市1町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）、愛知県、名古屋地方気象台、中部地方整備局豊橋河川事務所、矢作ダム管理所で構成する「矢作川水防災協議会」において策定した、「『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく矢作川の減災に係る取組方針（平成28年10月）」に基づき、関係機関が連携して矢作川の減災対策に取り組むものとする。

また、矢作川水系河川整備計画（国土交通省中部地方整備局、平成21年度策定）に基づき、市内川口町に防災拠点の整備を進める。

(8) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

2 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

3 関連調整事項

- (1) 水源より河口にいたる水系全流域について、重要水防か所の実態を一貫して把握する。
また、維持修繕や改修計画の策定にあたっては、慢性的、持続的な破壊作用（河床変動、天

井川の形成と排水の不良化) 等についても考慮する。

- (2) 総合排水的見地より都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- (3) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

第2節 雨水出水対策

1 市における措置

(1) 公共下水道（雨水）事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、雨水排水路、雨水ポンプ場の新設又は改修を行うと同時にソフト事業にも取り組み、被害を未然に防止する。

ア 雨水排水路の整備

市街地における浸水対策として、公共下水道事業計画に基づき、雨水排水路の整備、改良を実施する。

イ 雨水ポンプ場の整備、維持管理

排水路は自然流下を原則としているが、河川の洪水時の水位上昇又は潮位の上昇により、自然排水が不可能な地域についてはポンプ排水を必要とするので、雨水ポンプ場の整備を推進するとともに平素から整備点検及び監視体制の強化を図り、ポンプの適切な操作に努め、不時の出水に備える。なお、既設の雨水ポンプ場としては「資料編（資料3－2）排水機場施設一覧表」のとおりである。

ウ 第2節河川防災対策の河川情報の提供に併せ、堤内地に関してもソフト事業の充実を図り、内水ハザードマップ等の作成も検討する。

◆資料編（資料3－2）排水機場施設一覧表

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 民間の雨水貯留施設等の整備を促進し、浸水被害の軽減を図る。
- (4) 排水機場（愛知県）の運転管理者は、ポンプの運転及び停止に関し、河川水位及び内水位を基準として、県と市の協議により操作規則を定める。

第3節 海岸防災対策

1 国（国土交通省、農林水産省）、県（建設局、農林基盤局）及び市における措置

(1) 高潮、波浪対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。

(2) 走錨等に起因する事故対策

国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、対策を行う。また、走錨等に起因する事

故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走锚等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、対策を行う。

2 関連調整事項

- (1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）及び農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。
- (2) 海岸堤防の前面に土地造成を行う時には、海岸堤防の機能を阻害しないよう計画する。
- (3) 観光レクリエーションの将来需要の動向を配慮した海浜利用と調和のとれた海岸保全事業を実施するよう考慮する。
- (4) 港湾関係者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者に情報共有することにより連携を強化する。

第4節 浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置）

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、市に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○ 洪水予報を行う河川

国土交通大臣指定	矢作川
愛知県知事指定	該当なし

○ 水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	該当なし
---------	------

2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設局）、市における措置）

(1) 区域の指定

県又は市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市に雨水出水浸水想定等の情報

を提供することにより、市の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

3 高潮浸水想定区域の指定（県（建設局）における措置）

（1）区域の指定

県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知する。

（2）市への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○ 水位情報を周知する海岸

愛知県知事指定	三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）
---------	----------------------------------

4 浸水想定区域のある市町村における措置

（1）市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、（ウ）の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

（ア）地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。）

（イ）要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（ウ）大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参照して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

◆資料編（資料1－2）浸水想定区域内要配慮者利用施設

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

第2編第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第2節「要配慮者支援対策」、

第3編第2章「避難行動」第1節「気象警報等の発表、伝達」、第2節「避難情報」、第3節「住民等の避難誘導」、第24章「学校における対策」第1節「気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置」を参照。

(2) ハザードマップ(防災マップ)の配布

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ(防災マップ))の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市長の指示

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、碧南市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

5 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼす恐れのある施設)の管理者等の意見を聴くよう努めるものとす

る。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。

6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第5節 地下空間の浸水対策

1 地下空間の所有者・管理者・占有者、県（建設局）及び市における措置

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

(3) 各組織の連携方策の整備

地下空間にあっては、各組織の連携方策の整備に努める。

2 県（建設局）及び市における措置

(1) 浸水防止施設設置の促進

県及び市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的な事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

県及び市は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業と連携して重点的な対策に努める。

第6節 農地防災対策

1 東海農政局、市及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害の恐れのある地域において、これを防止するため排水機、樋門、排水路等の新設又は改修を行うとともに適切な維持管理を行う。

◆資料編（資料3-2）排水機場施設一覧表

(2) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

(3) 農畜産物の風水害予防対策

次の事項の管理強化について周知指導を行う。

ア 農作物関係

(ア) 品種の選定

(イ) 作付、栽培方法等

(ウ) 農薬の備蓄及び防除器具の整備

(エ) 倒伏に関する対策並びに防除用農薬の備蓄及び防除器具の整備

イ 畜産関係

(ア) 飼料の備蓄に対し、農家及び取扱い団体等に対する指導

(イ) 防疫用資料、緊急医薬品及び所用器具の整備

(ウ) 畜産施設の補強と緊急避難及び保護措置の指導

(エ) 伝染病発生予防のために防疫の強化を図る

第7節 複合災害

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画 5

1 市における措置

(1) 地震・津波発生後の初動期に洪水が発生するパターン

地震・津波発生直後に洪水が発生する場合、洪水に関しては事前に予測する事が可能であるため、被害の拡大を防ぐため堤防・水門の復旧や河川近くの被災者の避難誘導等を優先的に実施する。その際、市内の避難所のみでは十分な収容能力を確保できない場合も考えられるため、一時的に待機可能な場所や市外への広域応援を検討する。

(2) 地震・津波発生後の初動期以降に洪水が発生するパターン

地震発生から時間が経過して洪水が発生する場合、洪水に関しては事前に予測する事が可能であるため、被害の拡大を防ぐため河川近くの避難所で生活している被災者の移動を優先的にするなど浸水リスクの高い地域の避難指示・誘導等を実施する。その際、市内の避難所のみでは十分な収容能力を確保できない場合も考えられるため、一時的に待機可能な場所や市外への広域応援を検討する。

(3) 洪水発生後に地震・津波が発生するパターン

洪水発生後に地震・津波が発生する場合、地震・津波に関しては事前に予測する事が難しいため、地震・津波が発生した後の対応が主となる。このパターンは後発災害の事前対応が難しく、市に壊滅的な被害を及ぼす事が考えられ、市単独での応急復旧はきわめて困難と思われる。広域応援が被災地に入るまで、被災者の多くは野外での生活を余儀なくされるため、備蓄倉庫の備蓄品などの有効活用が求められる。なお、災害に便乗した犯罪が多く発生する危険性があるため、市民など市内関係者への徹底した周知が求められる。

第3章 土砂災害予防対策

基本方針

- 土砂災害警戒区域等の情報提供を行う。
- 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。
- 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、人命保護の立場から土砂災害危険個所の周知、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課、建築課	1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 土砂災害の防止	県	1(1) 土砂災害警戒区域等の指定 1(2) 山地灾害危険地区的把握 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進
	防災課、土木港湾課	2(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2(2) ハザードマップの作成及び周知
第3節 土砂災害対策	防災課、土木港湾課	1 関連調整事項
第4節 要配慮者利用施設に係る 土砂災害対策	防災課、土木港湾課、 県	1(1) 県土保全事業の推進 1(2) 施設管理者等に対する情報の提供 1(3) 施設管理者等の対する防災知識の普及
	防災課、高齢介護課、 福祉課、 こども課、学校教育 課 社会福祉施設等管理 者	2(1) 連携体制の確立 2(2) 施設管理者等に対する支援 2(3) 市長の指示等 2(4) 市長の助言・勧告
	要配慮者利用施設	3(1) 計画の作成 3(2) 訓練の実施
第5節 宅地造成の規制誘導	都市計画課、建築課、 県	1 災害防止パトロール等の実施
第6節 被災宅地危険度判定の体 制整備	建築課	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

1 市における措置

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、都市再生特別措置法を始めとする各種個別法令等や、立地適正化計画の作成等により適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 土砂災害の防止

1 県（建設局、農林基盤局）における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点では愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。

(2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を市へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区

域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を市へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

- ① 特定の開発行為の制限
- ② 建築物の構造規制による安全確保
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

- ① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 地すべり防止工事の実施

オ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど市の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

2 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）
 - ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
 - ⑤ 救助に関する事項
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

（2）ハザードマップの作成及び周知

市長は、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成にあたっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するにあたっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

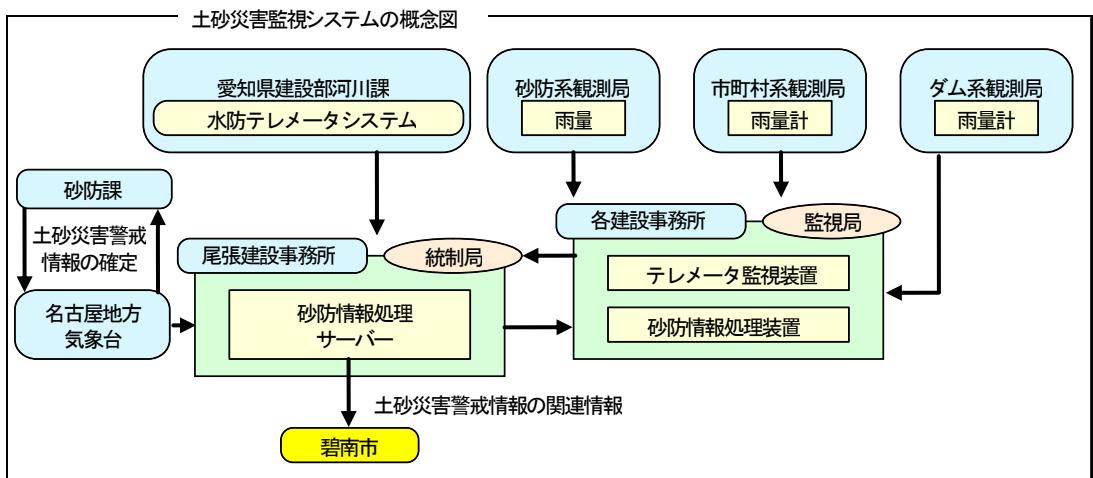
◆資料編（資料1－1）土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

※ 本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき県に指定された区域）については、資料編（資料1－1）のとおりであり、防災マップやホームページを通じて住民へ周知する。また、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制として、土砂災害に関する情報収集、伝達及び住民の避難、救助等については以下のとおりとする。

ア 土砂災害に関する情報収集、伝達について

土砂災害に関する情報として、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報やこれに関連する情報（大規模な土砂災害が急迫した場合に、中部地方整備局及び県が実施する緊急調査による土砂災害緊急情報並びに土砂災害監視システムにより降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報）を収集し、活用する（各情報は、気象庁のホームページ及び県防災システム及び各機関への問い合わせ等から入手する）。

また、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報が発表された場合は、へきなん防災メール及び報道機関を通じて住民へ伝達する。



イ 住民の避難、救助等について

(ア) 住民の避難

住民の避難について、避難情報の判断基準は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に定めるとおりであるが、発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

避難情報の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、ホームページ及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディアへの掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。

著しく危険が切迫しているとき、もしくは避難情報が発令された場合においては、市職員、消防職員、消防団、警察官、自主防災会、連絡委員、民生委員、児童委員等との連携・協力により、住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

(イ) 救助等

避難の遅れ等に伴い、救助等が必要となった場合は、第3編第5章救出・救助対策に基づき救助活動等を行う。

◆資料編（資料1－1）土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

【参考：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の説明】

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	<p>土砂災害から、市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進めます。</p> <p>土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、市地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図るものとする。</p> <p>また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内の主な対策は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 開発行為の制限 ② 建築物の安全性の向上 ③ 建築物に対する移転等の勧告
---------------------	--

第3節 土砂災害対策

1 関連調整事項

- (1) 市内危険箇所の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。
- (2) 河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各々の防災事業については、相互間の調整を行い事業執行の効率化、適正化を図るように考慮する。

第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

1 県（農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局）及び市における措置

(1) 県土保全事業の推進

要配慮者利用施設を土砂災害から守るために、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

(2) 施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を県及び市地域防災計画に登録することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の向上を図る。

2 市における措置

(1) 連絡体制の確立

市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

(2) 施設管理者等に対する支援

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができる、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、碧南市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第5節 宅地造成の規制誘導

1 県及び市における措置

(1) 宅地造成工事規制区域

県及び市は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

県は市と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるもの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のため必要な規制を行う。

(3) 宅地危険個所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第6節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、県が開催する土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会の開催に協力し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとして、その体制整備を図る。

第4章 事故・火災等予防対策

基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 海上災害対策	第四管区海上保安本部	1(1) 船舶及び海事関係者等に対する指導監督 1(2) 海上災害防止思想の普及 1(3) 船舶に対する警報等の周知 1(4) 排出油等防除資材等の把握及び協力体制の確立 1(5) 訓練の実施 1(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め
	消防署	2(1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄 2(2) 防災体制の強化
第2節 航空災害対策	消防署	1 消火薬剤等の資機材の整備
第3節 鉄道災害対策	鉄道事業者	1(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布 1(2) 保安設備の点検 1(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実 1(4) 鉄道施設の防災構造化 1(5) 広報活動
	中部運輸局、消防署	2(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理 2(2) 防災体制の強化 2(3) 救急救助用資機材の整備
第4節 道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、土木港湾課）	1(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1(2) 道路の防災対策 1(3) 実践的な訓練の実施 1(4) 情報通信手段の確保及び運用・管理
	防災課、土木港湾課、消防署	2(1) 救急救助用資機材の整備 2(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備
第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策	事業者	1 放射性物質を取り扱う事業者の予防対策 2 原子力事業者の予防対策
	事業者、消防署、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、名古屋地方気象台	3 放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備
	愛知労働局、消防署	4 放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握
	防災課、経営企画課、健康課、商工課、農業水産課、市民課 県	5 被ばく医療機関の把握 6 風評被害対策 7 情報伝達体制の整備
	防災関係機関	8 災害に関する知識の習得及び訓練等

区分	機関名	主な内容
第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	消防署	1(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査 1(2) 危険物施設管理者、保安監督者に対する保安指導の強化 2(1) 事業所の自主点検体制の確立 2(2) 必要資機材の備蓄
	危険物等施設の所有者・管理者・占有者	3 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
	危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	4 立入検査及び検査結果の交換
第7節 高圧ガス保安対策	中部近畿産業保安監督部	1(1) 保安思想の啓発 1(2) 規制の強化 1(3) 自主保安体制の整備
	高圧ガス施設の所有者・管理者・占有者	2 高圧ガス施設の整備
	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	3 災害防止技術の向上 4 関連調整事項
第8節 火薬類保安対策	中部近畿産業保安監督部	1(1) 保安思想の啓発 1(2) 規制の強化 1(3) 自主保安体制の整備
	消防署	2 事業者との災害防止協定締結による立入調査・勧告等の措置
	火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者	3 火薬類の安全な移転体制の確保
	火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	4 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発 5 関連調整事項

第1節 海上災害対策

1 第四管区海上保安本部における措置

(1) 船舶及び海事関係者等に対する指導監督

船舶及び海事関係者等に対し船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等法令の遵守について指導監督する。

(2) 海上災害防止思想の普及

海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(3) 船舶に対する警報等の周知

気象・津波・高潮・波浪に関する警報等の通知を受けたとき及び航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、放送、通報、巡回船艇の巡回等により船舶に周知する。

(4) 排出油等防除資材等の把握及び協力体制の確立

関係機関の保有するオイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤並びに作業船艇の消防能力等を把握するとともに、緊急時における協力体制

の確立を図る。

(5) 訓練の実施

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係各機関と連携したより実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

(6) 自衛隊への派遣要請手順等の取り決め

自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

2 消防署における措置

(1) 排出油等防除資材等の整備・備蓄

オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の排出油等防除資材並びに化学消火薬剤及び作業船艇等の整備・備蓄に努める。

なお、必要に応じて漂着油等の除去等に必要な資機材及び消防用資機材等の整備に努める。

(2) 防災体制の強化

大規模海難や危険物等の大量排出を想定し、関係機関と連携して防災体制の強化を図る。

第2節 航空災害対策

1 消防署における措置

消防署は、航空災害に備えて消火薬剤等の資機材の整備に努める。

第3節 鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布

鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。

(2) 保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

(4) 鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を「本編第4章第1節交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。

(5) 広報活動

鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

2 中部運輸局、消防署における措置

(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

中部運輸局、消防署は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

中部運輸局、県、県警察及び消防署は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

(3) 資機材の整備

消防署は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

第4節 道路災害対策

1 道路管理者（中部地方整備局、県、市）における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、「本編第5章第1節交通関係施設対策」により実施する。

(3) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

(4) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

2 市及び消防署における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

消防署は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展する恐れのある事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第5節 放射性物質及び原子力災害予防対策

1 放射性物質を取り扱う事業者における予防対策

事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

(1) 関係法令の遵守

(2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進

(3) 施設の不燃化等の推進

(4) 放射線による被ばくの予防対策の推進

(5) 施設等における放射線量の把握

(6) 自衛消防体制の充実

(7) 通報体制の整備

- (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

2 原子力事業者の予防対策

原子力事業者は、以下の原子力災害予防対策を行う。

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 原子力防災組織の運営
- (3) 輸送容器周辺の放射線量の把握
- (4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備
- (5) 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備
- (6) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
- (7) 原子力防災教育の実施
- (8) 原子力防災訓練の実施
- (9) 関係機関との連携

3 予防対策実施機関（事業者、消防署、愛知労働局、中部運輸局、第四管区海上保安本部及び名古屋地方気象台）における措置

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

4 愛知労働局、消防署における措置

愛知労働局、消防署は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努めるものとする。

◆資料編（資料5－5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図

5 被ばく医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるが、愛知県内に被ばく医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。

6 風評被害対策

- (1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、関係団体等と連携し、報道機関の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努めることとする。
- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつ分かりやすく明確な説明に努める。

7 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 市は、的確かつ分かりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- (3) 市は、県が市民等からの問い合わせに対応する県民相談窓口の設置等に協力する。
- (4) 市は、県と連携し、災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、平常時より情報伝達体制の整備に努める。

- (5) 市は、広報車の現地派遣、防災行政無線(同報系)、インターネットホームページ及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディア、ケーブルテレビ(株キャッチネットワーク)、コミュニティFM(株エフエムキャッチ)へきなん防災メール、緊急速報メール等の多様な手段を活用した情報伝達体制の整備に努める。
- 8 災害に関する知識の習得及び訓練等
防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

- 1 消防署における措置
- (1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査
消防署は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。
- (2) 危険物施設管理者、保安監督者に対する保安指導の強化
消防署は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。
- 2 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者における措置
- (1) 事業所の自主点検体制の確立
ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。
イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- (2) 必要資機材の備蓄
事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。
- 3 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置
防災関係機関及び関係企業は、それぞれ、又は共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- ◆資料編（資料5－3）石油類等大量保有事業所
◆資料編（資料5－5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図
- 4 関係調整事項
防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努めるものとする。

第7節 高圧ガス保安対策

- 1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置
中部近畿産業保安監督部及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。
- (1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガス保安法の周知徹底
- イ 各種の講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガスの取扱指導
- エ 保安活動促進週間の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 自主保安体制の整備

- ア 自主保安教育の実施
- イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ウ 地域防災協議会の育成

2 高圧ガス施設における措置

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。

3 高圧ガス施設等の所有者、管理者又は占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び消防署における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

- ◆資料編（資料5-4）高圧ガス大量保有事業所
- ◆資料編（資料5-5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図

4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第8節 火薬類保安対策

1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置

中部近畿産業保安監督部及び県は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するために、次の対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

- ア 火薬類取締法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類の取扱の指導
- エ 安全管理運動の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 各種事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

- (3) 自主保安体制の整備
 - ア 自主保安教育の実施
 - イ 防災訓練等の実施
 - ウ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- 2 消防署における措置

消防署は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。
- 3 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者又は占有者における措置

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。
- 4 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者又は占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局）及び市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- 5 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第5章 建築物等の安全化

基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 交通関係施設対策	施設管理者等、 土木港湾課、都市計画 課、農業水産課 消防署	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置 2(1) 交通施設の整備及び防災構造化 2(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導 3 鉄道事業者の対策 4 港湾・漁港の改修
第2節 ライフライン関係 施設対策	施設管理者等、 防災課、農業水産課、水 道課、下水道課	1 施設の被害を最小限にとどめる予防措置 2 電気事業者の対策 3 ガス事業者の対策 4 水道事業者の対策 5 下水道事業者の対策 6 通信事業者の対策
第3節 文化財保護対策	文化財課	1(1) 防災意識の高揚 1(2) 管理者に対する指導・助言 1(3) 連絡・協力体制の確立 1(4) 防火・消防施設等の設置 2 応急的な対策 3 災害時の対応 4 応援協力体制
第4節 防災建造物整備対策	建築課、こども課、 庶務課、学校教育課、 消防署 独立行政法人住宅金融 支援機構、 日本政策投資銀行	1(1) 公共建築物の不燃化 1(2) 優良建築物等整備事業の推進 1(3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 1(4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 1(5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 1(6) 文教施設・設備等の点検及び整備 1(7) 危険物の災害予防 2 耐火建築物建設資金の融資

第1節 交通関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸、海、空における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路

中部地方整備局、県、市及び道路占用者は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等道路施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等の必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策

山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

(碧南市においては、山間道路は存在しない)

(3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

4 港湾・漁港

中部地方整備局、県（建設局）及び市は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 港湾改修

近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化に伴い、航路や泊地の拡幅、増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。さらに、台風、高潮災害による被害を低減するため、埠頭用地等の嵩上げを実施する。

(2) 漁港改修

外郭施設等の整備により、激浪時に漁船が安全に避難・係留できる係船岸を確保し、被害を未然に防止する。

(3) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯をさけるため、県下に拠点地区を設け収容し、船舶同士の衝突などの二次災害を防止する。

第2節 ライフライン関係施設対策

1 施設管理者、及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統

多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートの選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をする。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要的ものは除

去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。

また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(5) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

5 下水道

下水道管理者（県（建設局）及び市）は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び県民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

1 市における措置

(1) 防災意識の高揚

1月26日の「文化財防火デー」近辺で、防火訓練等を実施し、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災意識の高揚を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するよう、指導、助言を行う。

(4) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、防火壁等の施設の設置を促進する。

2 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・水災・散逸などの二次災害防止に努める。

3 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

4 応急協力体制

市は県と協力して、緊急避難用保管場所（美術館、図書館）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第4節 防災建造物整備対策

1 市における措置

(1) 公共建築物の不燃化

公営住宅、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

(2) 優良建築物等整備事業の推進

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

(3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

(4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

(5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(6) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(7) 危険物の灾害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

2 独立行政法人住宅金融支援機構及び日本政策投資銀行における措置

中高層耐火建築物を建設する中小企業者の組織及び市街地再開発事業を施行する組合に対して融資を行い、耐火建築物の建設を促進する。

第6章 都市の防災性の向上

基本方針

- 都市計画マスターplan等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。また、区域区分及び地域地区を定め、合理的かつ秩序ある土地利用や、狭い道路の拡幅、建築物等の耐震化、建築物の強風対策及び空き家の除却や跡地利用に対する取組みを促進する。さらに、住民が主体となってきめ細かなまちづくりを進めるため、地区計画の推進を図る。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 都市計画のマスターplan等の策定	都市計画課	1(1) 都市計画のマスターplanの策定 1(2) 立地適正化計画の策定 1(3) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	土木港湾課、都市計画課、 都市整備課	1(1) 道路の整備 1(2) 公園・緑地の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	都市計画課、建築課	1(1) 防火・準防火地域の指定 1(2) 建築物の不燃対策
第4節 建築物の強風対策	建築課	1(1) 建築物の強風対策
第5節 市街地の整備・改善	土木港湾課、都市計画課、 都市整備課、建築課	1(1) 密集市街地の改善 1(2) 地区計画

第1節 都市計画のマスターplan等の策定

1 市における措置

(1) 都市計画のマスターplanの策定

都市計画マスターplan及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

(2) 立地適正化計画の策定

将来訪れる人口減少に備え、都市機能及び居住区域を集約する立地適正化計画を策定し、防災上警戒すべき区域には都市機能及び居住区域を誘導しない方針とする。

(3) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 市における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画にあたっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

また、災害時の緊急車両の活動を円滑に行うため、生活道路の整備、拡幅を推進する。

(2) 都市における公園・緑地の整備

都市における大規模火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、公園・緑地の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、「愛知県広域緑地計画」及び「碧南市緑の基本計画」に基づき、以下のとおり、都市公園の整備及び緑化重点地区や保全配慮地区の指定を積極的に進めていく。

ア 都市公園の整備

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、公園・緑地の配置計画については、「碧南市緑の基本計画」で位置付ける防災系統の配置方針に基づき、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫など防災施設の整備と防災機能の充実を図り、避難場所など防災活動の場として役割を果たす公園整備を推進する。

イ 緑化重点地区・保全配慮地区の指定

都市内の緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、緑化重点地区や保全配慮地区に指定し、積極的に緑化の推進と緑地の保全をしていく。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 市における措置

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域に防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼の恐れのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準を満たし、周辺の状況も含め防火上、避難上の安全が確保できる場合を除く。

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が $1,000\text{ m}^2$ を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 建築物の強風対策

1 市における措置

(1) 建築物の強風対策

近年、強い台風の上陸により、建築物への被害が多く発生している。本市においては、特に老朽化した空き家の屋根材や外壁材などの飛散が危惧されている。また、建築基準法の瓦屋根の繋結方法が令和4年1月1日から強化されたことから、安全確保のため建築物の強風対策を計画的に実施する。なお、本市における強風対策の区域は市内全域とする。

第5節 市街地の整備・改善

1 市における措置

(1) 密集市街地の改善

狭い道路の拡幅、建築物等の耐震化及び空き家の除却などの取組みをはじめとする、密集市街地を整備・改善する事業は、道路拡幅や耐震性能の向上、危険な空き家の除却等により延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものであるため、計画的に実施する。

(2) 地区計画

市民自らが防災に対しての意識を持ち、災害時における緊急車両等の活動に配慮した基盤整備が出来るよう地区計画制度を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

基本方針

- 風水害等の災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 内 容
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	全庁 消防署、県	1(1) 防災施設等の整備 1(2) 防災用拠点施設の整備促進 1(3) 公的機関の業務継続性の確保 1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1(5) 人材の育成等 1(6) 防災中枢機能の充実 1(7) 浸水対策用資器材の整備強化 1(8) 防災用拠点施設の屋上番号標示 2(1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用 2(2) 消防施設の整備促進 2(3) 市有施設の自衛消防体制の整備 2(4) 市業務継続計画等の策定・見直し 3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 4 水防倉庫の整備改善 5 気象観測情報等の提供 6 情報の収集・連絡体制の整備等 7 救助・救急に係る施設・設備等 8 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等 9 防災担当者の教育訓練の実施 10 物資の備蓄、調達供給体制の確保 11 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 12 災害廃棄物処理に係る事前対策 13 罹災証明書の発行体制の整備
	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社	5 気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市及び防災関係機関における措置

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画 2. 3

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、庁舎や避難所等、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

また、庁舎においては災害対策本部機能の保全を図るため、太陽光発電設備や蓄電システムを整備する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材

を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資器材の整備強化

市は、浸水注意箇所等について具体的な浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

◆資料編（資料3-1）水防資器材備蓄状況

◆資料編（資料3-3）重要水防箇所

(9) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、市役所及び市内各中学校の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

2 市における措置

(1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用

ア 市は、防災情報等の迅速な伝達を図るため、以下の機器等を整備し、活用する。

(ア) 防災行政無線

(イ) 全国瞬時警報システム（J—ALER T）

(ウ) 県が整備した防災情報システム

(エ) 衛星携帯電話

(オ) へきなん防災メール

イ 市はサーバーの外部設置等により、情報通信網が被災した場合でも隨時にホームページが更新可能な環境確保に努める。

(2) 消防施設の整備促進

ア 市は、消防・救急に係る消防施設の充実のため、救急業務を促進するための補助制度を活用し、今後も積極的にその整備を推進する。

イ 市は、大地震に耐える防火水槽の設置及び住民による可搬式動力ポンプの操作が、より効果的であるため、可搬式動力ポンプの整備を促進する。

(3) 市有施設の自衛消防体制の整備

防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防用水利及び消火用機器の整備を図る。

(4) 市業務継続計画等の策定・見直し

市は、県の支援を受けて、業務継続計画等の策定・見直しを行う。

3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

◆資料編（資料5－1）消防用資機材等保有状況

4 市及び消防署における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要ない木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資器材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

◆資料編（資料3－1）水防資器材備蓄状況

5 名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

6 情報の収集・連絡体制の整備等

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画2．3

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮して、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防火構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

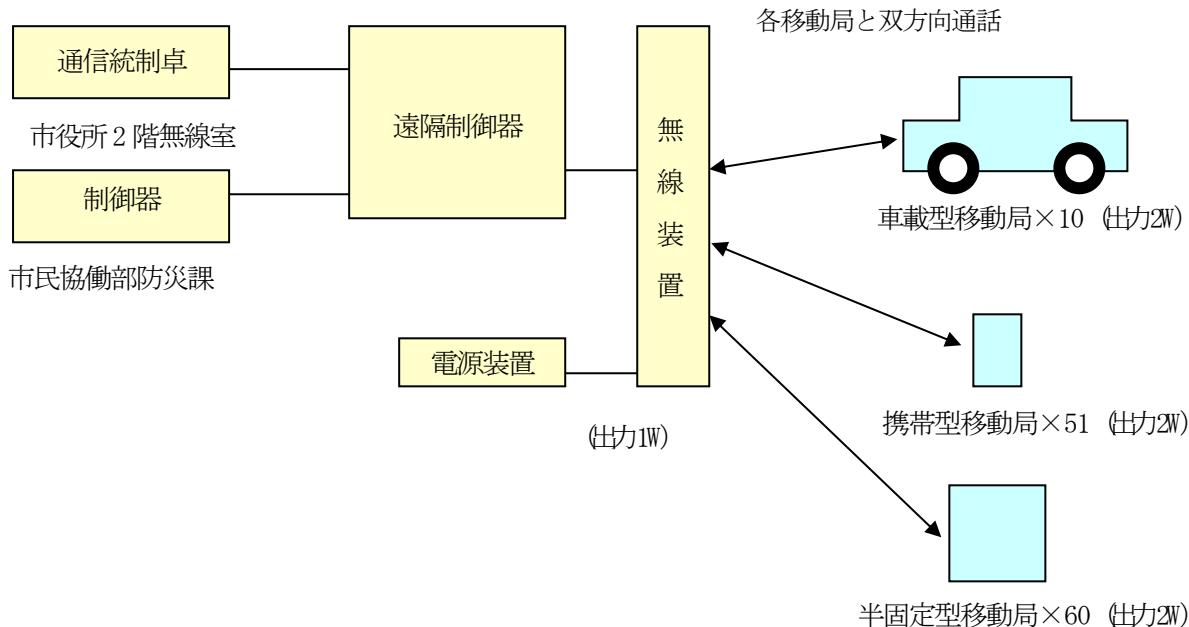
万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

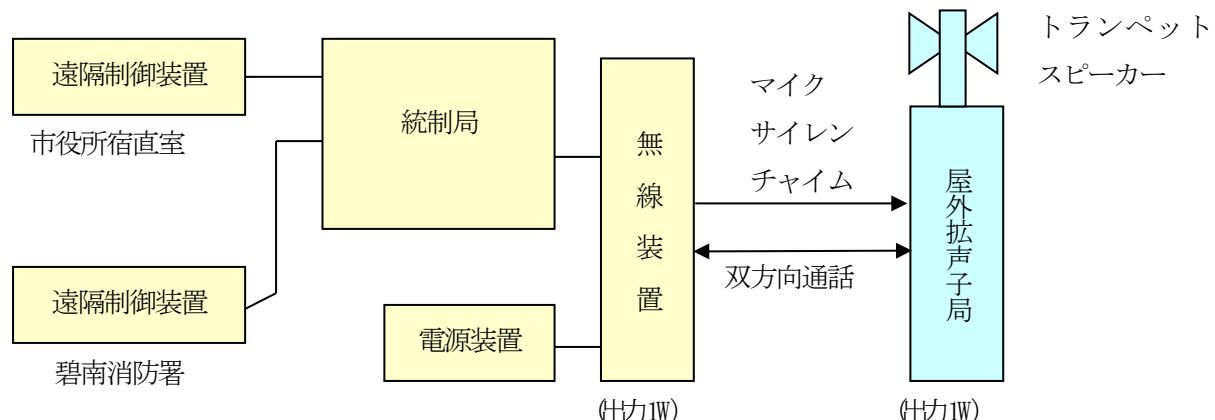
県は、被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

なお、市で整備された防災行政無線局の通信系統は次のとおり。

(ア) 防災行政無線（移動系）



(イ) 防災行政無線（同報系）



◆資料編（資料4-1）無線局

◆資料編（資料12-12）愛知県防災行政無線局に関する協定書

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

7 救助・救急等に係る施設・設備等

担架等の救助用資機材及びアルファ米、クラッカー等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

災害時、水道施設が使用できない場合に井戸水を地域住民に対し提供できる井戸所有者を「井戸水提供の家」として指定する。この指定を受けた家は、周りを清潔に保つ等、井戸の衛生管理に努める。

8 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧等に必要な土木機械等が必要な場合は、碧南市災害復旧協議会員等の機械を借り上げるものとする。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

9 防災担当者の教育訓練の実施

風水災害等に対処すべき防災関係者には、風水災害等に関する深い知識と風水災害等を防御するための防災資機材を自由に駆使し得る知識、技能の習得が必要である。よって、防災担当者の教育訓練の徹底を図り、風水災害等に的確に対処し得る人材を養成する。

10 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うにあたっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要な仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

11 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定にあたっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、

高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

1.2 災害廃棄物処理に係る事前対策

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画 4. 2. 1

(1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 県災害廃棄物処理計画に係る対策

市は、県が愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき実施する市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制整備に協力するものとする。また、県が実施する人材育成・訓練に参加、協力するものとする。

(3) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

1.3 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第8章 避難行動の促進対策

基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長等は、あらかじめ一時退避場所、火災時退避場所や避難所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	県、 防災課	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 一時退避場所、火災時退避場所及び避難路の指定等	防災課、土木港湾課	1(1) 一時退避場所、火災時退避場所の指定 1(2) 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	防災課	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定等に係る助言 1(3) 事前準備
	県、名古屋地方気象台、中部地方整備局	2 判断基準の設定に係る助言
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	防災課、資産活用課、 消防署、警察署 防災上重要な施設の管理者	1(1) 避難計画の作成 1(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置 3 避難行動要支援者の避難対策
第5節 避難に関する意識啓発	県、 防災課 名古屋地方気象台	1(1) 一時退避場所、火災時退避場所等の広報 1(2) 避難のための知識の普及 1(3) 防災設備等の表記

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 県（防災安全局）における措置

県は、市に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画 2. 3

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、るべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

3 県（防災安全局）、市及びライフライン事業者における措置

県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 一時退避場所、火災時退避場所及び避難路の指定等

1 市における措置

(1) 一時退避場所、火災時退避場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を一時退避場所、火災時退避場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、一時退避場所、火災時退避場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した一時退避場所、火災時退避場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに必要に応じて一時退避場所、火災時退避場所を選定する。

ア 火災時退避場所

市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により火災時退避場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、火災時退避場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

（ア）火災時退避場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

（イ）火災時退避場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2m²以上とする。

（ウ）火災時退避場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

（エ）火災時退避場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

- (オ) 火災時退避場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (カ) 火災時退避場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- (キ) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

イ 一時退避場所

市は、火災時退避場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時退避場所として選定し、確保する。なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては火災時退避場所と同様の取扱いとする。

◆資料編（資料8－1）一時退避場所及び火災時退避場所

ウ 一時退避場所

市は、津波や河川のはん濫等から住民が緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を一時退避場所とし、指定を推進する。

◆資料編（資料8－1）一時退避場所及び火災時退避場所

(2) 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- エ 浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画2. 3

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 豪雨、洪水、高潮、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - (ア) 気象予警報及び気象情報

- (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報
 - (ウ) 海岸の水位情報
 - (エ) 土砂災害警戒情報、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
 - ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
 - エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること
 - (ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - (イ) 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - (ウ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）
 - オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
 - カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。
 - キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること
 - (ア) 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。
- また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに一時退避場所、火災時退避場所への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。
- なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要

がある。

(イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、【警戒レベル5】緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超えると推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、【警戒レベル5】緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることがある。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるように、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 避難計画の作成

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

- ア 避難情報を行う基準及び伝達方法
- イ 一時退避場所、火災時退避場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
なお、一時退避場所、火災時退避場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- ウ 一時退避場所、火災時退避場所、避難所への経路及び誘導方法
- エ 一時退避場所、火災時退避場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 一時退避場所、火災時退避場所、避難所の管理に関する事項
 - (ア) 一時退避場所、火災時退避場所や避難所の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。さらに、平素から非常の事態に備え、避難訓練の実施、登下校の心得及び各家庭への連絡方法等適切な行動・処置ができるようにする。
 - イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、一時退避場所、火災時退避場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
 - ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。
- 2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置
市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑か

つ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

市地域防災計画で具体的に定めるに内容については、第2章第4節、第3章第2節に定めるところによる。

3 避難行動要支援者の避難対策

第9章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

1 市及び名古屋地方気象台における措置

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようするため、一時退避場所、火災時退避場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、市民の意識啓発を図るものとする。

(1) 一時退避場所、火災時退避場所等の広報

市は、一時退避場所、火災時退避場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項について、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 一時退避場所、火災時退避場所、避難所の名称
- イ 一時退避場所、火災時退避場所、避難所の所在位置
- ウ 一時退避場所、火災時退避場所、避難所への経路
- エ 一時退避場所、火災時退避場所、避難所の区分
- オ その他必要な事項

(ア) 一時退避場所、火災時退避場所と避難所の役割が違うこと

(イ) 一時退避場所、火災時退避場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるように努める。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、一時退避場所、火災時退避場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した一時退避場所、火災時退避場所を避難先として選択すべきであること（特に、一時退避場所、火災時退避場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）

(ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計

画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

- (イ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと
ウ 一時避難場所、火災時避難場所、避難所滞在中の心得
防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
イ 市は、避難所及び一時避難場所、火災時避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、一時避難場所、火災時避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 県及び市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるように、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 避難所の指定・整備	防災課、庶務課、こども課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課、 自主防災会	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者支援対策	防災課、高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課、 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策 1(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	防災課、商工課	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築

第1節 避難所の指定・整備

1 市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家庭）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定にあたっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

◆資料編（資料8-2）市の指定する避難所

◆資料編（資料8-3）福祉避難所

◆資料編（資料12-22）災害時における避難所開設に関する協定書

（市対碧南市社会福祉協議会）

◆資料編（資料12-37）災害時等における要配慮者に対する社会福祉施設等の使用に

関する協定書

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 一時退避場所、火災時退避場所と避難所は相互に兼ねることができるが、一時退避場所、火災時退避場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーテーション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、「碧南市避難所開設・運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所毎に運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

◆資料編（資料7－2）資機材等備蓄一覧表

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含め、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅者の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災会やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする

◆資料編（資料12-60）災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高齢者実態調査において、単身高齢者、高齢者世帯として把握されている者
- (イ) 介護保険法における要介護認定が、要介護度3から5の認定を受けている者
- (ウ) 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で市に申し出をした者
- (エ) 身体障害者（身体障害者手帳1、2級の者）
- (オ) 知的障害者（療育手帳A、B判定の者）
- (カ) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1、2級の者）
- (キ) 移動に介助を必要とする療養者
- (ク) その他市長が必要と認める者

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

市は、転入や介護認定、障害者手帳の取得等により、新たに避難行動要支援者に該当することとなった者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合、及び避難行動要支援者が社会福祉施設等へ入所等をしたことを把握した場合は、該当する者の情報を名簿から削除する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとする。

避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員、児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自主防災会及び町内会とする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

オ 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するように努めるものとする。

計画には、避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。以下、同じ。）の氏名及び住所、電話番号その他の連絡先、避難施設、避難路等に関する事項を記載するものとする。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

※ 人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必

要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

カ 個別避難計画情報の利用及び提供

市は、避難支援等関係者に、計画情報を提供することについて避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得られた者の計画情報を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で提供するものとする。

キ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ク 県及び名古屋地方気象台からの取組の支援

市は、県の実施する事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援及び名古屋地方気象台が実施する要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を積極的に活用するものとする。

ケ 名簿情報及び計画情報の漏えいを防止

避難支援等関係者に対し、名簿情報及び計画情報を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿情報及び計画情報の活用に支障が生じないよう、適切な管理に努めるものとする。

コ 安全確認後の避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に一時退避場所、火災時退避場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

県、市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称、所在地及び水害時の避難所について市地域防災計画（資料編（資料1－2））に定めるとともに、住民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

◆資料編（資料1－2）浸水想定区域内要配慮者利用施設

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、碧南市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすること

ができる。

(6) 災害ケースマネジメント

市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等（3日分を推奨）を促すものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第10章 広域応援・受援体制の整備

基本方針

- 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	防災課	1 資料の整備
	全庁、消防署、警察署	2 応援協定の締結等 3 応援要請手続き等の整備 4 受援体制の整備 5 訓練、検証等
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	防災課、経営企画課 消防署、警察署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	防災課、資産活用課、行政 課、商工課	1(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1(2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	防災課、土木港湾課、都市 整備課、スポーツ課	1 防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 資料の整備

市は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

2 応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

(2) 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必

要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

- ◆資料編（資料12-10）衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定
- ◆資料編（資料12-25）碧南市、越前市災害時相互応援協定書
- ◆資料編（資料12-29）石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- ◆資料編（資料12-31）碧南市、由仁町災害時相互応援協定書
- ◆資料編（資料12-35）碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書
- ◆資料編（資料12-40）西三河災害時相互応援協定書

3 応援要請手続等の整備

【参照項目】

碧南市洪水時応急復旧計画2.3

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

4 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

5 訓練、検証等

市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、隨時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

1 緊急消防援助隊

市及び消防署は、大規模災害の発生に備え、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

2 広域航空消防応援

市及び消防署は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広

域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

3 広域消防相互応援

市及び消防署は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」と「西三河地区消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ効果的に活動できる体制を確保できるように努めるものとする。

◆資料編（資料12-5）西三河地区消防相互応援協定書

4 自衛隊

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画2. 3

市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 県及び市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

県及び市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、隨時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援

を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、T E C – F O R C E のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国（国土交通省）、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

なお、本市の防災活動拠点は第3編第4章第6節2のとおり。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

- 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 防災訓練の実施	全庁 消防署 災害復旧協議会	1(1) 基礎訓練 1(2) 総合訓練 1(3) 広域応援訓練 1(4) 防災訓練の指導協力 1(5) 訓練の検証 1(6) 図上訓練等
	防災課、こども課、学校教育課 消防署	2(1) 計画の策定及び周知徹底 2(2) 訓練の実施 2(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・ 広報	全庁 県警察、名古屋地方気象台	1(1) 防災意識の啓発 1(2) 防災に関する知識の普及 1(3) 家庭内備蓄等の推進 1(4) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	防災課、学校教育課、こども課	1(1) 児童生徒等に対する安全教育 1(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校（登降園）の安全確保 2 市職員の防災教育
	防災関係機関	3 防災教育の実施

第1節 防災訓練の実施

1 市及び消防署における措置

市は、国や県及び他市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実

施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘査した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施するものとする。

(ア) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施するよう努める。

(イ) 実施地域

河川の危険地域等洪水の恐れのある地域で実施するよう努める。

イ 消防訓練

消防署は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、県等と合同して実施するものとする。

ウ 避難・救助訓練

市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあっては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。

特に自主防災会、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

エ 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団等の円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

(2) 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を必要に応じて実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害の恐れのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関

及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

(3) 広域応援訓練

県及び市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(4) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティーの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(5) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練結果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(6) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。

2 市及び国立・私立学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 市における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識（風水害、火災等）

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の一時退避場所、火災時退避場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

ク 避難生活に関する知識

ケ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

コ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、

自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(4) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市及び国立・私立学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校、幼稚園及び保育所において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、学級会活動、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校、幼稚園及び保育所ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

（ア）通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携

を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

- (イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
 - (ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。
 - (エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。
 - (オ) 幼児の登降園については、保護者が付き添うものとする。
 - (カ) 高等学校における登下校については、生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。
- イ 登下校の安全指導
- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
 - (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
 - (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市における措置

市職員が一丸となって積極的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第12章 防災に関する調査研究の推進

基本方針

- 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 防災に関する調査研究の推進	防災課、土木港湾課	1(1) 危険地域の把握 1(2) 危険地区的被害想定 1(3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 1(4) 地籍調査 2 調査研究成果の活用

第1節 防災に関する調査研究の推進

1 市における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域及び火災危険地域について、下記のとおり広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

ア 水害危険地域

地形、降雨量、河川流量、堤防の高さと強弱、川床の状況、池沼の貯水量

イ 地すべり危険地域

地形、地質、降雨量、地表水及び地下水の状況、土地の滑動状況

ウ 火災危険地域

地勢、気象、木造建物の建築面積及び平均建ぺい率、危険物施設の配置構造及び取扱品目、消防施設、設備の状況、消防水利、道路状況

(2) 危険地区的被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

◆資料編（資料11-1）災害の記録

(3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区的被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティーレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位

等) でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(4) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

[参照項目]

碧南市職員非常配備体制表 非常配備基準

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県	<ul style="list-style-type: none"> ○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部会議の開催 → ○国又は他都道府県職員の派遣要請 	
碧南市	<ul style="list-style-type: none"> ○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○国又は他市町村職員の派遣要請 	
防災関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備 	

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 内 容
第1節 災害対策本部の設置・運営	(市) 本部班（防災課）、 第1医療班（健康課） 防災関係機関	1(1) 市災害対策本部の設置 1(2) 組織及び活動体制 1(3) 市災害対策本部設置の県等への報告 1(4) 勤務時間外における体制の整備 1(5) 本部長（市長）不在時における意思決定 1(6) 本部会議 1(7) 本部組織及び本部各班の分担事務 1(8) 標識等 2(1) 非常配備の基準 2(2) 配備編成 2(3) 非常連絡及び動員 2(4) 惨事ストレス対策
第2節 職員の派遣要請	情報・調整班（秘書課）	1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第21条） 2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17） 3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条） 4 被災市町村への市職員の派遣

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 1(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項
	(市) 本部班（防災課）、避難所班（国保年金課）、住宅建築班（建築課）、調達班（資産活用課、行政課）、水道班（水道課）、第1医療班（健康課）、学校教育班（庶務課、学校教育課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）土木施設管理班（土木港湾課） 本部班は総括	2(1) 救助の実施 2(2) 県が行う救助の補助
	日本赤十字社 愛知県支部	3 救助の実施

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 市における措置

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画 2. 4

(1) 市災害対策本部の設置

市は、当該区域において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

ア 災害対策本部設置の時期

市域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたときは、市災害対策本部を設置する。なお、「市水防計画」による「市水防本部」は、災害対策本部が設置された場合には同本部に統合される。

本部は、碧南市職員非常配備体制表に定めるところにより、設置するものとする。

◆資料編（資料14-2）碧南市職員非常配備体制表（抜粋）

イ 災害対策本部室

災害対策本部の設置場所は以下のとおりとする。しかし、何らかの理由により市役所に本部が設置できない場合は、碧南市文化会館内に本部を設置する。

(ア) 第1次非常配備（警戒体制）の場合、会議室1に設置する。

(イ) 第2次非常配備以上の場合、会議室4・5に設置する。

◆資料編（資料12-2）碧南市災害対策本部条例

(2) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定め

ておくものとする。

(3) 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告及び公表

対策本部は、予想された災害の危険が解消されたとき、又は災害発生後における応急対策が、おむね完了したと認められたとき廃止する。

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

また、本部の設置又は廃止したときは、市民、市職員、県（西三河県民事務所）、その他関係機関に対し、電話、放送、広報等の適切な手段で通知及び公表する。

(4) 勤務時間外における体制の整備

市長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(5) 本部長（市長）不在時における意思決定

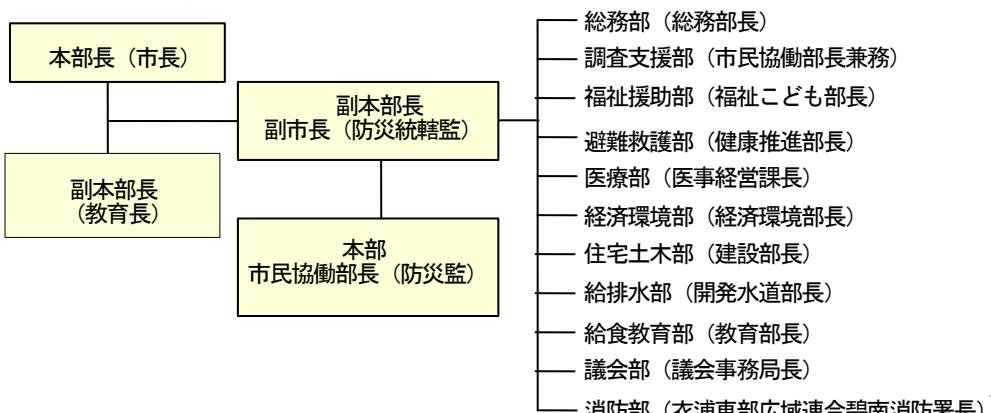
ア 本部長の職務を代理する副本部長の順位は、次のとおりとする。

(ア) 副市長（防災統轄監）

(イ) 教育長

イ 副本部長が本部長の職務を代理できない場合には、防災監（市民協働部長）を最優先にするほか、碧南市行政組織規則第22条の規定に準ずるものとする。

＜碧南市災害対策本部組織図＞



(6) 本部会議

本部会議は、本部長、防災統轄監、副本部長及び各部長で組織し、災害対策の早急に実施するべき基本的な事項について協議する。

ア 本部会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

(イ) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ウ) 避難情報に関すること。

(エ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

(オ) 国・県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関・団体等に対する応援の要請に関すること。

(カ) その他災害対策に関する重要な事項。

イ 本部員会議の開催

- (ア) 本部員会議は本部長が召集し、本部長が議長となり、特別の指示がない限り災害対策本部室で開催する。
- (イ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、必要により、班長その他所管の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員において会議の招集を必要と認めるときは、防災統轄監にその旨を申し出るものとする。

ウ 決定事項の周知

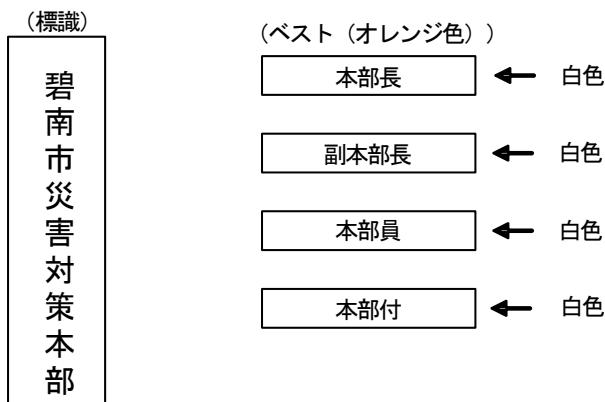
会議の決定事項のうち、本部長又は各部長が職員に周知を要すると認めた事項は、部長は速やかにその徹底を図らなければならない。

(7) 本部組織及び本部各班の分担事務

碧南市職員非常配備体制表のとおりとする。

なお、災害対策活動については、相互間の連絡を密にしてこの活動の円滑なる推進ができるよう協力する。

(8) 標識等



2 職員動員計画

[参照項目]

◆資料編（資料14-2）碧南市職員非常配備体制表（抜粋）

災害応急対策を円滑に実施するための必要な人員を把握し、動員配備するよう定めるものとする。ただし、東海地震注意情報の発表があった場合又は警戒宣言が発令された場合は地域防災計画（地震災害対策計画）の定めるところによる。

(1) 非常配備の基準

職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容	摘 要
第1次 非常配備 準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 10分間雨量 5mm 又は時間雨量 10mm 程度の強雨が降り始めたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 4 その他防災統轄監が必要と認めたとき。	情報連絡活動に警防担当職員が当るとともに、状況に応じ各班の最小限の人員をもって当るもので、状況により、さらに上位の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	災害対策本部を設置しない。
第1次 非常配備 警戒体制	1 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。 2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 土砂災害警戒情報 3 碧南市内に土砂・浸水害・洪水で警戒レベル3相当以上の情報が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 5 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。 6 その他市長が必要と認めたとき。	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の所要の人員をもって当るもので、状況により、さらに上位の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	状況により災害対策本部を設置する。 消防団員（消防予備隊を含む）は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。
第2次 非常配備	1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報	上記のほか、関係各班の所要の人員をもってあたるもので、状況により速やかに第3次非常配備に切り替えることができる体制又は切り替える前においても災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。	災害対策本部を設置する。 消防団員（消防予備隊を含む）は、各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により参集し、活動に当たる。

	(7) 矢作川氾濫警戒情報 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。この場合は、各公共施設の責任者は、本部から連絡がなくても、すみやかに出動して、施設点検をした後、本部班にその状況を報告すること。 5 その他市長が必要と認めたとき。		
第3次 非常配備	1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。 2 碧南市に震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。	各部各班の全員をもって当るもので、状況により直ちに全活動ができる完全な体制とする。	災害対策本部を設置する。 消防団員（消防予備隊を含む）は、伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。 それ以外の場合は、災害対策本部の要請により活動に当たる。

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行わない。

(2) 配備編成

各部班の編成は、碧南市職員非常配備体制表によるものとする。

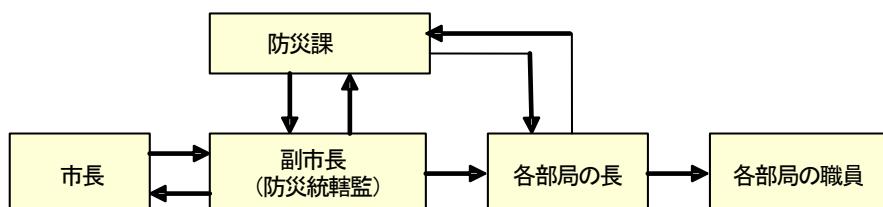
◆資料編（資料14-2）碧南市職員非常配備体制表（抜粋）

(3) 非常連絡及び動員

気象情報の通知を受けて災害発生が予想される場合、その規模により本部会議の開催又は本部長（市長）の指示により、配備区分による配備体制をとるものとする。

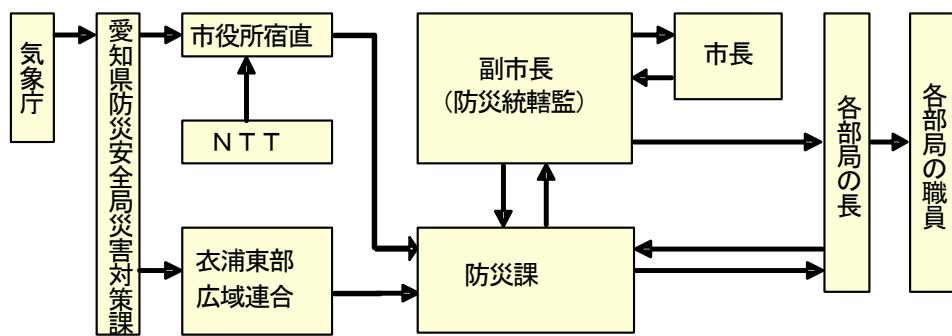
指令の伝達系統は次のとおりとする。

(ア) 勤務時間内の伝達方法



※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。

(イ) 勤務時間外の伝達方法



※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。

(ウ) 職員の招集、出動

- a 各部長、班長（課長）は、配備の指示を受けたときは直ちにそれぞれの配備編成に従い、班員を招集し防災体制に支障を来たさないようにしなければならない。本部長から出動の指示を受けた各部長、班長は、あらかじめ定めた体制により、班員を指揮して防災業務を遂行しなければならない。
- b 配備に対する職員の心構え
 - (a) 職員は、事前に定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に認識しておかなければならない。
 - (b) 職員は、災害が発生する恐れがあるときは、ラジオ、テレビの聴視、所属長、市民協働部防災課への照会によるほか、自らの工夫により情報を知るように努めなければならない。
 - (c) 職員は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、非常配備命令がないときでも状況によっては所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断で速やかに部署に参集し、防災活動に従事するものとする。
 - (d) 万一被災により、道路交通の利用が不能であらゆる手段によっても定められた配備部署に付くことができない場合は、
 - ① 電話連絡等により所属長又は本部の指示を受けること。
 - ② 前記①が不可能な場合は、最寄の市の指定する避難所等に参集し、防災活動に従事するよう最大の努力をしなければならない。

(4) 慘事ストレス対策

- ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する

場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

◆資料編（資料12－13）災害対策本部等設置時における職員の派遣に関する協定書（市対衣浦東部広域連合）

4 被災市町村への職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用

1 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。

なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う救助の種類は、避難所の供与及び要配慮者の輸送とする。

(3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類（市担当部署）	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与（避難所班）	市（県が委任）	
要配慮者の輸送（調達班）	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置（住宅建築班）	県	
食品の給与（調達班）	市（県が委任）	
飲料水の供給（水道班）	市（県が委任）	
被服、寝具の給与（調達班）	市（県が委任）	
医療、助産（第1医療班）	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出（本部班）	市（県が委任）	
住宅の応急修理（住宅建築班）	市町村（県が委任）	県
学用品の給与		
市立学校児童生徒分（学校教育班）	市（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬（遺体安置班）	市（県が委任）	
死体の搜索及び処理（遺体安置班）	市（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去（土木施設管理班）	市（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関する必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅

速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

2 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

(1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。

(2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第2章 避難行動

基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災対法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画2. 1

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
気象台	<input type="checkbox"/> 特別警報・警報の発表・伝達 <input type="checkbox"/> 洪水予報の発表・伝達 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報の発表・伝達		→
中部地方整備局	<input type="checkbox"/> 洪水予報の発表・伝達 <input type="checkbox"/> 水防警報の発表・伝達 <input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の発表・伝達		→
県	<input type="checkbox"/> 洪水予報の発表・伝達 <input type="checkbox"/> 水位情報の周知 <input type="checkbox"/> 水防警報の発表・伝達 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報の発表・伝達 <input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の発表・伝達 <input type="checkbox"/> 警報等の市町村等への伝達 <input type="checkbox"/> 立退き指示等の代行		→
碧南市	<input type="checkbox"/> 伝達された情報等の住民等への周知徹底 <input type="checkbox"/> 立退きの指示 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導		→
報道機関	<input type="checkbox"/> 迅速な警報の放送		

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達
	中部地方整備局、県	2 洪水予報の発表・伝達 3 高潮に係る水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達
	西日本電信電話株式会社	7 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知
	日本放送協会名古屋放送局	8 迅速な警報の放送
	(市) 本部班(防災課)、広報班(秘書課)	9 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知
第2節 避難情報	その他防災関係機関	10 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置 11 気象予報警報等の伝達系統 12 異常現象の通報
	(市) 本部班(防災課)	1(1) 避難情報 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告(災害対策基本法第60条第4項) 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 1(5) 避難の指示の内容 1(6) 避難の措置と周知
	水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知(水防法第29条)
	県	3(1) 洪水等のための立退きの指示 3(2) 地すべりのための立退き指示 3(3) 通知(地すべり等防止法第25条) 3(4) 市町村への助言、ホットラインによる情報提供・共有 3(5) 市町村の事務の代行 3(6) 第四管区海上保安部、自衛隊、県警察に対する応援要請 3(7) 他市町村に対する応援指示
	県警察(警察官)	4(1) 警察官職務執行法第4条による措置 4(2) 災害対策基本法第61条による指示 4(3) 報告・通知等(報告・警察官職務執行法第4条第2項) (通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)
第3節 住民等の避難誘導等	第四管区海上保安本部(海上保安官)	5(1) 災害対策基本法第61条による指示 5(2) 報告・通知等(通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)
	名古屋地方気象台、中部地方整備局	6(1) 市長への助言
	自衛隊(自衛官)	7(1) 避難等の措置 7(2) 報告(自衛隊法第94条)
	避難者等	8 避難の準備
	(市) 本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課) 消防署、警察署	1 住民等の避難誘導 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援 3 移送の方法

第4節 広域避難	(市)本部班 (防災課) 県	1 広域避難に係る協議 (1) 市における措置 (2) 県における措置 2 居住者等の運送 (1) 県における措置
-------------	-------------------	---

第1節 気象警報等の発表、伝達

1 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・国土交通省機関に通知しなければならない。

同地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・国土交通省機関に伝達する。

また、同地方気象台は、報道機関及び特別警報・警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、特別警報・警報・注意報等を伝達する。

2 洪水予報（中部地方整備局、県及び名古屋地方気象台等における措置）

中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、矢作川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

3 高潮に係る水位情報の周知（県（建設局）における措置）

県は、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

4 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置）

(1) 中部地方整備局は、矢作川について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

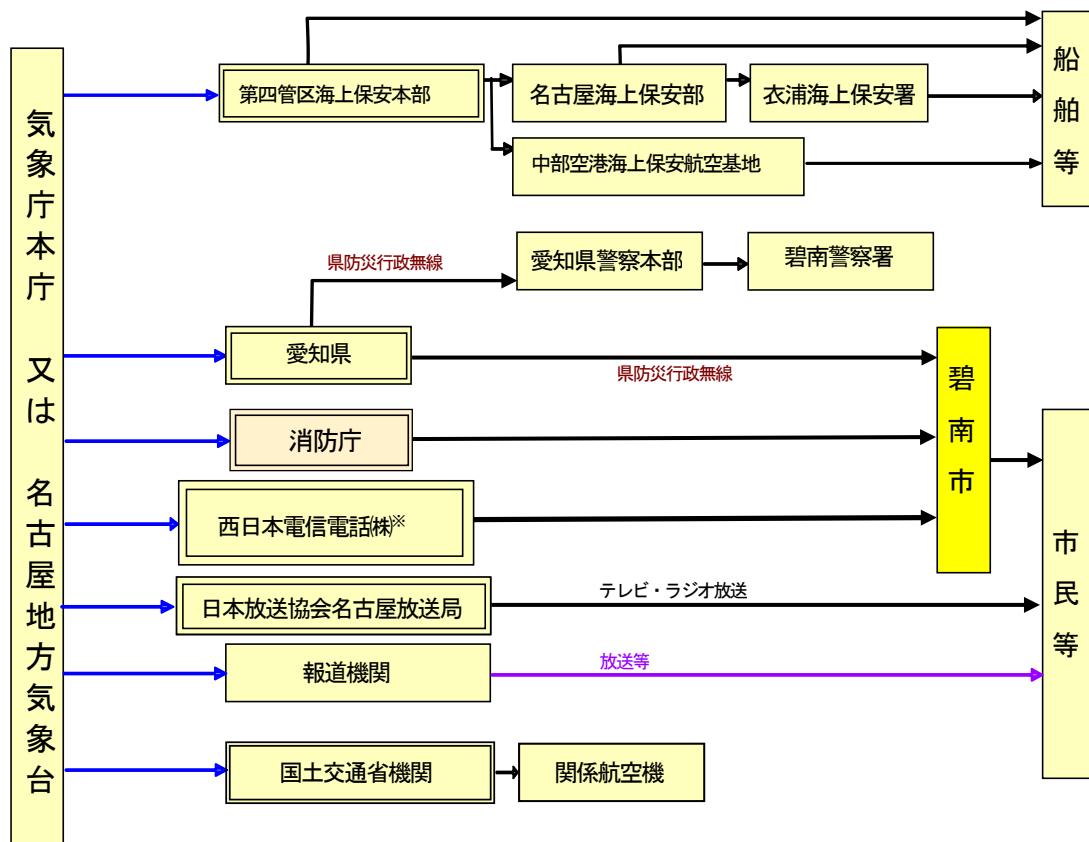
(2) 県は、愛知県沿岸について、高潮によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置）

名古屋地方気象台及び県は、市町村ごとに、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）を発表し、関係機関に連絡する。

また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッッシュ情報）を該当す

- る警戒レベル相当情報を付して市や住民に提供する。
- 6 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県における措置）
中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、重大な土砂災害の切迫した危険があると認めるときは、その結果を土砂災害緊急情報として市へ通知するとともに、市民に周知する。
- 7 西日本電信電話株式会社における措置
西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。
なお、当該業務は、NTTマーケティングアクト福岡104センタで行う。
- 8 日本放送協会名古屋放送局における措置
日本放送協会名古屋放送局は、警報を直ちに放送する。
- 9 市における措置
市は、市地域防災計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。
- 10 その他の防災関係機関における措置
その他の機関は、法令及び自らの防災計画等により、必要な措置を執る。
- 11 気象予報警報等の伝達系統
(1) 気象警報等の伝達系統図



※気象庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

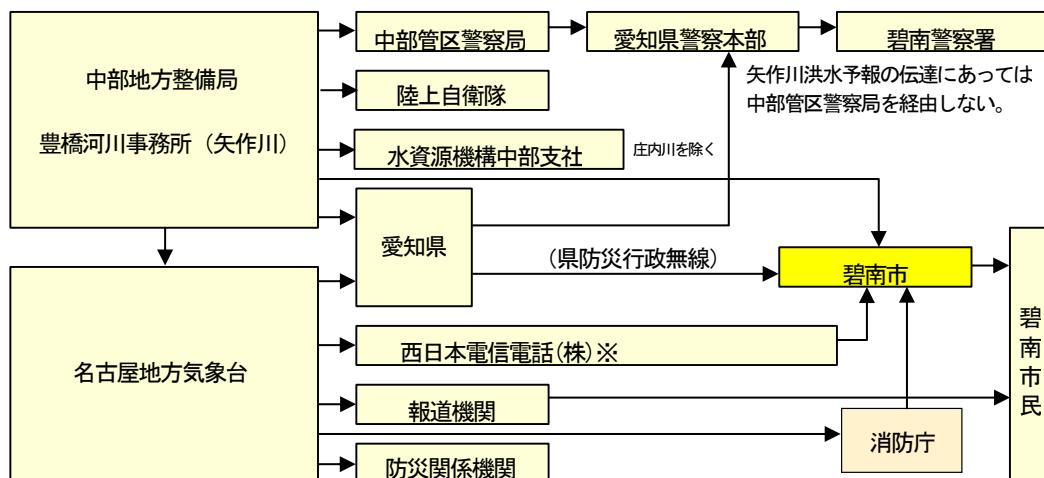
(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 洪水予報の伝達系統

国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報

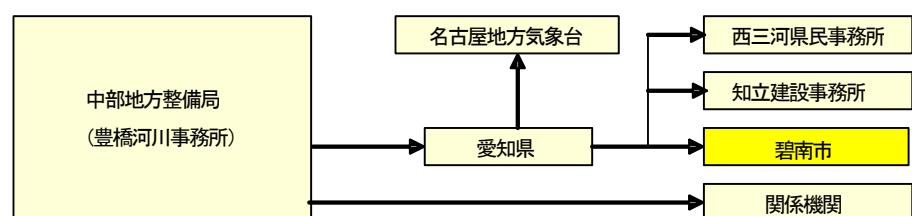
- ・矢作川洪水予報



(3) 水防警報の伝達系統

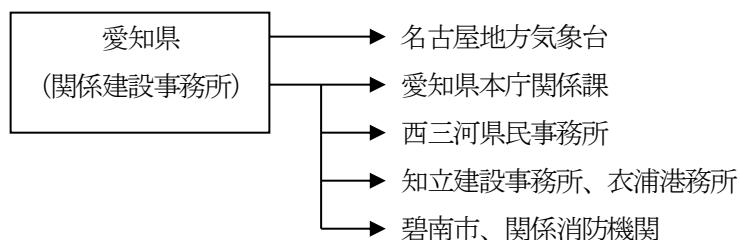
ア 国土交通大臣の発表する水防警報

- ・矢作川水防警報

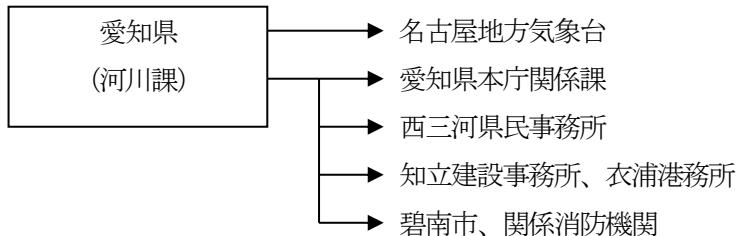


イ 愛知県知事の発表する水防警報

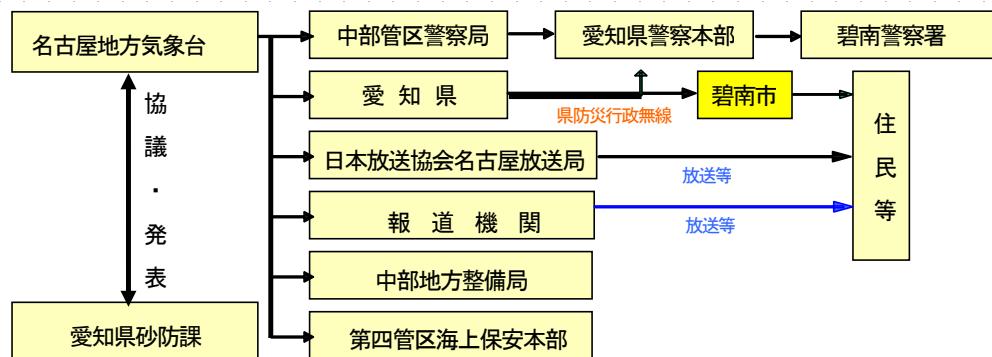
- ・愛知県沿岸高潮水防警報



- ・愛知県津波水防警報

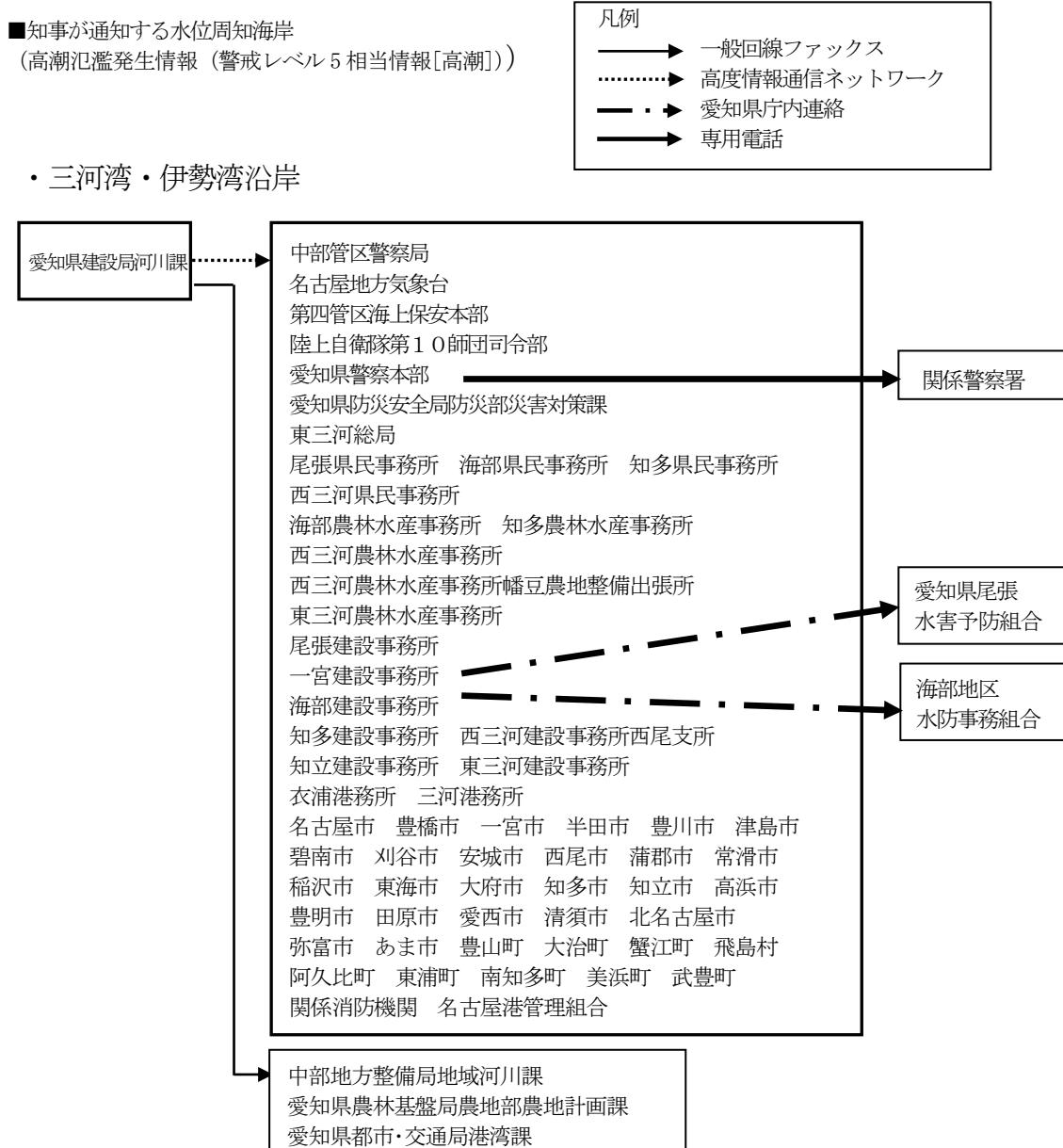


(4) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕の伝達系統）



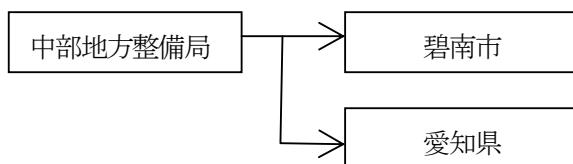
(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、
愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

(5) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

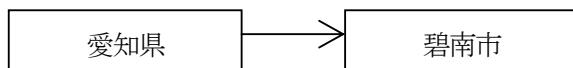


(6) 土砂災害緊急情報

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）

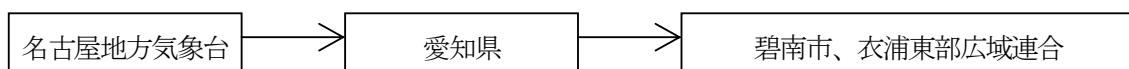


イ 大規模な土砂災害（地すべり）

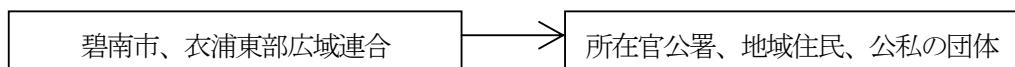


（注）土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

(7) 火災気象通報



(8) 火災警報



1.2 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 市における措置

(1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水及び高潮等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を

特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な [警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

◆資料編（資料2－2）予警報等の種類と発表基準

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において [警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

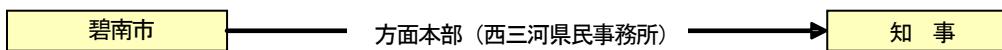
カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(5) 避難の指示の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先（避難所の名称及び所在地等）

ウ 避難経路

エ 避難指示の理由

オ その他の必要な事項（避難上の留意事項：火災予防、盗難予防、携行品、服装等）

(6) 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

ア 住民への周知徹底

市は、避難の指示を発令した場合、次の方法により市民に対し伝達広報を行うものとする。この場合は広報班が主体となり、迅速・的確に関係機関と緊密な連携をとりながら伝達を行うものとする。

(ア) 伝達の方法

a 広報車による伝達

市、その他の公共機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

b 同報無線による伝達

防災行政無線（同報系）にて、一斉あるいは対象地区に伝達する。

c 個別巡回による伝達

避難を指示した時が夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合等においては、市役所、消防署、警察署の職員、消防団員、連絡委員等により関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。

d 信号による伝達

サイレンを利用して、水防法第20条の規定に基づき愛知県が定める次の水防信号により伝達する。

種別	余いん防止サイレン信号		
避難	約3秒	――――――	約2秒

※現在、市においては使用していない。

e ラジオ・テレビ放送等による伝達

NHK、ケーブルテレビ（株）キャッチネットワーク）、コミュニティFM（株）エフエムキャッチ）その他民間放送局に対して、避難指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、知事を通じて放送について協力を依頼するとともに、インターネットホームページ及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディア、電話（携帯電話を含む）、無線、FAX等を活用し周知徹底を図るものとする。

f へきなん防災メールによる伝達

へきなん防災メール登録者に対して、メール配信にて伝達する。

g 緊急速報メールによる伝達

緊急速報メールが受信できる携帯電話等端末に対して、メール配信にて伝達する。

※ このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

(イ) 伝達の系統

避難の指示の伝達系統は、資料編（資料4－5）避難指示等伝達系統図による。

◆資料編（資料4－5）避難指示等伝達系統図

(ウ) 避難指示の内容

避難指示の内容は、次のとおりとする。

a 避難対象地域

b 避難先（避難所の名称及び所在地）

c 避難経路

d 避難指示の理由

e その他留意事項（避難上の留意事項：火災予防、盗難予防、携行品、服装等）

(エ) 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町村、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 立退きの指示の通知（水防法第29条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

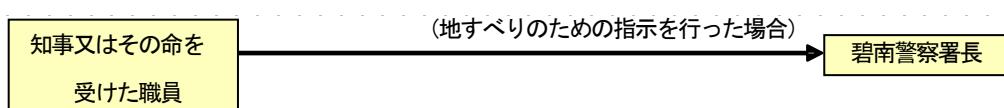
(1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべりのための立退き指示

知事等は地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

(3) 通知（地すべり等防止法第25条）



(4) 市町村長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 市町村長への助言

知事は、市町村長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失すことなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

イ ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市町村長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

(5) 市町村長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の指示を行う。

(6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市町村からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(7) 他市町村に対する応援指示

県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受ける恐れのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

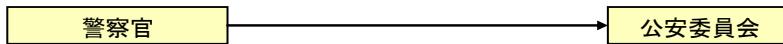
(2) 法第61条による指示

市長による避難のための立ち退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することがで

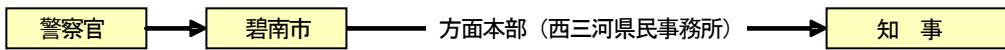
きないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合 (報告・警察官職務執行法第4条第2項)



イ (2)の場合 (通知及び報告・法第61条第2項及び3項)

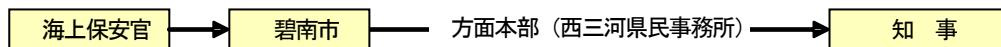


5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置

(1) 法第61条による指示

3(2)の警察官に準ずるものとする。

(2) 報告・通知等 (通知及び報告・法第61条第2項及び同条第3項)



6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

(1) 市長への助言

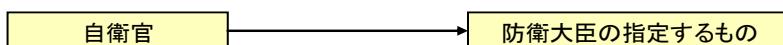
名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

7 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、3(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



8 避難者等における措置

(1) 避難の準備

避難の準備については、以下の点について留意する。

- ア 災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は家財を2階等へ移動させる。
- イ 避難に際しては、必ず火気・危険物の始末をし、ブレーカーをきつておく。
- ウ 会社・工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- エ 避難者は、3日分程度の食糧、飲料水、日用品、照明器具、救急医薬品、携帯ラジオ等を携行する。
- オ 避難者は、なるべく氏名標を準備する。

- カ 服装は軽装とするが、最小限の肌着等の着替や防寒雨具を携行する。
- キ 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、老人、乳幼児を収容している施設にあっては、平素から避難計画をたて、関係機関との連絡を密にしておく。

第3節 住民等の避難誘導等

原則として、住民等が避難を自主的に行なうものとするが、状況によっては、市職員、警察官、消防職員が消防団・消防予備隊、民生委員、児童委員、自主防災会の協力を得て誘導を行い、誘導の際には極力安全と統制を図るとともに、要配慮者に十分配慮するよう努める。

なお、消防団・消防予備隊の分担は次のとおりである。

(消防団は「分団」 予備隊は「分隊」と表示)

分団名	指揮者	団員数	団員数 令和6年 4月以降	分 団 区 域
第1分団	第1分団長	22	21	新川全区域、中央地区(道場山町、宮後町、末広町、福清水町、天王第1、天王第2、天王第3、天王第4)
第1分隊	第1分隊長	19	17	
第2分団	第2分団長	22	21	大浜全区域
第2分隊	第2分隊長	19	17	
第3分団	第3分団長	22	21	棚尾全区域、中央地区(中後町、尾城町、植出町、幸町第1、幸町第2、中山町、向陽町、源氏神明町)
第3分隊	第3分隊長	19	17	
第5分団	第5分団長	22	21	旭全区域
第5分隊	第5分隊長	19	17	
第6分団	第6分団長	22	21	西端全区域
第6分隊	第6分隊長	19	17	

※ 避難の順序は高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の要配慮者を優先して行う。

※ 誘導経路については事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には表示・縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員、児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、一時退避場所、火災時退避場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

3 移送の方法

避難者の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、要配慮者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員、児童委員や地域支援者等と連携して行うものとする。

避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両舟艇等により行うものとする。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の一時退避場所、火災時退避場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と

協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあっては、次の内容を示すものとする。

- ア 運送すべき人
- イ 運送すべき場所
- ウ 期日

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災対法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被災発生中	事 後
県		<ul style="list-style-type: none">○市町村へ職員派遣○災害状況の収集伝達○国への報告○県災害対策本部設置の通知○災害広報の実施○相談窓口等の開設	→ → → → → →
碧南市		<ul style="list-style-type: none">○被害状況等の情報収集及び県への報告○即報基準に該当する災害の報告○住民への災害広報○相談窓口等の開設	→ → → →
報道機関		○災害広報の依頼に対する協力	→

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 被害状況等の 収集・伝達	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、広報班(秘書課)、地域班(地域協働課)、巡回・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課) 始め全課	1(1) 被害情報の収集 1(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集 1(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告 1(5) 被災者台帳の作成 3 被害状況等の一般的収集、伝達系統 4 重要な災害情報の収集伝達 5 特殊災害に関する情報の収集及び伝達 6 市の災害情報・被害情報の方法 7 被害状況の照会・共有 8 県に対する被害状況の報告
	県	2(1) 市町村への職員派遣による情報収集 2(2) 方面本部構成機関による情報収集等 2(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集 2(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告 2(5) 市町村への連絡 2(6) ライフライン事業者への情報提供 2(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整 2(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知
第2節 通信手段の確保	(市) 本部班(防災課)、広報班(秘書課) 防災関係機関	1(1) 専用通信の使用 1(2) 防災相互通信用無線局の使用 1(3) 衛星通信施設の使用 1(4) 移動系無線局の使用 1(5) 非常通信 1(6) 孤立防止用無線電話等の使用 1(7) 電話・電報施設の優先利用 1(8) 放送の依頼 1(9) 県防災情報システムの使用
第3節 広報	(市) 広報班(秘書課)、市民班(市民課) 防災関係機関	1(1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1(2) 相談窓口等の開設
	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力
	(市) 広報班(秘書課)、 防災関係機関	3(1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 3(2) 住民への災害広報 4 広報内容 5 広報活動の実施

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市における措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集にあたっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市町村長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

◆資料編（資料4-2）愛知県及び消防庁の連絡先一覧

2 県（防災安全局、関係局）の措置

(1) 市町村への職員派遣による情報収集

県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ市町村に職員を派遣し、市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

(2) 方面本部構成機関による情報収集等

方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係局及び方面本部へ連絡する。

(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集

県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機を活用するとともに、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。

(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告

市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

また、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。

(5) 市町村への連絡

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

(6) ライフライン事業者への情報提供

県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努める。

(7) 人的被害の数の一元的な集約・調整

県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

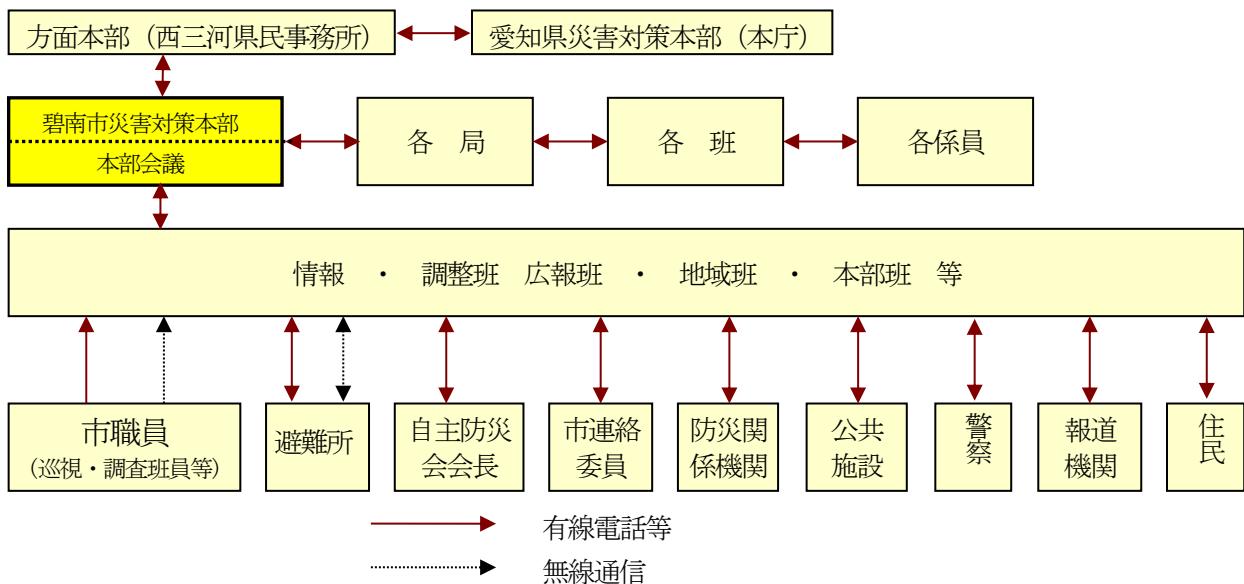
なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県が定める公表方針に基づき実施するものとする。

(8) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

3 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。



- (2) 市は、被害状況の収集について、調査班を動員するとともに、警察、市連絡委員、各団体等の応援を求め実施する。また、被害が甚大なため、被害状況等の収集、調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要な場合は、県に応援を求める。

(3) 情報の収集伝達については、「本章第2節通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上で非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。

◆資料編（資料4－3）災害時情報伝達収集先一覧

(4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が混み合い、つながりにくくなるので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

(5) 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないよう設置箇所等に留意する。

(6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、同報無線や広報車、へきなん防災メールなど複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。

(7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

4 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

- ## (2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市は非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集中に特に留意する。

- ### (3) 安否情報

県、市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

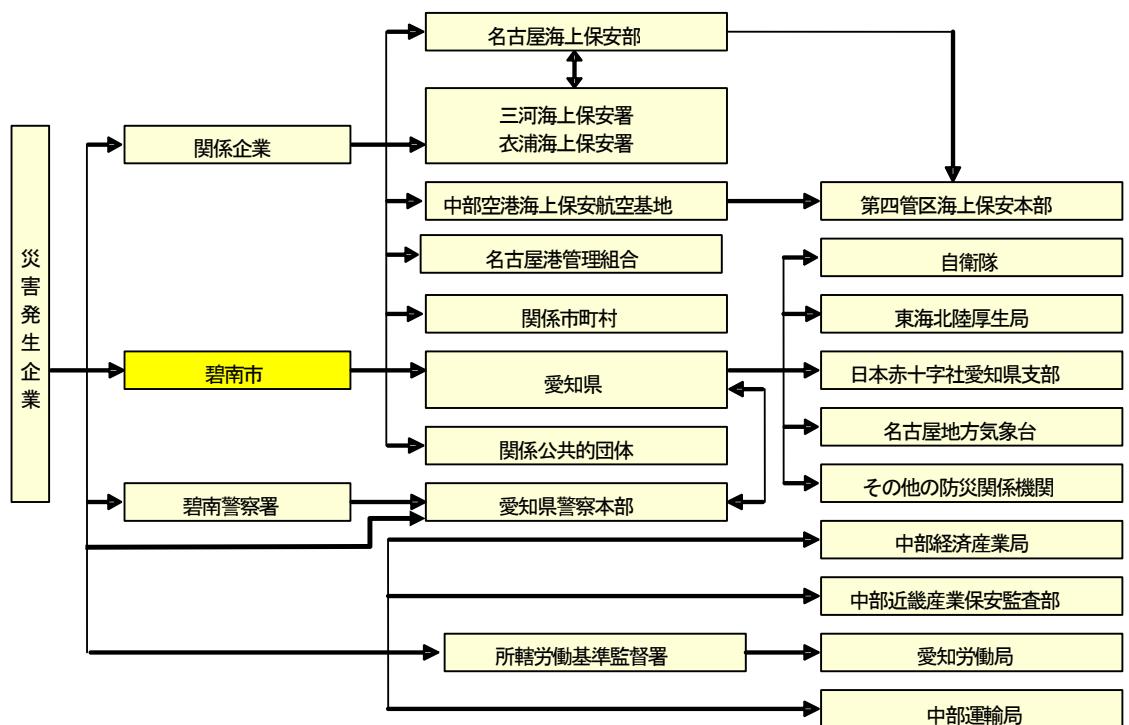
ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

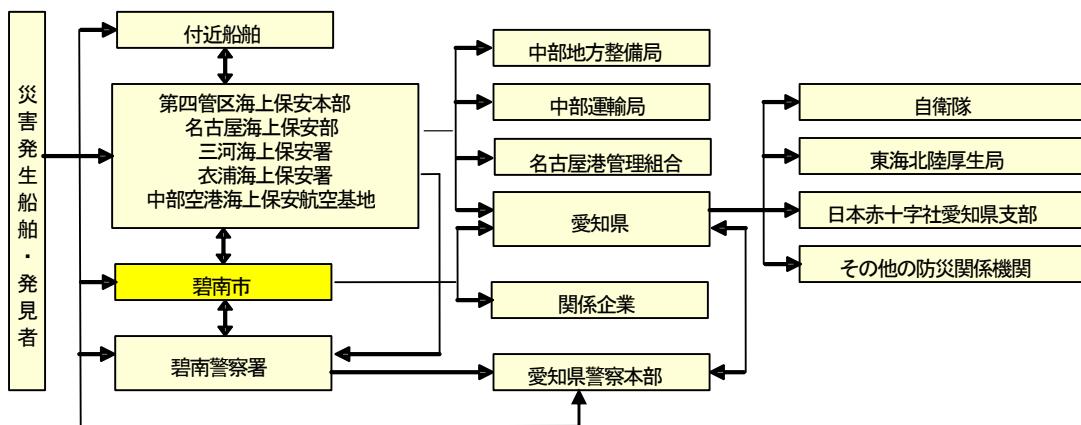
道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

5 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

(1) 陸上災害の場合



(2) 海上災害の場合



(3) 航空機災害の場合

「第16章 航空災害対策」による。

6 市の災害情報・被害状況の報告の方法

(1) 災害情報等の報告要領

- ア 部等の長及び本部班長は、災害の状況を迅速かつ適確に本部長に報告するものとする。
イ 報告の内容

- (ア) 被害の概況（原因、地区名、時）及び地域の気象状況
(イ) 消防・水防機関等の出動状況
(ウ) 応援要請の状況
(エ) 避難情報の状況
(オ) 職員の派遣状況
(カ) 救助活動の状況
(キ) その他応援措置の状況
(ク) 要望事項その他

(2) 被害状況の報告要領

- ア 被害が発生したとき、部等の長及び本部班長は、その状況を速やかに災害対策本部に報告する。

イ 報告の種類

(ア) 被害概況速報

発生直後の段階で、被害の有無及び程度の全般的概況について、迅速に報告する。

ただし、警報が発令されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発令後1時間内に報告すること。

(イ) 被害状況

被害概況速報で報告後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次それぞれ該当する事項を報告する。

(ウ) 被害確定報告

被害の拡大の恐れがなく、被害が確定した後は、応急対策完了後15日以内に被害

確定報告をする。

なお、各部等は災害対策本部が必要と認める事項について、その指示に従い報告をする。

(3) 被害報告の順位

被害の種別、規模等により一定にすることはできないが、人的被害を優先的に、次に住家の被害を報告するものとする。

(4) 被害判定基準

◆資料編（資料4－4）被害判定基準

7 被害状況の照会・共有

(1) 他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

8 県に対する被害状況の報告

市が県に対して被害状況を報告する場合は、以下のとおりとする。

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、市が所有する衛星携帯電話や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) 全ての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

◆資料編（資料4－2）愛知県及び消防庁の連絡先一覧

第2節 通信手段の確保

1 市及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互信用無線局の使用

市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、

電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うにあたっては、関係機関との連絡ができる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

また、広聴活動に係る人員が不足する場合は、協定に基づき関係機関に応援を要請する。

◆資料編（資料12-47）災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があつた場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

(1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

イ 防災行政無線

ウ コミュニティFMやケーブルテレビの放送

エ Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供

オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供

カ 広報紙等の配布

キ 広報車の巡回

ク 掲示板への貼紙

ケ その他広報手段

4 広報内容

(1) 事前情報の広報

ア 気象に関する情報

イ 河川の水位の情報

ウ 公共交通機関の情報

エ その他の情報

(2) 災害発生直後の広報

ア 災害の発生状況

イ 地域住民のとるべき措置

ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）

エ 救護所の開設状況

オ 道路情報

カ その他必要事項

(3) 応急復旧時の広報

ア 公共交通機関の状況

イ ライフライン施設の状況

ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況

エ 公共土木施設等の状況

オ ボランティアに関する状況

カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報

キ 被災者相談窓口の開設状況

ク その他必要事項

(4) 記録写真の作成

被災地の状況を写真に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。なお各班で撮影した写真はすべて広報班へ提出するようとする。

(5) 現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は関係機関と協議して行う。ただし、緊急を要するときは、現場指揮者の判断により行う。

5 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

ウ 市民への広報

上記のほか、本市自体の広報媒体により適切な広報の周知を実施する。

(ア) 広報車の現地派遣

(イ) 防災行政無線(同報系)による伝達

(ウ) インターネットホームページ掲載及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディアによる情報提供

(エ) 有線放送の利用

(オ) ケーブルテレビ(株)キャッチネットワークの利用

(カ) コミュニティーFM(株)エフエムキャッチの利用

(キ) へきなん防災メールの利用

(ク) 緊急速報メールの利用

(ケ) その他(印刷物、市内広報板、連絡委員等)

※ 上記広報活動を実施するため、庁有車のうち放送設備を常備した庁有車は、広報班の指示により広報活動に従事させるようとする。

◆資料編(資料12-17)災害時の放送に関する協定書

(市対キャッチネットワーク、エフエムキャッチ)

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、

ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- ア 災害関係記事又は番組
- イ 災害関係の情報
- ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- エ 関係機関の告知事項

第4章 応援協力・派遣要請

基本方針

- あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県		<ul style="list-style-type: none"> ○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 ○海上保安庁への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○広域ボランティア支援本部の設置 	
碧南市、消防署		<ul style="list-style-type: none"> ○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置 	
県公安委員会		○警察災害派遣隊等の援助の要求	
自衛隊		○災害派遣	→
第四管区 海上保安本部		○自衛隊への災害派遣要請	
防災関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 	→

主な機関の措置

区 分	機関名	主 な 措 置
第1節 応援協力	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、調達班(行政課)、会計班(会計課)	1(1) 知事に対する応援要求等 1(2) 他の市町村長に対する応援要求 2 災害緊急事態 3 経費の負担
第2節 救援隊等による協力	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 消防署	1(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1(2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入れ体制

第3編 災害応急対策

第4章 応援協力・派遣要請

第3節 自衛隊の災害派遣	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)	1 市における措置 2 災害派遣要請等手續系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲
第4節 ボランティアの受入れ	(市) 地域班(地域協働課)、社会福祉協議会	1 市及び社会福祉協議会における措置 2 コーディネーターの役割 3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等
第5節 労務計画	(市) 情報・調整班(経営企画課)	1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給
第6節 防災活動拠点	(市) 情報・調整班(経営企画課)、土木施設管理班(都市整備課)、社会教育班(スポーツ課)	1 市における措置 2 防災活動拠点の確保等

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等(災害対策基本法第68条)

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求(災害対策基本法第67条)

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

◆資料編(資料12-10)衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定

◆資料編(資料12-25)碧南市、越前市災害時相互応援協定書

◆資料編(資料12-29)石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

◆資料編(資料12-31)碧南市、由仁町災害時相互応援協定書

◆資料編(資料12-35)碧南市、塩竈市災害時相互応援協定書

◆資料編(資料12-40)西三河災害時相互応援協定書

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会、及び他の市町村と調整・連絡した上で実施するものとする。

2 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

3 経費の負担

- (1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 救援隊等による協力

1 市及び消防署における措置

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画2.4

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

- ア 市長は、大規模な災害等が発生し、消防の応援が必要と判断した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
イ 応援活動部隊の進出拠点及び宿営場所を消防庁・市と調整の上、確保する。

(2) 海上保安庁の応援要請

- ア 市長又は消防署長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。
イ 依頼は、次の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長又は消防署長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

(ア) 災害の状況及び応急措置を要請する理由

- (イ) 応急措置を希望する期間
(ウ) 応急措置を希望する区域
(エ) 活動内容

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
 - ② 巡視船を活用した医療活動場所の提供
 - ③ 巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
 - ④ その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等
- (オ) その他参考となるべき事項(使用可能岸壁等)

2 応援要員の受入れ体制

市が災害応急対策を実施するにあたり、市外から必要な応援要員を導入した場合、市長は、これらの要員のための宿泊施設、食料、燃料、重機等について、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 市における措置

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画 2. 4

(1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、速やかに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。なお、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

この場合において、市長は、その旨及び被災状況等を関係自衛隊に対して必要に応じて通知する。

◆資料編（資料13-5）自衛隊災害派遣要請依頼書

(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たずに部隊等を派遣した後、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づいた救援活動を実施する。

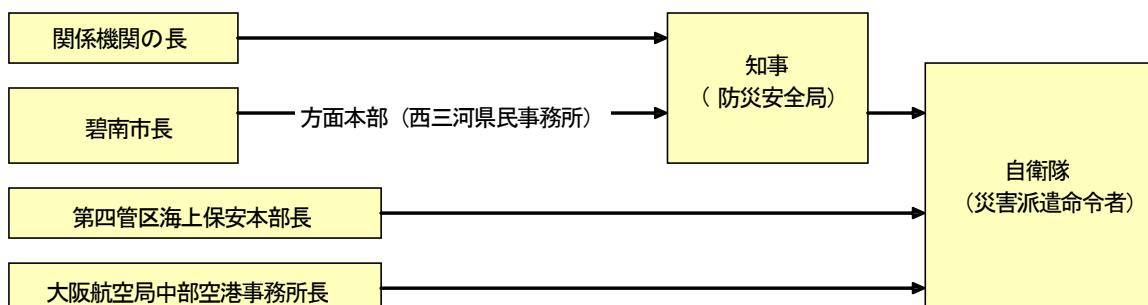
通知先	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	豊川市穂ノ原1-1	0533-86-3151
陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191
航空自衛隊第1輸送航空隊 司令(小牧基地司令)	小牧市春日寺1-1	0568-76-2191
海上自衛隊 横須賀地方総監部	横須賀市西逸見町無番地	課業時間内 046-822-3522 課業時間外 046-823-1009

(3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

◆資料編（資料13-6）自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書

2 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（西三河県民事務所）へも連絡すること。

3 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、受入体制を整備し、自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が充分に達成されるように努めなければならない。
- ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

- a ヘリポート用地として、資料編（資料6－9）に記載された基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

◆資料編（資料6－9）着陸帯設定時における留意事項

- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

◆資料編（資料6－8）緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所

- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入時の準備

- a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

◆資料編（資料6－10）H記号及び吹流しの基準

- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

- c 砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん压を実施する。

- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

4 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として碧南市が負担するものとし、下記を基準とする。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入

浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

5 災害派遣された自衛隊の活動範囲

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

※自衛隊に依頼するのみで、市民が傍観したりすることのないよう、積極的に協力すること。

※自衛隊の災害派遣はあくまで応急措置を行うものであって、本格的な復旧工事は行われないこと。

第4節 ボランティアの受入れ

1 市及び社会福祉協議会における措置

(1) 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを開設し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、市は、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

◆資料編（資料12-21）碧南市ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定書（市対碧南市社会福祉協議会）

(2) 災害ボランティアセンターに配置された職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

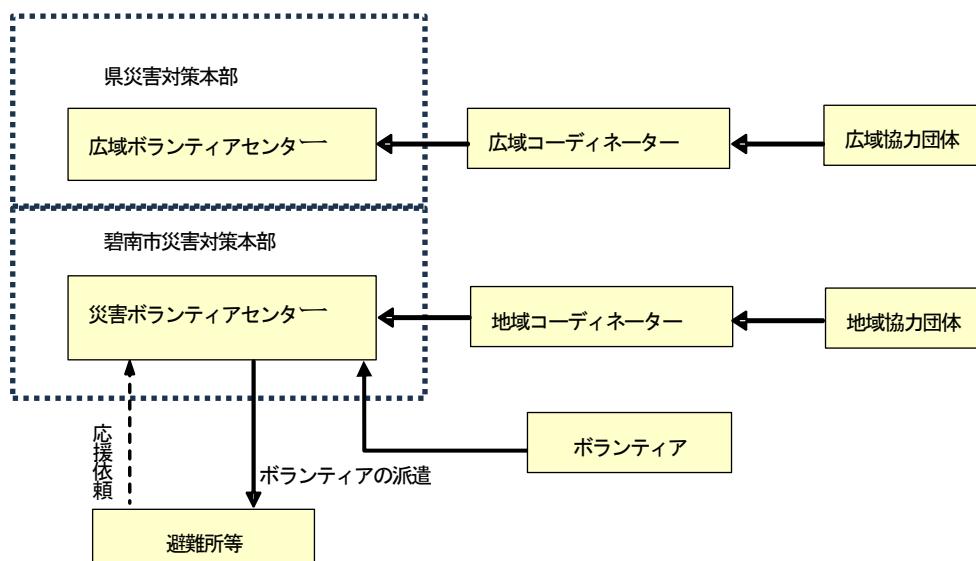
(3) 社会福祉協議会は、県が設置する広域ボランティア支援本部を積極的に活用し、ボランティアの確保に努めるものとする。

2 コーディネーターの役割

災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受け入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

また、コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

＜ボランティア受け入れの流れ＞



3 NPO・ボランティア関係団体との連携

市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を開発するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

碧南市防災ボランティア連絡会、碧南市赤十字奉仕団、碧南アマチュア無線防災グループ、県内外からのボランティア

第5節 労務計画

災害応急対策を迅速的確に実施するため、これに従事する要員として必要な労務者等を確保するため、次のとおり定めるものとする。

1 実施責任者

災害応急対策を実施するため、必要な人員及び雇上げは、それぞれの応急対策を実施する各部の要請に基づき総務部長が行う。

2 労務者の雇用

市職員及びボランティア団体等のみでは、なお応急対策に従事する人員が不足し、また土木作業、清掃作業等の特別な労力が必要なときは、調整班において労務者を雇用するものとする。

(1) 雇用方法

災害時に公共職業安定所を通じて供給可能な労務者を確保し、迅速確実に雇用するためその対象を次のとおりとする。

ア 日雇労務者

公共職業安定所の登録日雇労務者（無技能者、有技能者一大工・石工等）

イ 労務者の賃金

災害救助法その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度の基準とする。

3 民間人による労務供給

災害応急対策を実施するための人員が労務者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は従事命令又は協力命令を発し、要員の確保に努めるものとする。

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行させる。

対象作業	種類	根拠法律	執行者
災害応急対策事業（災害救助法に基づく救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法 第71条	知事、委託を受けた市長
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令 協力命令	災害救助法 第7条、第8条	知事
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法 第65条	市長、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた自衛官
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防職員、消防団員
救急業務	協力命令	消防法第35条の10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長

(1) 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木、建築業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者 8 船舶運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令（災害応急対策全般）警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 その場に居合せた者、その物件の管理者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者

消防法による救急隊員の協力命令（救急業務）	救急業務の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令	区域内の居住する者又は水防の現場にある者

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第6節 防災活動拠点

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 防災活動拠点の確保等

防災活動拠点は下記のとおりである。

拠点名	市町村名	施設名	面積 (ha)
地区防災活動拠点	碧南市	碧南市臨海公園	3.7
地域防災活動拠点	刈谷市	刈谷市総合運動公園	18.4
広域防災活動拠点	岡崎市	岡崎中央総合公園 東駐車場	102.2
中核広域防災活動拠点	長久手市	愛・地球博記念公園	146.3
航空広域防災活動拠点	豊山町	名古屋空港	170.7
臨海広域防災活動拠点	碧南市	衣浦港中央埠頭東4号岸壁	2
	半田市	衣浦港中央埠頭西3号岸壁	2

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。

表1 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	市町村	県 及び 政令市	県 及び 政令市	県			
災害想定の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全县的な活動拠点	全県を中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全县的な活動拠点
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所
要件	面積	1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等できれば宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路	耐震岸壁 1万トン級以上 の船舶の係留施設

第5章 救出・救助対策

基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに事務の一部を行うこととされた市長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
碧南市、消防署		<ul style="list-style-type: none"> ○救出活動 ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請 	
県警察、 第四管区海上保安本部		<ul style="list-style-type: none"> ○救出救助活動 ○各種情報の収集・伝達 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊等への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動調整 ○航空機の運用調整 	
関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力 	

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	(市) 本部班(防災課)、 第1医療班(健康課) 消防署 消防団 県警察 自主防災会 災害発生事業所	1(1) 救出活動 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 広域的な消防部隊の応援要請 1(4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮 2 要救助者の救助・救出と負傷者に対する応急処置 3(1) 救出救助、負傷者の医療機関への収容 3(2) 災害救助犬の出動要請 4 救出救助活動への協力 5 自衛消防隊による救出活動 6 応援要求機関の協力 7 合同調整所の設置 8 災害救助法の適用
第2節 海上における避難救出活動	第四管区海上保安本部	1 第四管区海上保安本部における措置 2 関係機関における措置
第3節 航空機の活用	(市) 本部班(防災課)	1 防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

1 市及び消防署における措置

(1) 救出活動

市は、消防署・県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

(2) 他市町村又は県への応援要求

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請

広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援要請を行う。

◆資料編（資料12-5）西三河地区消防相互応援協定書

(4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮

緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 消防団における措置（要救助者の救助・救出と負傷者に対する応急処置）

消防団は、要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

3 警察における措置

(1) 救出救助、負傷者の医療機関への収容

県警察は、市及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

(2) 災害救助犬の出動要請

県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。

4 自主防災会及び市民における措置（救出救助活動への協力）

自主防災会及び市民は災害発生後の初期救出救助活動を行った後、消防署等の行う救出救助に積極的に協力する。

5 災害発生事業所における措置（自衛消防隊による救出活動）

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要因により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

6 関係機関における措置（応援要求機関の協力）

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

7 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を実施する。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）や緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市及び消防署における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第2節 海上における避難救出活動

1 第四管区海上保安本部における措置

- (1) 第四管区海上保安本部は、災害を局限化し、二次災害の発生を防止するため、防災活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 第四管区海上保安本部は、関係機関と緊密な連絡を保ち、各種情報の収集、伝達に万全を期するとともに、通信施設、船艇及び航空機の効率的かつ有機的な運用を図り、次の措置を講ずる。
 - ア 資材、人員等の輸送の場としての海上における船舶交通の安全を確保する。
 - イ 海上における被災者及び被災船舶の救助を行うとともに、必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助体制を強化する。
 - ウ 災害発生時の混乱、人心の動搖等による不測事態の発生に備え、海上における各種犯罪の予防、警戒等、治安の維持を図る。

(3) 排出油等対策

- ア 排出油等対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。
- イ 排出油等の拡散防止及び除去を行う。
- ウ 付近海上の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒並びに船舶の航行、停泊、火気使用の制限又は禁止等必要な措置を講じ、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知する。
- エ 災害発生船舶又は施設に対し災害局限措置の指示を行う。

(4) 船舶交通の安全確保対策

- ア 津波情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。
- イ 津波により在港船が遭難する恐れがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告（港則法）、港の出入口付近等における交通整理等必要な措置を講ずる。
- ウ 航路標識の流出、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。
- エ 水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水路の調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措置を講ず

る。

オ 海上に流出した木材等の航路障害物について、当該所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

カ 異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告（海上交通安全法）等の船舶交通の規制を行うものとする。

(5) 救難対策

ア 船舶又は陸上の施設等から石油類等の危険物が排出し、海上火災が発生した場合は、巡視船艇を出動させ、消火及び救助活動を実施する。

イ 避難の指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。

ウ 第四管区海上保安本部は、市及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市及び県警察が緊密な連携のもとに、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。また、傷病者、医師、その他援助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

エ 自ら救出の実施が困難な場合、県、他市町村、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(6) 治安対策

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種事犯の実態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

2 関係機関における措置

関係機関は、第四管区海上保安本部と連携を図り、避難救出活動に協力する。

第3節 航空機の活用

1 市における措置（防災ヘリコプターの応援要請）

市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

※緊急出動要請先 名古屋市消防航空隊

区分	通 報 先
8時45分から 17時30分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721
17時30分から 8時45分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119

◆資料編 (資料12-19)愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、県等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMA T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 ○J D A Tの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○D H E A Tの派遣及び派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → → → →
碧南市 消防署		<ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○D P A Tの派遣要請 ○保健活動及び心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> → → → →
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 災害拠点精神科病院		<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入 	
DMA T 指定医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ○DMA Tの活動 	<ul style="list-style-type: none"> →
日本赤十字社 愛知県支部		<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> →
県医師会		<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○J M A Tの派遣調整 	<ul style="list-style-type: none"> → → →

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 医療救護	(市) 第1医療班(健康課) 第2医療班(市民病院) 消防署 碧南市医師会、 碧南歯科医師会、 碧南市薬剤師会 災害拠点病院	1(1) 救護所の設置及び救護班の編成 1(2) 救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動 2 重傷患者等の受入れ・広域搬送
	災害拠点精神科病院	3 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)
	DMA T指定医療機関	4 地域内搬送・病院支援・現場活動
	碧南市赤十字奉仕団	5 医療救護活動の実施
		6 災害救助法の適用
第2節 防疫・保健衛生	(市) 環境班(環境課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(学校教育課)、避難所班(国保年金課)	1(1) 防疫組織及び機材 1(2) 防疫活動 1(3) 臨時予防接種の実施 1(4) 栄養指導等 1(5) 健康管理 1(6) 健康支援と心のケア 1(7) 避難所の生活衛生管理 1(8) 衛生教育及び広報活動 1(9) 動物の保護 1(10) 応援協力関係

第1節 医療救護

1 市、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会、消防署における措置

(1) 救護所の設置及び救護班の編成

ア 市は、市内2カ所(第1候補場所:新川小学校・棚尾小学校、代替候補場所:新川中学校、南中学校)に救護所を設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会等に対して協力を求めて救護班を編成し、トリアージと応急処置を行うとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

イ 発災時は、医療救護本部を市役所内(会議室2)に設置し、碧南市医師会、碧南歯科医師会、碧南市薬剤師会及び市第1医療班が参集する。その後、被害状況や参集状況に応じて、救護班の編成、救護所の開設を行う。

ウ 市は、保健医療調整会議(衣浦東部保健所が、発災後72時間後を目処に設置予定。開催場所は、被災状況により関係者で検討し決定される。)に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

◆資料編(資料9-1)市内の医療機関

◆資料編(資料12-14)災害時医療救護に関する協定書(市対碧南市医師会)

◆資料編(資料12-15)災害時歯科医療救護に関する協定書(市対碧南歯科医師会)

◆資料編(資料12-16)災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書(市対碧南市薬剤師会)

(2) 救護班の活動

- ア 災害救助法に基づく医療は、原則として救護班によって行うものとする。
- イ 救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、医療救護本部と連携し適切な後方医療施設等へ搬送する。
- ウ 救護班の活動に必要な医薬品、その他機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、救護所の第1候補場所に備蓄しておくものとする。
- エ 救護班による救護ができない者、又は救護班による救護が適当でない者については、市内の病院の入院治療施設を委託医療機関として救護を行うものとする。

この場合において、委託医療機関は原則として市長の発行する医療券等により救護を行うものとする。

◆資料編（資料9-1）市内の医療機関

- オ 災害救助法による助産は、原則として救護班によって行われる。救護班による助産ができない場合、又は救護班による助産が適当でない者については、市内の産科を有する病院を委託助産機関として助産を行うものとする。

この場合において、委託助産機関は原則として市長の発行する助産券等で助産を行うものとする。

- カ 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県へ救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。

(3) 救急搬送の実施

- ア 患者の搬送は、消防機関等が行うものであるが、消防機関等の救急車両が手配できない場合は、市、市内医療機関及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- イ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）へ搬送する場合については、名古屋市消防航空隊、自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を行う。
- ウ 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリ等を活用する。
- エ 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。

(4) 医薬品その他衛生材料の確保（市）

- ア 救護班の活動に必要な医薬品等は、碧南市薬剤師会の協力を得て調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先や、県、日赤愛知県支部等に調達の要請をする。なお、必要とされる医薬品は以下のとおりである。

包帯、ガーゼ、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、鎮静剤、三角巾、シーネ等

◆資料編（資料12-16）災害時における医薬品及び医療関係物品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書（市対碧南市薬剤師会）

◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定

- イ 緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等に

ヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。

ウ 災害の規模に応じ、医薬品等集積所を設置し、調達した医薬品等の保管・管理を行う。

(5) 血液製剤の確保（市）

ア 災害発生後速やかに必要とされる血液量を把握する。

イ 血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。

(ア) 平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時にあってもそれを優先する。

(イ) 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。

(ウ) 血液製剤の市内確保が困難な場合には、県から愛知県赤十字血液センターを通じ東海北陸ブロック血液センターへ要請し、市外からの血液製剤の導入を図る。

ウ 緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊に要請するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。

市外から血液製剤の導入を図る際に通常の輸送体制が取れない場合は、県を通して調達先の都道府県に対し輸送への協力を要請する。

(6) 医薬品等の適正使用に関する活動（碧南市薬剤師会）

碧南市薬剤師会は、市、碧南市医師会及び碧南歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

2 災害拠点病院における措置

災害拠点病院は、救護班の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。また保健医療調整会議に参画して、情報共有を図る。

◆資料編（資料9-2）災害拠点病院及びDMA T指定医療機関（西三河南部西医療圏）

3 災害拠点精神科病院における措置

災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

4 災害派遣医療チーム（以下、DMA T）指定医療機関における措置

DMA T指定医療機関に所属するDMA Tは、市及び消防署と連携し、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

5 碧南市赤十字奉仕団における措置

碧南市赤十字奉仕団は、市からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

◆資料編（資料9－2）災害拠点病院及びDMA T指定医療機関（西三河南部西医療圏）

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 防疫組織及び機材

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に市の職員（環境班）による防疫班（3人構成基準）を設ける。また、防疫に必要な機材は以下のとおりである。

項目	必要資材機材（主なもの）			必要な車両	必要な人員
	種類及び数量	所在場所	配備場所		
消毒作業等	動力噴霧機 2台 動力煙霧機 20台 油剤(ピレハイス) 10缶/18L	塩浜町2-2	環境課 塩浜事務所	トラック12台	24人

◆資料編（資料9－4）防疫用資機材

(2) 防疫活動

市における防疫活動は以下のとおりであり、活動にあたっては、保健所、医療機関の協力を得るものとする。

ア 浸水した地域に対する消毒を実施する。

(ア) 消毒は「感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第14条から第19条までの定めにより実施する。

(イ) 実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては2回、床下浸水地域にあっては1回とする。

(ウ) 床上浸水地域については、被災直後に地区を通じて各戸にクレゾール又はクロール石灰（さらし粉）を配布して、床・壁の拭き、手洗設備の設置、便所の消毒を指導する。

イ 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(ア) 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意しながら実施する。

(イ) 昆虫等の駆除は、家屋内についてはなるべく残留効果のあるDDVP・スミチオン混合油剤、屋外及び汚物の堆積地帯に対しては、殺虫殺蛆効果のあるスミチオン粉剤を使用する。また便所等に使用する殺蛆剤としては、オルソ、ジクロール、ベンゾール剤などを用いるものとする。

ウ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

(ア) 県の指示に基づき家庭用水停止期間中、家庭用水の供給を行うものとする。

(イ) 家庭用水の供給量は、1日1人当たり約20リットルを標準とするほか供給については「本編第10章第1節給水」に準じて実施する。

(ウ) 家庭用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水・水道等の衛生処理について指導するものとする。

エ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早

期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

オ 患者等に関する措置

被災地帯に一類感染症患者等があった際は、あるいは、発生の恐れがある場合は、ただちに衣浦東部保健所と連絡調整を取りながら、患者に対し感染症指定医療機関の診察を受けるべきことを勧告するものとする。

カ へい獣の処理

へい獣は、原則として衣浦斎園及び県計画で定めるへい獣処理場において処理するものとする。衣浦斎園及びへい獣処理場で処理できないときは、県の指示を受け、環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋設する。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

(4) 栄養指導等

ア 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(5) 健康管理

ア 必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

イ 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療を確保するとともに、福祉施設等での受け入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(6) 健康支援と心のケア

ア 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

(ア) 地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(イ) 保健活動に必要な災害情報を県より収集し、支援を行う。

イ 長期避難者等への健康支援

(ア) 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

(イ) ストレス症状の長期化・悪化、あるいはP T S D・うつ病・アルコール依存症等の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

ウ 子供たちへの健康支援活動

(ア) 学校等において健康診断を実施するとともに、学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

(イ) 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

エ 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

(7) 避難所の生活衛生管理

ア 各避難所においては、避難所運営委員会の中に、衛生班を組織し、避難所の生活衛生管理を行うようにする。

イ 避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

ウ 衣服は日光にさらし、特に必要のあるときはクレゾール・スミチオン等で消毒を行う。トイレ・炊事場・洗濯場などの消毒、クレゾール石けん液・逆性石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行等について充分指導する。

エ 避難所等の給食従事者は、健康診断を受けたものを充て、できる限り専従とする。

オ 避難所等の食品の衛生確保や、炊き出しに関する衛生指導について、必要に応じ、愛知県食品衛生協会衣浦東部支部に協力を依頼する。

◆資料編（資料12-34）災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書

（市対愛知県食品衛生協会衣浦東部支部）

(8) 衛生教育及び広報活動

ア 広報・ポスター等により、災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させるものとする。

イ 報道機関の協力を求め、感染症予防に関する広報活動を行うものとする。

ウ 検病調査、健康診断、消毒方法等を実施する際はもとより、被災者に接するあらゆる機会をとらえて衛生指導を行うものとする。

(9) 動物の保護

ア 市は、被災動物の保護については県に協力要請を行い、特定動物及び犬による危害を防止する。

イ 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

(10) 応援協力関係

ア 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

イ 市は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

ウ 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派

遣要請を行う。

- エ 市の実施する防疫活動につき、必要があると認めたときは、他市町村にも応援する。
- オ 市からの応援要求事項の実施について県が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日赤愛知県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- カ 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- キ 歯科支援が必要な場合、市歯科医師会に派遣要請するとともに、必要であれば、県にJ DAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行うものとする。

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県警察		○交通規制等の実施	→
第四管区海上保安本部		○情報収集、警戒、取締り	→
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整	→
愛知県道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施	→
港湾等管理者		○応急工事 ○応援要求	→
鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求	→
県		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (※) ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保	→
碧南市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請	→

機関名	事 前	被害発生中	事 後
中部運輸局		○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん	

※ 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）により実施

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 内 容
第1節 道路交通規制等	(市) 本部班（防災課）、土木施設管理班（土木港湾課） 県警察、自衛隊、消防署	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供 2 自衛官又は消防職員における措置 3(1) 規制標識 3(2) 規制条件の表示 3(3) 交通規制広報看板保管場所 4(1) 伝達系統 4(2) 報告事項 5 発見者における措置 6 自動車運転者の措置 7 相互協力
第2節 道路施設対策	(市) 土木施設管理班（土木港湾課） 中部地方整備局 愛知県道路公社 災害復旧協議会	1(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1(3) 二次災害防止のための交通規制 1(4) 情報の提供 1(5) 応急復旧対策の実施 1(6) 関係機関との協力体制 2 中部地方整備局における措置 3 愛知県道路公社における措置
第3節 港湾・漁港施設対策	(市) 土木施設管理班（土木港湾課）、農水班（農業水産課） 港湾漁港管理者	1(1) 応急工事の実施 1(2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1(3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 1(4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3） 1(5) 航路啓開の実施
	第四管区海上保安本部	2(1) 船舶交通の整理・指導 2(2) 船舶交通の制限等 2(3) 必要な措置 2(4) 水路の安全確保 2(5) 航路標識の保全 3 木材等の航路障害物の撤去
第4節 鉄道施設対策	(市) 本部班（防災課）、 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社、衣浦臨海鉄道株式会社）	1(1) 列車の避難並びに停止 1(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 1(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 1(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資機材確保の応援要求 1(5) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

第5節 緊急輸送手段の確保	(市) 調達班（行政課、資産活用課）、供給班（商工課） 輸送機関（鉄軌道事業者、自動車運送事業者等） 中部運輸局	1(1) 緊急輸送の方針 1(2) 緊急輸送車両等の確保等 1(3) 緊急輸送車両確保要領 1(4) 市災害対策本部における配車の要請 1(5) 自衛隊への輸送要請 1(6) 従事命令による輸送力の確保 1(7) 人力等による輸送 1(8) 緊急通行車両の届出及び確認 2 輸送機関における措置 3 中部運輸局の措置 4 港湾・漁港管理者の措置 5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲
------------------	--	--

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様
初動対応	<p>交通情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道

		路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）		第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカーカー等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証

明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防職員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 規制の標識等

規制実施者は規制を行った場合、次の標識を設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難なときは、適宜の方法により、とりあえず通行禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

(1) 規制標識

ア 道路法第45条（道路標識等の設置等）によるもの

イ 道路交通法第4条（道路標識等の設置等）によるもの

ウ 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）によるもの

(2) 規制条件の表示

規制標識とともに次の事項を明示した看板を設置する。この場合適当なう回路を明示し、一般の交通に支障のないよう努めるものとする。

ア 禁止・制限の対象

イ 区間

ウ 期間

エ 理由

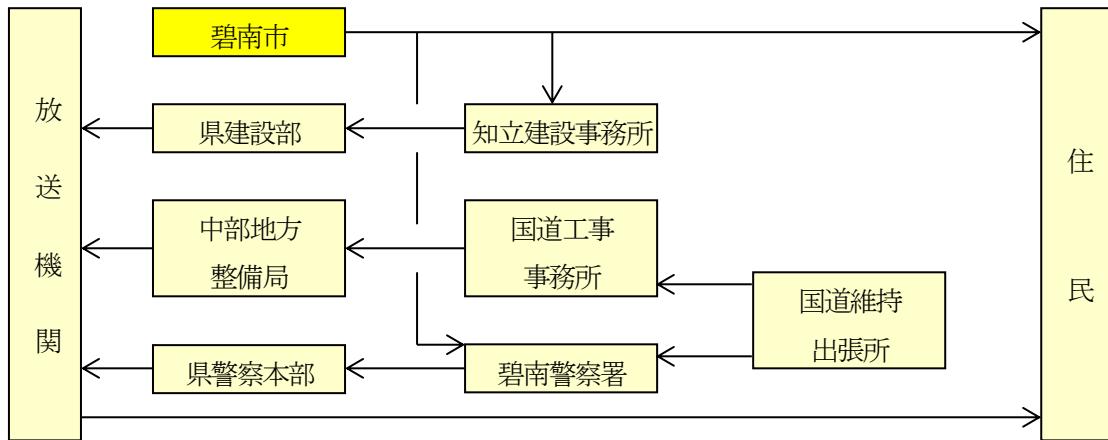
(3) 交通規制広報看板保管場所

必要資機材（主なもの）			標識看板配備に必要な車両	標識の設置等に必要な人員
種類及び数量	所在場所	保管場所		
広報看板 6本	碧南警察署	碧南警察署	車両 1台	2人

4 規制の報告等

規制を行ったときは、次の要領により通知するものとする。

(1) 伝達系統



(2) 報告事項

各関係機関は、報告・通知にあたっては次の事項を明示して行うものとする。

- ア 禁止・制限の種類と対象
- イ 区間
- ウ 期間
- エ 理由
- オ迂回路その他の状況

5 発見者における措置

- (1) 災害時に道路、橋りょう等公共施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報するものとする。
通報を受けた市長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察署に速やかに連絡するものとする。
- (2) 道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路専用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、その道路を所管している者に直ちに通報するものとする。

6 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内的一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

7 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようとする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 被害状況を把握するため、速やかに巡視を実施する。
 - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 緊急輸送道路（指定拠点、区間及び路線図は資料編（資料6-3）のとおり）及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、各道路管理者と連携して、迅速に障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 収集した道路被害情報を基に、必要に応じてう回路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
 - オ 措置にあたっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
 - カ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
 - キ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。
- (3) 二次災害防止のための交通規制
道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次被害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。
- (4) 情報の提供
災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。
- (5) 応急復旧対策の実施
「本編第13章第1節道路施設対策」に定めるとおり実施する。
- (6) 関係機関との協力体制
国、県等の関係機関とは管理協定等により、災害時においては強力な協同体制が得られ

るよう必要とするものとする。

◆資料編（資料6-3）緊急輸送道路路線図

◆資料編（資料12-30）災害時の情報交換に関する協定（市対国土交通省中部地方整備局）

◆資料編（資料12-48）災害時の橋梁緊急点検の協力に関する協定書

2 中部地方整備局における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡回を実施するものとする。

イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。

ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。

エ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

オ 措置にあたっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

カ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(3) 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）による活動支援

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう

多様な広報媒体を活用し、日時、う回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整

ア 検討会の設置

中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。

※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

イ 検討会の開催

名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。

3 愛知県道路公社における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理隊及び緊急時協定業者により巡回点検を速やかに実施する。また、橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な点検を実施する。

イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。

ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 一般通行者に対する情報提供

一般通行者への情報提供は、道路情報板、道路パトロールカーの放送設備等で行う。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。
- ウ 応急工事の実施が困難な場合、県への要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(5) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

第3節 港湾・漁港施設対策

1 市における措置

(1) 応急工事の実施

市は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、施設管理者である県に連絡し、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地の浚渫、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を依頼する。

(2) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

市は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(4) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）

港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

(5) 航路啓開の実施

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

2 第四管区海上保安本部における措置

(1) 船舶交通の整理・指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

(3) 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、港湾・漁港管理者（県・市町・名古屋港管理組合）と連携しつつ、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講すべきことを命じ、又は勧告する。

(4) 水路の安全確保

水路の推進に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 木材等の航路障害物の除去

第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、緊密に連携し、海上に流出した木材等の航路障害物について、その所有者に除去を命じ、又は安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

第4節 鉄道施設対策

1 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社、衣浦臨海鉄道株式会社）における措置

(1) 列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第5節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

(1) 緊急輸送の方針

市役所を中心基地、文化会館を予備中心基地とし、行政区を単位として各小中学校をそれぞれの主要基地（集積地点）とし、中心基地に集積された人員、物資等を各地区の主要基地へ必要最小限の範囲で緊急輸送するものとする。

市は発災後における応急対策に必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、市が保有する車両等を動員するとともに、輸送関係業者等の保有車両を調達し、緊急輸送体制を確保するため、相互の協力体制を十分整備することとし、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

緊急輸送基地（集積地点）等

種類	地区	設定場所	区間	延長
中心基地		碧南市役所		km
主要基地（集積地点）	新川地区	新川中学校	松本町～新川町	2.3
主要基地（集積地点）	中央地区	中央中学校	松本町～植出町	1.2
主要基地（集積地点）	大浜地区	大浜小学校	松本町～浜田町	4.2
主要基地（集積地点）	棚尾地区	南中学校	松本町～春日町	1.3
主要基地（集積地点）	旭地区	東中学校	松本町～天神町	1.7
主要基地（集積地点）	西端地区	西端小学校	松本町～上町	4.8
予備中心基地		文化会館		
計	7カ所（8カ所）			

※ 発災の程度により予備中心基地を設定すること。

(2) 緊急輸送車両等の確保等

市及び運送関係業者等の保有する車両を中心基地に集結し、各地区に必要な物資、人員を緊急輸送するものとし、地区ごとに最低3台（資機材輸送用トラック2台、人員輸送用トラック1台）の6地区計18台を確保する。なお、予備車両として市の保有する車両を本部基地に配備する。

(3) 緊急輸送車両確保要領

災害輸送のための確保は、概ね次の方法によるものとする。

ア 確保順位

(ア) 市の車両等

(イ) 県及び他市町村の車両等

(ウ) 応急対策実施機関（郵便局、愛知県トラック協会西三支部碧南部会）所有の車両等

(エ) 民間業者所有の車両等

(オ) 自家用車両等

◆資料編（資料6-1）市車両保有状況

◆資料編（資料12-26）災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書

（市対愛知県トラック協会西三支部碧南部会）

イ 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、県、他市町村、民間業者等に對して次の事項を明示して調達あっせんを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) その他必要事項

◆資料編（資料6-2）車両・船舶の調達先

ウ 他機関による輸送経費

- (ア) 災害救助法に基づく応急救助に係る輸送経費

災害救助法適用に基づく応急救助の対象、期間、経費については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

- (イ) その他の輸送経費

官公署及び公共機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときはその賃金）程度の費用とする。民間業者による輸送又は車両等の借上げは、愛知県における慣行料金（国土交通省の許可を受けている料金内）によるものとする。なお、自家用自動車等の借上げについては、借上料金（運転手付）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね8割程度内）で、所有者と協議して定めるものとする。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

エ 報告その他事務報告

災害救助法に基づく輸送と、その他の輸送とは区分整理するものである。

(4) 市災害対策本部における配車の要請

緊急輸送をする各部は、総務部長に次の要請を明示して配車の要請をするものとする。

- ア 輸送機関又は借上機関
- イ 輸送量又は車両の台数等
- ウ 集合の日時及び場所
- エ その他の条件

(5) 市において車両等による輸送の確保が困難なときは、名古屋市消防航空隊又は自衛隊に対しへリコプター又は舟艇による輸送を要請するものとする。

◆資料編（資料6-8）緊急時ヘリコプター離着陸可能箇所

(6) 従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行し確保するものであるが、この従事命令の方法は次の者に対して行い、「本編第4章第5節3民間人における労務供給」に定めるところによる。

- ア 地方鉄道業者及びその従事者

- イ 自動車運送業者及びその従事者
- ウ 船舶運送業者及びその従事者

(7) 人力等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力等により輸送するものとする。輸送のための労力確保は、「本編第4章第5節3民間人における労務供給」の定めるところによる。

(8) 緊急通行車両の確認

緊急輸送を行う車両については、「緊急通行車両等確認申出書」を県（県本庁、県民事務所）又は県公安委員会（県警察本部、警察署）へ提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を受ける。

◆資料編（資料6－4）緊急通行車両等確認申出書

◆資料編（資料6－5）緊急通行車両確認証明書及び標章

2 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

3 中部運輸局の措置

(1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行う。

(2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶等の調達のあっせんを行う。

4 港湾・漁港管理者の措置

緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、耐震強化岸壁などの係留施設及びその背後の荷さばき地、野積場の利用調整を図る。

5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

第8章 水害防除対策

基本方針

- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対する措置を実施する。
- 洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 洪水、高潮等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
水防管理者等	○水防活動	→	
碧南市		○農地等のポンプ排水 →	○農作物等の応急処置
公共貯木場管理者・貯木木材所有者等	○木材、筏の混乱、流散の防止	○流木の除去 →	
第四管区海上保安本部、港湾管理者等		○流木所有者への除去命令 ○船舶への周知 →	

主な機関の措置

区分	機 関 名	主 な 内 容
第1節 水防	水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者 (市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、土地改良区、消防署	(水防活動) 1(1) 水防計画 1(2) 水防活動 (たん水排除) 2 たん水排除の実施 3 応援協力関係
第2節 防災営農	(市) 農水班(農業水産課)、土地改良区	(農地及び農業用施設に対する応急措置) 1(1) ポンプ排水による農地のたん水排除 1(2) 土俵積等による排水機の浸水防止 1(3) 用排水路の決壊防止
	(市) 農水班(農業水産課)、あいち中央農業共同組合	(農作物に対する応急措置) 2(1) 災害対策技術の指導 2(2) 種子の確保 2(3) 病害虫の防除 2(4) 凍霜害防除
	(市) 農水班(農業水産課)、畜産関係団体	(家畜に対する応急措置) 3(1) 家畜の管理指導 3(2) 家畜の防疫 3(3) 飼料の確保 4 応援協力関係
第3節 流木の防止	第四管区海上保安本部、港湾管理者、(市) 土木施設管理班(土木港湾課)	1 港湾区域内及び付近海上に流出した流木の除去に関する措置及び船舶への周知
	漁港管理者	2 漁港水域内に漂流する流木の除去に関する措置
	河川管理者、(市) 土木施設管理班(土木港湾課)	3 河川流域内に漂流する流木の除去に関する措置
	県警察、(市) 土木施設管理班(土木港湾課)	4 たん水又は浸水地域に漂流する流木の除去に関する措置 5 応援協力関係

第1節 水防

(水防活動)

1 水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者及び海岸管理者における措置

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画 2. 4

(1) 水防計画

水防管理団体（市）が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、別に定める「碧南市水防計画」による。

(2) 水防活動

ア 消防団（水防団）の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、「碧南市水防計画」に定める基準により、消防団（水防団）の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

市及び消防署は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、知事）及び海岸管理者（知事、港湾管理者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、市長に連絡する。

ウ 水門・こう門等の操作

水門・こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて関係部局との連携を図りつつ門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

エ 水防作業

河川、海岸堤防等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となった場合、水防管理者及び消防署長はその応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

◆資料編（資料3-1）水防資器材備蓄状況

◆資料編（資料3-3）重要水防箇所

オ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要なのが河川・海岸の情報であることから、市、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

市は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また決壊か所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなけ

ればならない。

キ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要ある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

(たん水排除)

2 市及び土地改良区における措置

市又は土地改良区は、河川、海岸堤防の決壊等によりたん水した場合は、「本編本章第2節1(1)ポンプ排水による農地のたん水排除」を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 市は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は県へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保について応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、市長は「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、相互応援を行う。前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請するものとする。

イ 市は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

ウ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

◆資料編（資料12-5）西三河地区消防相互応援協定書

(2) たん水排除

「本編本章第2節1(1)ポンプ排水による農地のたん水排除」を参照のこと。

第2節 防災営農

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

1 市及び土地改良区における措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

(2) 土俵積等による排水機の浸水防止

市及び土地改良区は、排水機場に浸水の恐れのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) 用排水路の決壊防止

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

(農作物に対する応急措置)

2 市及びあいち中央農業協同組合における措置

(1) 災害対策技術の指導

市は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県、あいち中央農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 種子の確保

ア 稲

市は、愛知県米麦振興協会等において種子糲の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子糲を愛知県米麦振興協会等へあっせんするよう依頼し、種子糲を確保する。

イ 野菜

市は、あいち中央農業協同組合等において野菜種子の供給が困難である場合、愛知県種苗協同組合等において保管している野菜種子をあいち中央農業協同組合等へ優先的に売却するよう依頼し、野菜種子の確保を図る。

(3) 病害虫の防除

ア 防除指導等

市は、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、県、あいち中央農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示指導する。

イ 農薬の確保

市は、あいち中央農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対し、農薬をあいち中央農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

ウ 防除器具の確保

市は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみでの対応が困難な場

合は、国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具の確保を図る。

(4) 凍霜害防除

市及びあいち中央農業協同組合は、県からの名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

(家畜に対する応急措置)

3 市及び畜産関係団体における措置

(1) 家畜の管理指導

市は、県、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

市は、各種家畜伝染病の発生の恐れがある場合、県、家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

(3) 飼料の確保

市は、農業協同組合等で飼料の確保が困難な場合は、県を通じて愛知県飼料工業会等から飼料を確保する。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼する。

イ 市及び土地改良区は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

ウ 応援の要求を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認めるときは、市は、農薬の空中散布の実施につき、農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

第3節 流木の防止

(流木に対する措置)

1 第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市における措置

港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知とともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

2 漁港管理者における措置

漁港水域内に漂流する流木については、漁港管理者は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して早急な漁業活動の復旧を図る。

3 河川管理者及び市における措置

河川区域内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

4 県警察及び市における措置

たん水又は浸水地域に漂流する流木については、県警察及び市は2に準じた措置をとる。

5 応援協力関係

第四管区海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、市、県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。ただし、第四管区海上保安本部及び県以外の機関にあたっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画3. 1

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
碧南市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施 	→
県	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・支援体制の整備 ○多言語による情報発信 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○帰宅困難者に対する情報提供 	→
事業所等		<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制 	

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 内 容
第1節 避難所の開設・運営	(市) 本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)	<ol style="list-style-type: none"> 1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 2 避難所の運営 3 災害救助法の適用 4 広域一時滞在に係る協議等
第2節 要配慮者支援対策	(市) 福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	<ol style="list-style-type: none"> 1(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3) 障害者に対する情報提供 1(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1(5) 福祉避難所の設置等 1(6) 福祉サービスの継続支援 1(7) 県に対する広域的な応援要請 1(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第3節 帰宅困難者対策	(市) 本部班(防災課)、広報班(秘書課) 事業者、学校等	<ol style="list-style-type: none"> 1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要になった人等の対策 2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画3. 1

碧南市洪水時応急復旧計画3. 4. 1

碧南市洪水時応急復旧計画3. 4. 2

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。避難所の開設は、第2次非常配備体制により、避難所班班長の指示したときとする。開設期間については、災害救助法が発令されたときは同法により、災害発生の日から7日以内とする。また同法が適用されない場合は同法に準じて行う。

なお、避難所が危険で不適当となった場合、別の避難所へ移送する。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

2 避難所の運営

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画3. 4. 2

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るために、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した「碧南市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフガイドの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、避難所運営について専門性を有したNPOや自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを

連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

4 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

また、災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、県、その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するよう努める。

◆資料編（資料12-60）災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定書

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

◆資料編（資料8-3）福祉避難所

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市友好親善協会や各種ボランティア団体との連携

イ 一般財団法人自治体国際化協会（C L A I R）の多言語情報等共通ツール等の活用

ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報及び市の外国人相談対応等における通訳翻訳支援の活用

エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（D C A T）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

(1) 市域に所在する事業所から一斉に帰宅した場合、避難に大きな障害となることが予想されるため事業者に対し、社員及び事業所来訪者又は利用者の安全確保のため、滞在場所の

確保等の対策を依頼する。

(2) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(3) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(4) その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(5) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置（安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制）

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過と共に変化することを踏まえ、その時々に応じた物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めると共に、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
碧南市		○水・食料・生活必需品等の供給 → ○他市町村・県・日本水道協会への応援要求 →	
県		○水・食料等の調達あっせん → ○応援活動の実施 →	

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 内 容
第1節 給水	(市) 水道班(水道課)	1(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水(口に入れない用途の水。以下同じ。)等の供給 1(2) 断水が生じた場合の措置 1(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 1(4) 取水及び浄水方法 2 応急給水 3 応援体制 4 非常用水源の確保 5 愛知県企業庁における措置 6 災害救助法の適用
第2節 食品の供給	(市) 調達班(資産活用課、行政課) 社会福祉協議会	1(1) 炊出しその他による食品の供給 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 米穀の原料調達 1(4) 炊出しについて、赤十字奉仕団等へ協力要請 2 災害救助法の適用
第3節 生活必需物資の供給	(市) 調達班(資産活用課、行政課)	1(1) 生活必需品の供給 1(2) 他市町村又は県に対する応援要請 2 生活必需品の給与又は貸与 3 災害救助法の適用

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水(口に入れない用途の水。以下同じ。)等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

(4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により減菌して給水する。

2 応急給水

- (1) 飲料水の供給は水道班で行う。
- (2) 応急給水の職員配置は、次表のとおり行う。

	担当	掌握事務	関係機関
給排水部水道 班給水係	総務担当 (管理係)	情報収集 応援要請	西三河水道事務所、日本水道協会、愛知県水道震災復旧支援センター 碧南市災害復旧協議会、水道災害相互応援に関する覚書を締結している水道事業者(以下「県内水道事業者」という。)
	給水担当 (給水業務係)	給水車両及び給水用機器の確保 応急給水	自主防災会、碧南市災害復旧協議会 ボランティア団体、県内水道事業者
	復旧担当 (工務係)	被害状況調査 作業用資器材の確保	碧南市災害復旧協議会、県内水道事業者、日本水道協会
	配水担当 (配水管理事務所)	配水施設等の保全	西三河水道事務所 県内水道事業者、協力事業者

- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (4) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。
- (5) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的に処理した後使用するものとし、飲料水は末端配給までの適当な箇所において塩素の残留効果を測定するものとする。

◆資料編（資料10-1）応急給水用資機材

- (6) 給水は、給水車によるもののほか、給水袋等の自動車による搬送・配布を実施する。また、状況に応じて、市長は知事に対し、ヘリコプターによる給水を要請するものとする。

3 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。また、必要に応じて「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先へ飲料水の調達の要請を行う。
- (2) 市町村相互及び日本水道協会の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定

4 非常用水源の確保

災害時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、碧南市地域防災計画（地震災害対策計画）第3編第11章第1節2(4)の表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおくように努める。

(2) 非常用水源の確保

市が行う応急給水の水源は、第2配水場内のNo.1～No.4配水池を使用するものとする。

名 称	貯水量	備考
第2配水場配水池	No.1 配水池	5,500 m ³
	No.2 配水池	5,500 m ³
	No.3 配水池	5,000 m ³
	No.4 配水池	5,000 m ³
	合計	21,000 m ³

その他、非常用水源として、あらかじめ次のようなものについて選定しておく。

ア 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

イ 井戸の利用

生活用水の確保のため、「井戸水提供の家」は井戸水の提供を行う。

5 愛知県企業庁における措置

愛知県企業庁においては、市町村への送水管等の復旧は、2週間以内で完了し応急給水が確保できるように、被災時における管路の復旧の優先順位を、県水の依存率、影響給水人口、広域調整池等を考慮して予め定めておくこととしている。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第2節 食品の供給

1 市における措置

(1) 炊き出しその他のによる食品の供給

市は、炊出し、その他のによる食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 热源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

(ア) 第1段階 アルファ米、クラッカーなど

(イ) 第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 热源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

◆資料編（資料7-3）市内給食設備所有施設

(2) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

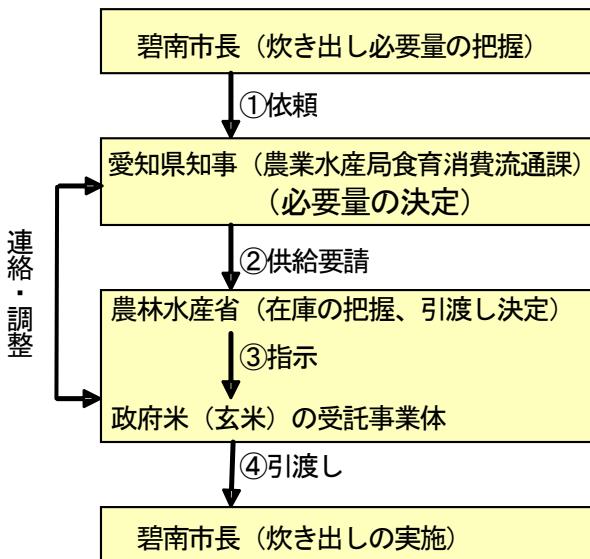
ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

(4) 炊出しについて、赤十字奉仕団等へ協力要請

炊出しが必要に応じ赤十字奉仕団、ボランティア、自主防災会等に協力を要請する。

炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図



- ◆資料編（資料12-23）災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）
- ◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

- ◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第3節 生活必需物資の供給

1 市における措置

(1) 生活必需品の供給

市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 生活必需品の給与又は貸与

(1) 対象者

住宅の全壊（焼）・流失・半壊（焼）又は床上浸水により、日常生活上必要な被服、寝具

その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 給与又は貸与する品目

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 物資の調達

ア 物資の調達は、あいち中央農業協同組合に協力を要請するとともに、「災害救助物資の緊急調達に関する協定」の締結先へ調達の要請を行う。調達が困難な場合は県に依頼するなどの方法により調達する。

イ 応急措置資器材の提供、自動車用燃料等の優先供給については碧南高浜石油業協同組合に加入するガソリンスタンドの協力を得る。

ウ 避難所等の仮設トイレが不足する場合は、(株)カイノスに供給協力を要請する。

エ L Pガスの供給等については、碧南ガス協同組合の協力を得る。

◆資料編（資料12-11）大規模災害時における応急措置資器材の提供等に関する協定
(市対碧南高浜石油業協同組合)

◆資料編（資料12-23）災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書（市対あいち中央農業協同組合）

◆資料編（資料12-24）災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書
(市対旧(株)三河機工)

◆資料編（資料12-33）災害救助物資の緊急調達に関する協定

◆資料編（資料12-45）災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

基本方針

- 市は、被災後、県が行う人の生命や健康に大きな影響を及ぼす恐れのある環境汚染事故の発生状況の情報収集に協力する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動搖等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。
(放射性物質及び原子力災害については、「第19章放射性物質及び原子力災害応急対策で対応する)

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県警察		○地域安全活動の強化	
県			○環境汚染事故の把握 ○関係機関への情報の提供及び事業者への指導 ○環境調査 ○人員・資機材等の応援依頼 ○連絡調整及び支援・協力

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 内 容
第1節 環境汚染防止対策	(市) 環境班 (環境課)	1 環境汚染モニタリングへの協力
第2節 地域安全対策	(市) 本部班 (防災課)、 広報班 (秘書課)、地域 班 (地域協働課) 県警察 第四管区海上保安本部	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 2 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り 3 県警察の実施する地域安全活動に対する協力

第1節 環境汚染防止対策

1 市及び衣浦衛生組合における措置

市は県が実施する環境汚染モニタリングに協力し、環境汚染状況や、その発生源を的確に把握する。

第2節 地域安全対策

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第12章 遺体の取扱い

基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。
- 遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県			<ul style="list-style-type: none">○他市町村への応援指示○県警と連携し、県医師会及び県歯科医師会に検案を依頼
碧南市、消防署			<ul style="list-style-type: none">○遺体の搜索・収容 →○遺体の処理及び一時保存 →○遺体の埋火葬 →○碧南警察署と連携し、市医師会及び市歯科医師会への応援要請○他市町村又は県への応援要請
県警察、第四管区海上保安本部			<ul style="list-style-type: none">○検視（調査）の実施 →○県医師会及び県歯科医師会への応援要請

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第1節 遺体の搜索	(市) 本部班（防災課）、 遺体安置班（市民課、監査 委員事務局、会計課、スporte ーツ課）	<ul style="list-style-type: none">1(1) 対象者1(2) 遺体の搜索1(3) 検視（調査）1(4) 応援要求2 災害救助法の適用
第2節 遺体の処理	(市) 本部班（防災課）、 遺体安置班（市民課、監査 委員事務局、会計課、スporte ーツ課）、第1医療班（健 康課）、第2医療班（市民 病院） 県警察、 第四管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none">1(1) 遺体の収容及び一時保存1(2) 遺体の検視（調査）及び検案1(3) 遺体の洗浄等1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し1(5) 応援要求2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置3 災害救助法の適用
第3節 遺体の埋火葬	(市) 遺体安置班（市民 課、監査委員事務局、会計 課、スporte課）、福祉班 (福祉課)、 衣浦衛生組合	<ul style="list-style-type: none">1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付1(2) 遺体の搬送1(3) 埋火葬1(4) 棺、骨つぼ等の支給1(5) 埋火葬相談窓口の設置1(6) 応援要求2 災害救助法の適用

第1節 遺体の搜索

1 市における措置

(1) 対象者

災害のため、行方不明でかつ周囲の情勢からすでに死亡していると推定される者であつ

て、その者の居住地における災害救助法の適用の有無、その者の住家の被害の有無、死因の如何を問わない。

(2) 遺体の検査

市は、警察署・第四管区海上保安本部等と密接な連絡をとり検査を実施する。

(3) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(4) 応援要求

自ら遺体の検査の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の検査の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため速やかに埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（勤労者体育センター及び新川公民館）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検査（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検査（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

なお、検案の実施については、市と碧南警察署が連携し、碧南市医師会及び碧南歯科医師会に依頼する。加えて県が県警察と連携し、県医師会及び県歯科医師会に依頼する。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまでに相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。さらに、必要に応じて協定先へ応援を要求する。

◆資料編（資料12-14）災害時医療救護に関する協定書（市対碧南市医師会）

◆資料編（資料12-15）災害時歯科医療救護に関する協定書（市対碧南歯科医師会）

◆資料編（資料12-36）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書
(市対全国靈柩自動車協会)

◆資料編（資料12-56）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書

2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県医師会及び県歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第3節 遺体の埋火葬

1 市及び衣浦衛生組合における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

自己の資力で埋火葬が困難な遺族等又は遺族等が引き取りを拒否した場合に遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を調達し、自己の資力で埋火葬が困難な遺族等又は遺族等が引き取りを拒否した場合に現物で支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬に関する措置の実施が困難な場合、他市町村へ実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。ただし、遺体の埋火葬については、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」（衣浦衛生組合で締結）によるものとする。さらに必要に応じて県または協定先へ応援を要求する。

◆資料編（資料12-36）災害時等における遺体搬送の支援協力に関する協定書

（市対全国靈柩自動車協会）

◆資料編（資料12-56）災害時等における棺等葬祭用品の供給に関する協定書

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市及び衣浦衛生組合が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第13章 ライフライン施設等の応急対策

基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を發揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水施設の充分な機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県		<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立 	→
碧南市		<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧活動の実施（上水道、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立 	→
中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社 JERA		<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施 	→ → → → →
都市ガス会社、LPGガス協会		<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施 	→ → → → →
NTT西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消	→

放送事業者	○放送事業の継続	→
郵便事業者	○郵便事業の継続	→

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 電力施設対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課) 中部電力パワーグリッド株式会社 株式会社J E R A	1(1) 非常災害対策本部の設置 1(2) 情報の収集と伝達 1(3) 危険防止措置の実施 1(4) 応急復旧活動の実施 1(5) 要員、資機材等の確保 1(6) 広報活動の実施 1(7) 広域運営による応援 2 復旧工事等の協力要請
第2節 ガス施設対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、広報班(秘書課) 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社、 一般社団法人愛知県L P ガス協会	1(1) ① 2(1) 災害対策本部の設置 1(2) ① 2(2) 情報の収集 1(3) ① 2(3) 緊急対応措置の実施 1(4) ① 2(4) 応援の要請 1(5) ① 2(5) 応急復旧活動の実施 1(6) ① 2(6) 広報活動の実施
第3節 上水道施設対策	(市) 水道班(水道課)	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 1(3) 応援・受援体制の確立 1(4) 水道資材の備蓄
第4節 工業用水道施設対策	県企業庁、(市) 水道班(水道課)	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 1(3) 受援体制の確立
第5節 下水道施設対策	(市) 下水道班(下水道課)	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請
第6節 通信施設の応急措置	通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消
	(市) 本部班(防災課)、 防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置
	放送事業者	4 放送事業の継続
第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
第8節 ライフライン施設の応急復旧	(市)、ライフライン事業者	1(1) 現地作業調整会議の開催 1(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

第1節 電力施設対策

1 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社J E R Aにおける措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の

適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

　a 火力設備

　b 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

　a 人命にかかわる病院

　b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

　発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

　被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

　路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

　発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

　発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

　電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

　被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（中部電力パワーグリッド株式会社）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

2 市における措置

市は、「災害時応急復旧工事等の協力に関する協定」に基づき、必要に応じて、碧南電設業協同組合及び愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区に対し、電気復旧工事等の協力を要請する。また、「災害時における電気の保安及び電気使用の安全確保に関する協定」に基づき、必要に応じて、中部電気保安協会岡崎支部に対し、電気の保安及び電気使用の安全確保等の協力を要請する。

◆資料編（資料12-27）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書

（市対碧南電設業協同組合）

◆資料編（資料12-28）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書

（市対愛知県東部電気工事協力会刈谷支部碧南地区）

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社、サーラエナジー株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援要請の実施

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧作業の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。なお、災害対策本部、

避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

- ア 需要家の閉栓の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓、試点火

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県L Pガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県L Pガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害の恐れがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国L Pガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県L Pガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開にあたっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道

機関等を通じて呼びかける。

◆資料編（資料12-45）災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書

第3節 上水道施設対策

1 水道事業者（市）における措置

被害施設を短期間に復旧するため配水管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

また、津波危険地域や避難道路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置をとることに努める。

(1) 応急復旧活動の実施（配管設備破損）

- ア 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- イ 配水管が破損し、復旧が困難な場合は、応急配管を行うと共に、近接応急給水栓の利用を促す。
- ウ これと合わせて、県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

(2) 応援の要請

市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。また、被害状況に応じて、県、日本水道協会、及び協定締結先事業者へ応援を要請する。

◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書

（市対碧南市災害復旧協議会）

◆資料編（資料12-51）災害時応援復旧工事の協力に関する協定書

（市対碧南市上下水道工事店協同組合）

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、市外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

(4) 水道資材の備蓄

応急復旧時の必要性から水道資機材の備蓄及び調達手段の確保に努める。

第4節 工業用水道施設対策

1 工業用水道事業者（県企業庁）における措置

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所もしくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、他の事業体に応援の要請にあたる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のため必要な手続きの特例措置等を要請する。

(3) 受援体制の確立

他市町村及び他県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

1 下水道管理者（市）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

◆資料編（資料12-46）災害時における応急対策の協力に関する協定

(2) 応援の要請

市は碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。なお、市独自では対応が不十分であると判断される場合には、近隣下水道管理者あるいは県へ応援を要請する。

◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書

（市対碧南市災害復旧協議会）

第6節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

- ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。
- ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。
- エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
- イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 市及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイ・アンド・ワイレス）に災害モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第7節 郵便業務の応急措置

1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

1 市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第14章 海上災害対策

基本方針

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油排出等の災害が発生した場合における、排出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。
- なお、特別防災区域内に係る事故等については、石油コンビナート等防災計画による。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
事故原因者等		<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生の通報 ○排出油等防除活動 	→
第四管区 海上保安本部		<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生の伝達及び状況把握 ○捜索及び救助・救急活動 ○連絡調整本部の設置 ○人員・物資の緊急輸送 ○危険物等の防除活動 ○災害海域の巡視警戒 ○自衛隊への応援要請 	→ → → → → →
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 ○地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動 ○遺体の収容、捜索、検視等 ○交通規制 ○関係機関への支援活動 	→ → → → →
中部地方整備局		○油等回収船による排出油等の除去活動	→
県		<ul style="list-style-type: none"> ○漂着油等の防除活動への協力 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動 ○必要資機材確保等の応援要求への対応 ○他県等への応援要請 	→ → →
碧南市、消防署		<ul style="list-style-type: none"> ○沿岸住民への周知及び警戒区域の設定 ○沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒 ○事故施設への指導 ○他市町村・県への応援要請 	→ → →
港湾、漁港 管理者		<ul style="list-style-type: none"> ○消火活動等への協力 ○港湾・漁港施設への被害防止措置 	→ →
海上災害防止 センター		<ul style="list-style-type: none"> ○海上保安庁長官の指示に基づく防除活動 ○事故船舶所有者等の委託に基づく防除活動 	→ →

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 海上災害対策	海難の事故原因者等	1(1) 災害発生の通報 1(2) 排出油等の広がり防止措置 1(3) 損傷箇所の修理 1(4) 排出油等の処理 1(5) 損傷した船舶の残油等の処理
	事故発生事業所等	2(1) 災害発生の通報 2(2) 自衛消防隊等による消火活動、排出油等防除活動 2(3) 消防機関の受け入れ
	第四管区海上保安本部	3(1) 災害発生の伝達及び状況把握 3(2) 連絡調整本部の設置 3(3) 海上における捜索及び救助・救急活動 3(4) 人員・物資の緊急輸送 3(5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動 3(6) 危険物等の防除活動及び航行船舶の避難誘導活動 3(7) 航行警報等による船舶への周知及び航行の制限等 3(8) 災害海域の巡回警戒 3(9) 関係機関に対する応援要請
	県警察	4(1) 警察用航空機等による情報収集 4(2) 救出救助活動 4(3) 避難誘導、立ち入り禁止区域の警戒及び危険等の防除活動 4(4) 遺体の収容、捜索、検視等 4(5) 交通規制 4(6) 関係機関への支援活動
	中部地方整備局 (市) 本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、供給班(商工課) 消防署	5 油等回収船による排出油等の除去活動 6(1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定 6(2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡回・警戒 6(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導 6(4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動 6(5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請
	港湾・漁港管理者	7 消火活動等への協力及び港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置
	海上災害防止センター	8(1) 海上保安庁長官の指示に基づく防除活動 8(2) 事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づく防除活動及び消火・延焼防止活動
	関係機関	9 情報の伝達系統 10 応援協力関係

第1節 海上災害対策

1 海難の事故原因者等（事故船舶の所有者、船舶管理者、船舶運行者、荷主、保険会社等、関係者から委託を受けた者及びこれらの代理人をいう。）における措置

(1) 災害発生の通報

第四管区海上保安本部、関係機関及び付近の船舶等に災害の発生について直ちに通報する。

(2) 排出油等の広がり防止措置

オイルフェンスの展張、その他排出された油等の広がりの防止措置をとる。

(3) 損傷箇所の修理

損傷箇所の修理、その他油等の排出の防止措置をとる。

(4) 排出油等の処理

浮流油等及び沿岸への漂着油等の回収、油処理剤の散布等による排出油等の処理を行う。

(5) 損傷した船舶の残油等の処理

損傷した船舶の残油等の処理その他必要な防止措置をとる。

2 事故発生事業所等における措置

(1) 災害発生の通報

第四管区海上保安本部、所轄消防署又は市等関係機関に災害の発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意喚起を行う。必要と認めるときは、付近住民に避難するよう警告する。

(2) 自衛消防隊等による消火活動、排出油等防除活動

事業所の自衛消防隊、その他の要員により次のとおり消火活動、排出油等防除活動を実施するとともに、必要に応じ関係事業所等の応援を求める。なお、消火活動等の実施にあたっては、陸上への波及防止について十分留意して行うものとする。

ア 大量の油等の排出があった場合

- (ア) オイルフェンスの展張、その他排出された油等の広がりの防止措置をとる。
- (イ) 損傷箇所の修理、その他油等の排出の防止措置をとる。
- (ウ) タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油等を他の損傷していないタンクに移し替える。
- (エ) 排出した油等の回収を行う。
- (オ) 油処理剤の散布等により排出油等の処理を行う。

イ 危険物の排出があった場合

- (ア) 損傷箇所の修理を行う。
- (イ) タンクの損傷による場合は、損傷したタンク内の残油等を他の損傷していないタンクに移し替える。
- (ウ) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- (エ) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- (オ) 船舶にあっては曳航索の垂下を行う。
- (カ) 船舶にあっては安全な海域へ移動し投錨する。
- (キ) 消火準備を行う。

ウ 海上火災が発生した場合

- (ア) 放水、消火薬剤の散布を行う。
- (イ) 付近にある可燃物を除去する。
- (ウ) 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
- (エ) 火点の制御を実施する。
- (オ) 船舶にあっては曳航索の垂下を行う。
- (カ) 船舶にあっては安全な海域へ移動し投錨する。

(3) 消防機関の受け入れ

事故発生事業所は、消防機関の到着に際しては進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。また、関係機関の指揮に従い積極的

に排出油等防除活動を実施する。

3 第四管区海上保安本部における措置

(1) 災害発生の伝達及び状況把握

海上災害の発生を覚知したときは、伝達系統に基づき伝達し、巡視船艇及び航空機等によりその状況の把握に努める。

(2) 連絡調整本部の設置

海上に油等の危険物等が大量に排出された場合において、国に警戒本部が設置された場合は、原則として第四管区海上保安本部に連絡調整本部を設置する。

(3) 海上における捜索及び救助・救急活動

巡視船艇及び航空機等により、海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じて県・市等の活動を支援する。

また、碧南市及び県警察と緊密に連携して、海上漂流者等の救出を行う。

(4) 人員・物資の緊急輸送

人員・物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。

(5) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動

船舶火災及び海上火災が発生した場合は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、必要に応じ消防署と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消防活動を実施する。

また、必要に応じ、船体その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限する。

(6) 危険物等の防除活動及び航行船舶の避難誘導活動

危険物等が大量に海上に排出した場合、原因者の対応が不十分なときは、巡視船艇等により応急的な防除活動を行う等被害を最小限に��い止めるための措置を講じ、また、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずる。

また、緊急に排出特定油等の防除措置を講ずる必要がある場合において、必要に応じて、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示する。

(7) 航行警報等による船舶への周知及び航行の制限等

船舶交通に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、航行警報等により船舶に周知し、航行の制限、禁止及び移動等を命じ、付近海域における火気の使用を制限若しくは禁止する等の措置を講じる。

(8) 災害海域の巡視警戒

海上における人命、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図るため、災害海域を巡視警戒して、各種犯罪の事態の把握、法令違反の取締りを行い、海上における治安を維持する。

(9) 関係機関に対する応援要請

関係機関に対し応援を要求するとともに、必要に応じて、第四管区海上保安本部が自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

4 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機、警察用船舶等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の捜索及び救出救助活動を実施する。

(3) 地域住民等の避難誘導、立ち入り禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動

危険物が大量に排出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒及び危険物等の防除活動を実施する。

(4) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、「本編第12章遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を行う。

5 中部地方整備局における措置

油等回収船を出動させ、排出油等の除去活動を実施する。

6 市及び消防署における措置

(1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定

被害の及ぶ恐れのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒

沿岸漂着油等の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油等を巡視、警戒する。

(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあっては、事故貯油等施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。

(4) 消火及び排出した危険物の拡散防止活動

消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び排出した危険物の拡散防止活動を実施する。消火活動等を実施するにあたっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」により、(ア) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに(イ) 河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、(ア) 及び(イ) 以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行うことになっているの

で、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

(5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

7 港湾・漁港管理者における措置

市は港湾機能に支障を来す恐れがある場合は、第四管区海上保安本部へ消火活動等の協力を要請する。

その他港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずる。

8 海上災害防止センターの措置

(1) 海上保安庁長官の指示に基づく防除活動

大量の油等が海上に排出され、緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていないとき、海上保安庁長官の指示に基づき防除を実施する。

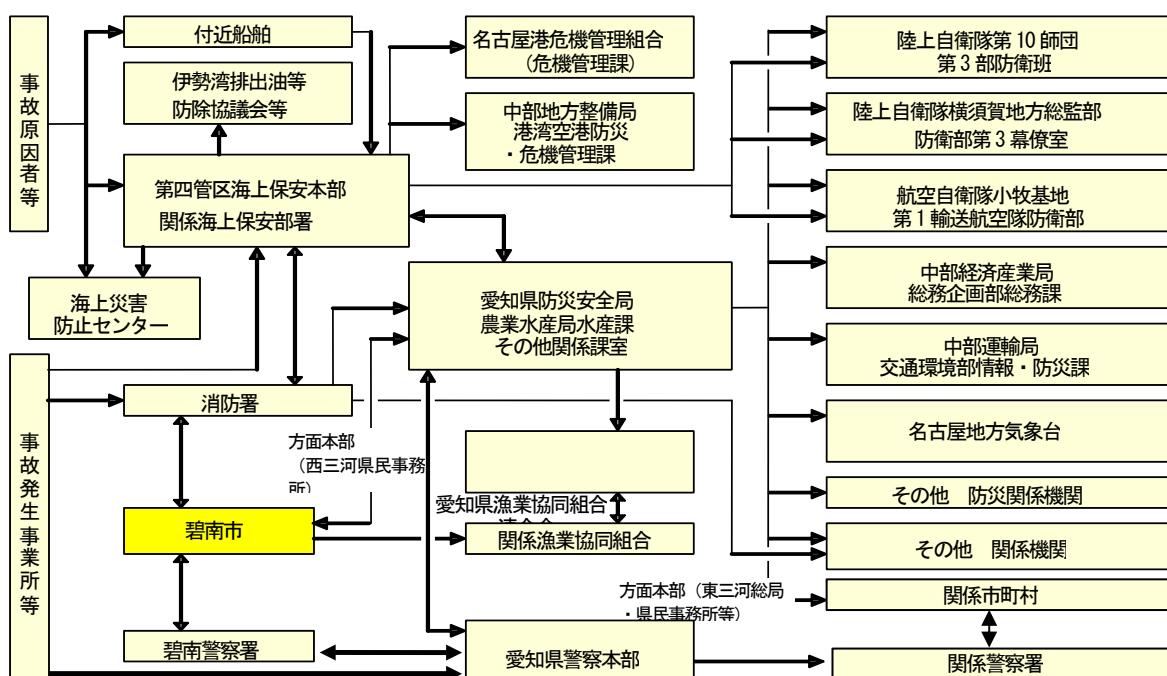
(2) 事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づく防除活動及び消火・延焼防止活動

事故を起こした船舶の所有者等の委託に基づき、海上に排出した燃料油や積み荷の油等又は各種の有害液体物質の防除並びに船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を実施する。

9 情報の伝達系統

海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

なお、海上事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118番）に通報する。



(注) 1 海上災害防止センターは、事故原因者からの委託又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

2 陸上の事故発生事業所が、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく特別防災区域内の特定事業所の場合は、別途「石油コンビナート等防災計画」に連絡通報体制が定められている。

10 応援協力関係

- (1) 第四管区海上保安本部は、排出油等防除活動等の実施が困難な場合、海上防災活動が実施可能である碧南市及び港湾管理者等へ応援を要求する。
- (2) 市は、当該市の勢力をもってしても、排出油等防除活動等の実施が困難な場合、他市町村へ要員、資機材の確保につき応援を要求する。
- (3) 第四管区海上保安本部・中部地方整備局及び市町村は、排出油等防除活動等を実施するにあたって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。
- (4) 第四管区海上保安本部又は県は、排出油等防除活動を実施するにあたって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。
- (5) 指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、県に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。
- (6) 救助・救急活動、遺体の処理及び港湾施設の応急工事等の応援協力関係については、「本編第5章救出・救助対策」、「本編第6章医療救護・防疫・保健衛生対策」、「本編第12章遺体の取扱い」、「本編第13章交通施設の応急対策」により実施する。
- (7) その他の防災関係機関及び関係企業は、第四管区海上保安本部、市、又は県からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第15章 航空災害対策

基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
中部国際空港株式会社、県(名古屋空港事務所)		<ul style="list-style-type: none">○航空機事故発生の通報○消火救難、救急医療活動等○空港利用者の避難誘導○愛知県医師会等への医療救護班派遣要請○救護所・遺体安置所の設置○滑走路等の使用の一時停止措置	
大阪航空局 中部空港事務所		<ul style="list-style-type: none">○自衛隊への派遣要請○他空港との連携	
航空自衛隊		<ul style="list-style-type: none">(民間機の場合)<ul style="list-style-type: none">○負傷者の救出、消防活動○愛知県知事の要請に基づく災害応急活動 (自衛隊機の場合)○航空機事故発生の通報○応急活動及び事故現場の復旧	
県		<ul style="list-style-type: none">○航空機事故発生の通報○市町村への消防・救急活動の指示等○自衛隊への災害派遣要請○DMA T・医療救護班の派遣	
碧南市、消防署		<ul style="list-style-type: none">○航空機事故発生の通報○警戒区域の設定○一般住民等に対する立入制限・退去等の命令○救助及び消防活動○医療班の派遣及び医療機関への搬送等○応援要請	
県警察		<ul style="list-style-type: none">○航空機事故発生の通報○警察用航空機等による情報収集○救出救助活動○立入禁止区域の設定及び避難誘導○遺体の収容、捜索、検視等○交通規制○関係機関への支援活動	
第四管区 海上保安本部		<ul style="list-style-type: none">○航空機事故発生の通報○海上における捜索及び救助・救急活動○遺体の捜索活動等○人員・物資の緊急輸送	

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 航空災害対策	(市) 本部班(防災課) 情報・調整班(経営企画課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)、第1医療班(健康課)、調達班(資産活用課、行政課) 消防署	1(1) 航空機事故発生の通報 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 他の市町村に対する応援要請 1(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1(8) 消防応援要請
	県警察	2(1) 航空機事故発生の通報 2(2) 警察用航空機等による情報収集 2(3) 救出救助活動 2(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 2(5) 遺体の収容、捜索、検視等 2(6) 交通規制 2(7) 関係機関への支援活動
	第四管区海上保安本部	3(1) 航空機事故発生の通報 3(2) 海上における捜索及び救助・救急活動 3(3) 遺体の捜索活動等 3(4) 人員・物資の緊急輸送
	関係機関	4 情報の伝達系統 5 応援協力関係

第1節 航空災害対策

1 市及び消防署における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の死体の収容、捜索、処理活動等は、「本編第12章遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(8) 消防応援要請

広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。

◆資料編（資料12-5）西三河地区消防相互応援協定書

2 県警察における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、関係機関に通報する。また、大規模な航空災害発生時の情報収集活動を実施する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設置するとともに、地域住民の避難誘導を実施する。

(5) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、「本編第12章遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(6) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(7) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 第四管区海上保安本部における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、「4 伝達系統」により関係機関に通報する。

(2) 海上における捜索及び救助・救急活動

大阪航空局中部空港事務所及び航空自衛隊等と協力し、巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市町村等の活動を支援する。

(3) 遺体の捜索活動等

死者が発生した場合の遺体の捜索活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

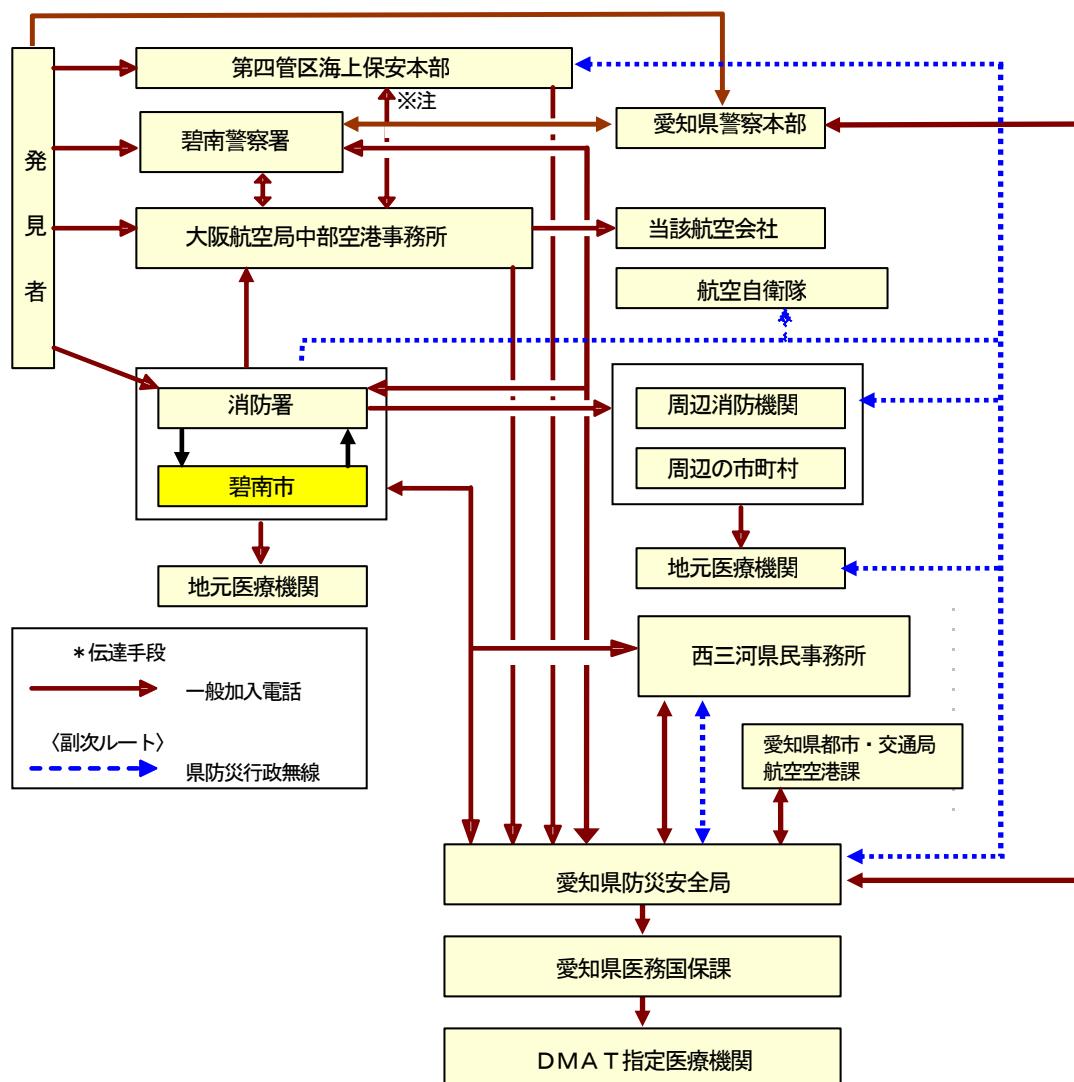
(4) 人員・物資の緊急輸送

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

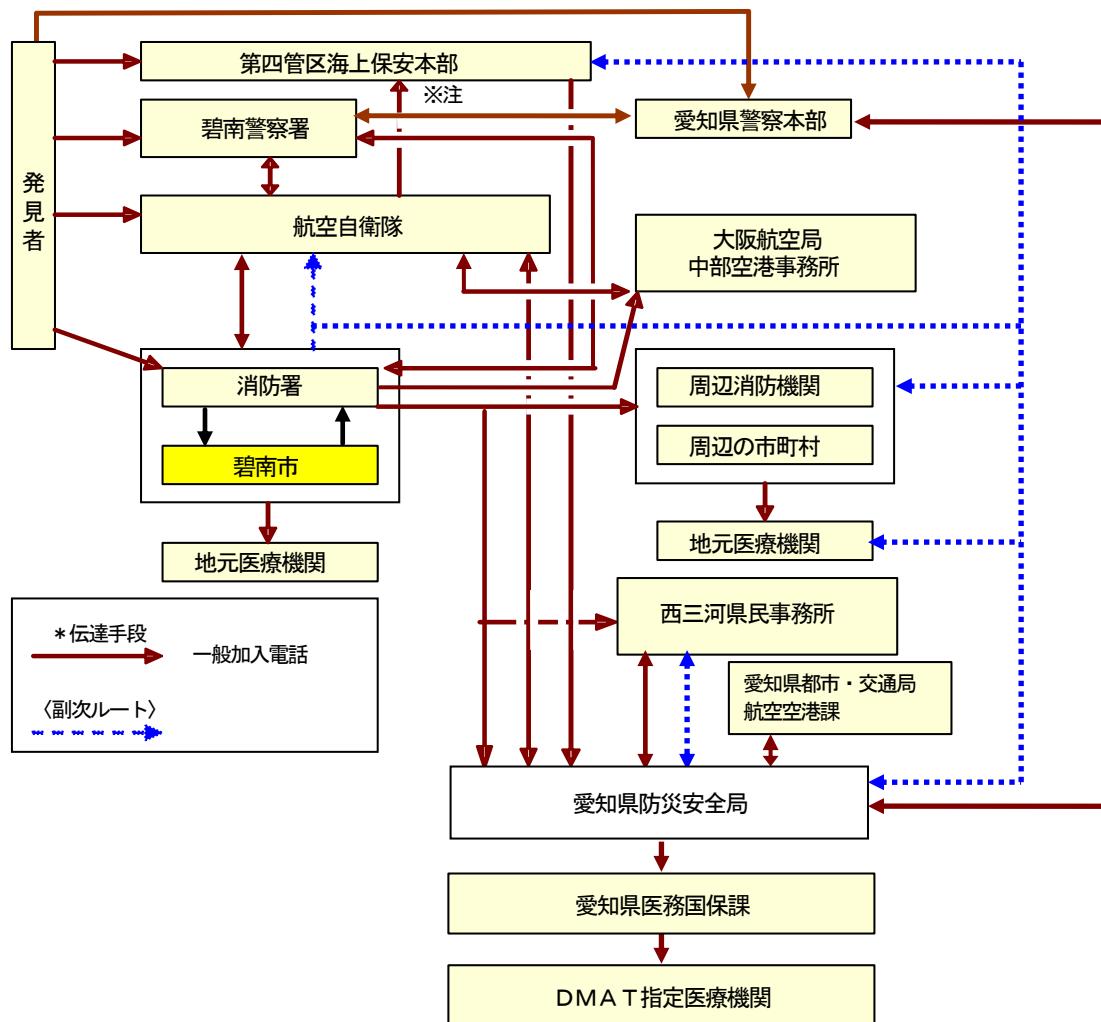
また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

4 情報の伝達系統（碧南市内で事故が発生した場合）

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する恐れがある場合

5 応援協力関係

その他防災関係機関は、市、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

第16章 鉄道災害対策

基本方針

- 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
鉄道事業者		<ul style="list-style-type: none"> ○中部運輸局又は国土交通省への連絡 ○関係列車の非常停止及び乗客の避難 ○救助・救急活動及び消防活動 → ○代替交通手段の確保 ○鉄道施設の応急措置 → ○他の鉄道事業者への応援要請 	
中部運輸局		<ul style="list-style-type: none"> ○県及び国土交通省への連絡 ○応急対策の調整 → 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁等関係機関への連絡 ○市町村の消防・救急活動の指示 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動 ○自衛隊への災害派遣要請 ○他県等に対する応援要請 ○医療救護班の派遣 → 	
碧南市、消防署		<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 ○警戒区域の設定及び一般住民等への立入制限・退去等の命令 ○救助・救急活動及び消防活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送 ○応援要請 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置 ○遺体の収容、搜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 → 	
第四管区 海上保安本部		<ul style="list-style-type: none"> ○海上における捜索及び救助・救急活動 ○人員・物資の緊急輸送 → 	

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 鉄道灾害対策	鉄道事業者	1(1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡 1(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難 1(3) 救助・救急活動及び消防活動 1(4) 代替交通手段の確保 1(5) 鉄道施設の応急措置 1(6) 他の鉄道事業者への応援要請
	中部運輸局	2(1) 県及び国土交通省への連絡 2(2) 応急対策の調整
	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（経営企画課）、遺体安置班（市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課）、第1医療班（健康課）、調達班（資産活用課、行政課） 消防署	3(1) 県への連絡 3(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 3(3) 救助・救急活動及び消防活動 3(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 3(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 3(6) 他の市町村に対する応援要請 3(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 3(8) 消防応援要請
	県警察	4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 救出救助活動 4(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 4(5) 鉄道事業者と連携した二次災害防止措置 4(6) 遺体の収容、捜索、検視等 4(7) 交通規制 4(8) 関係機関への支援活動
	第四管区海上保安本部	5(1) 海上における捜索及び救助・救急活動 5(2) 人員・物資の緊急輸送
	関係機関	6 情報の伝達系統 7 応援協力関係

第1節 鉄道灾害対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（「本編第5章救出・救助対策」参照）。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交

通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置については、「本編第14章交通施設の応急対策」により実施する。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 中部運輸局における措置

(1) 県及び国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め速やかに県及び国土交通省に連絡する。

(2) 応急対策の調整

関係機関と緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 市及び消防署における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ、関係防災機関及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の死体の収容、搜索、処理活動等は、「本編第12章遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(8) 消防応援要請

広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。

◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書

4 県警察における措置

(1) 県への通報

大規模鉄道災害の発生を知ったときは、県に通報する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 立入禁止区域の設定及び地域住民等の避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を実施する。

(5) 鉄道事業者と連携した二次災害防止措置

搜索・救出救助活動等にあたっては、鉄道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を行う。

(6) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、「本編第12章遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 第四管区海上保安本部における措置

(1) 海上における捜索及び救助・救急活動

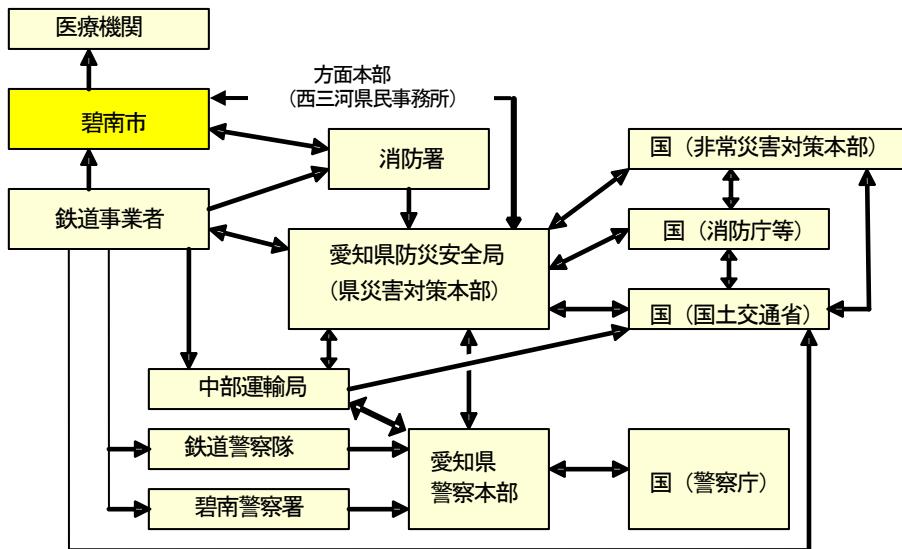
巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動等を行い、必要に応じ、市等の活動を支援する。

(2) 人員・物資の緊急輸送

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

6 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



7 応援協力関係

- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第17章 道路災害対策

基本方針

- 橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第20章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
道路管理者		<ul style="list-style-type: none">○道路パトロールカーによる巡回及び国土交通省への連絡○交通規制 →○初期の救助 →○危険物の防除活動及び避難誘導活動○他の道路管理者への応援要請	
中部地方整備局		<ul style="list-style-type: none">○危険物の防除活動及び避難誘導活動○他の道路管理者への応援要請	
県		<ul style="list-style-type: none">○消防庁、国土交通省等関係機関への連絡○市町村の実施する消防、救急活動の指示等○防災ヘリコプターによる応急対策活動○自衛隊に対する災害派遣要請○他の県等に対する応援要請○医療救護班の派遣 →	
碧南市、消防署		<ul style="list-style-type: none">○県、国土交通省等関係機関への連絡○警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令○救助・救急活動及び消防活動 →○医療班の派遣及び医療機関への搬送等○応援要請	
県警察		<ul style="list-style-type: none">○警察用航空機等による情報収集○救出救助活動 →○立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動○遺体の収容、捜索、検視等 →○交通規制 →○関係機関への支援活動 →	
第四管区 海上保安本部		<ul style="list-style-type: none">○海上における捜索及び救助・救急活動○人員・物資の緊急輸送 →	

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 道路災害対策	道路管理者（市）	1(1) 道路巡視及び県への連絡 1(2) 交通規制 1(3) 初期の救助及び消防活動への協力 1(4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1(5) 他の道路管理者への応援要請
	中部地方整備局	2(1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 2(2) 他の道路管理者への応援要請
	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)、第1医療班(健康課)、調達班(資産活用課、行政課)、土木施設管理班(土木港湾課) 消防署	3(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 3(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 3(3) 救助・救急活動及び消防活動 3(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 3(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 3(6) 他の市町村に対する応援要請 3(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 3(8) 消防応援要請
	県警察	4(1) 警察用航空機等による情報収集 4(2) 救出救助活動 4(3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動 4(4) 遺体の収容、捜索、検視等 4(5) 交通規制 4(6) 関係機関への支援活動
	第四管区海上保安本部	5(1) 海上における捜索及び救助・救急活動 5(2) 人員・物資の緊急輸送
	関係機関	6 情報の伝達系統 7 応援協力関係

第1節 道路災害対策

1 道路管理者（市）における措置

(1) 道路の巡視及び県への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路の巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県に連絡する。

(2) 交通規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（「本編第7章交通の確保・緊急輸送対策」参照）。

(3) 初期の救助及び消防活動への協力

初期の救助及び消防活動に協力する。

(4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 他の道路管理者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 中部地方整備局における措置

(1) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 他の道路管理者への応援要求

応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。

3 市及び消防署における措置

(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ、関係防災機関及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の死体の収容、搜索、処理活動等は、「本編第12章遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(8) 消防応援要請

消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。

◆資料編（資料12－5）西三河地区消防相互応援協定書

4 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。

(4) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、「本編第12章遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

5 第四管区海上保安本部における措置

(1) 海上における捜索及び救助・救急活動

巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市の活動を支援する。

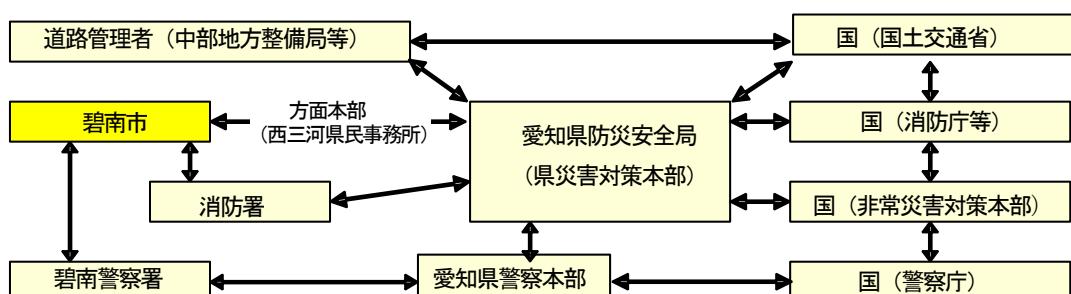
(2) 人員・物資の緊急輸送

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

6 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



7 応援協力関係

- (1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策

基本方針

- 放射性物質に関し、放射線障害の恐れがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。
- 核燃料物資等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、地域住民等の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携を緊密にしながら応急対策をとるものとする。
- 本市は県外の原子力発電所及び原子炉施設（以下、原子力発電所等）から100km以上離れており、予防的防護措置を準備する区域（P A Z：原子力発電所等から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（U P Z：原子力発電所等から概ね半径30km）に含まれてはいないものの、原子力発電所等において異常が発生し、本市に災害が発生する恐れがある場合、又は災害が発生した場合は、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動搖や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、防災関係機関との連携を緊密にしながらできる限り早期に応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、碧南市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画（本章以外の計画）も踏まえて対処するものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	事業者	1(1) 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報 1(2) 放射線障害の発生又は拡大防止措置
	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（経営企画課）、広報班（秘書課）、第1医療班（健康課） 消防署	2(1) 事故等の発生に係る関係機関への通報 2(2) 災害対策本部の設置 2(3) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置 2(4) 広報活動の実施 2(5) 消防活動（消火・救助・救急） 2(6) 医療関係活動
	県警察	3(1) 事故等の発生に係る警察庁等への通報 3(2) 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 3(3) 広報活動の実施 3(4) 交通規制の実施
	中部管区警察局	4 事故の発生に係る警察庁への通報
	愛知労働局	5(1) 事故等の発生に係る厚生労働省への通報 5(2) 事業者に対する労働者退避等措置の指示
	第四管区海上保安本部	6(1) 事故の発生に係る海上保安庁等への通報 6(2) 海上における環境放射線モニタリングへの支援
	関係機関	7 情報の伝達系統

区分	機関名	主な内容
第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	事業者	1(1) 事故等の発生に係る市等への通報 1(2) 放射線の測定、汚染の防止等
	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（経営企画課）、広報班（秘書課）、市民班（市民課）、第1医療班（健康課） 消防署	2(1) 事故等の発生に係る関係機関への連絡 2(2) 災害対策本部の設置 2(3) 専門家の派遣要請 2(4) 原子力災害合同対策協議会への出席 2(5) 住民に対する屋内退避、避難指示 2(6) 市民等への情報伝達活動 2(7) 市民等からの問い合わせに対する対応 2(8) 消防活動（消火・救助・救急） 2(9) 医療関係活動
	県警察	3(1) 事故等の発生に係る警察庁等への通報 3(2) 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 3(3) 市民等への情報伝達活動 3(4) 交通規制の実施
	中部管区警察局	4 事故の発生に係る警察庁への通報
	名古屋地方気象台	5 放射能影響の早期把握に資する防災気象情報の県への提供
	東海農政局	6 農業への影響に関する情報等の収集
	第四管区海上保安本部	7(1) 事故の発生に係る海上保安庁等への通報 7(2) 海上における環境放射線モニタリングへの支援
	自衛隊	8 災害派遣要請に基づく活動
	中部運輸局	9 輸送の確保
	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	10 輻輳対策
第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	関係機関	11 情報の伝達系統
	4 原子力事業者 (中部電力パワーグリッド株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)	1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 緊急事態応急対策等の実施 1(3) 放射性物質による汚染の除去
	(市) 本部班（防災課）、情報・調整班（経営企画課）、広報班（秘書課）、市民班（市民課）、避難所班（国保年金課）、第1医療班（健康課）、供給班（商工課）、調達班（資産活用課、行政課）、農水班（農業水産課） 消防署	2(1) 市内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応 2(2) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 2(3) 広域避難活動 2(4) 市民等への情報伝達活動 2(5) 市民等からの問い合わせに対する対応 2(6) 医療関係活動 2(7) 放射性物質による汚染の除去への協力 2(8) 飲料水・食品等の放射能濃度の測定の協力 2(9) 飲料水・食品等の摂取制限等 2(10) 風評被害の影響の軽減 2(11) 県外からの避難者の受入れ
	県警察	3(1) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 3(2) 緊急輸送の支援 3(3) 治安の確保
	名古屋地方気象台	4 気象情報の県への提供
	国土地理院中部地方測量部	5 地理情報の提供
	第四管区海上保安本部	6 海上における環境放射線モニタリングへの支援

第3編 災害応急対策

第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策

自衛隊	7 広域避難活動
各鉄道事業者	8 広域避難活動
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	9 輻轍対策
関係機関	10 情報の伝達系統

第1節 放射性物質災害発生時の応急対策

1 事業者における措置

(1) 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報

事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部、市、消防機関等へ通報するとともに、遅滞なく文部科学省へ届出を行うものとする。

(2) 放射線障害の発生又は拡大防止措置

放射線障害の恐れがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

◆資料編（資料5－5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図

2 市及び消防署における措置

(1) 事故等の発生に係る関係機関への通報

事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、関係機関へ事故等の発生について、直ちに通報する。

(2) 災害対策本部の設置

必要に応じて市災害対策本部を設置する。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置

事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施する。

(4) 広報活動の実施

県警察と協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

(5) 消防活動（消火・救助・救急）

放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

(6) 医療関係活動（県と協力して実施）

ア 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

イ 放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

3 県警察における措置

(1) 事故等の発生に係る警察庁等への通報

事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

(2) 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

(3) 広報活動の実施

市と協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

(4) 交通規制の実施

必要に応じて交通規制を実施する。

4 中部管区警察局における措置

事故等の発生の通報を受けた場合、事故の概要を警察庁へ速やかに通報する。

5 愛知労働局における措置

(1) 事故等の発生に係る厚生労働省への通報

事故等の発生の通報を受けた場合、厚生労働省への事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

(2) 事業者に対する労働者退避等措置の指示

必要に応じ、事業者に対し、労働者の退避等の措置を指示するものとする。

6 第四管区海上保安本部における措置

(1) 事故等の発生に係る海上保安庁等への通報

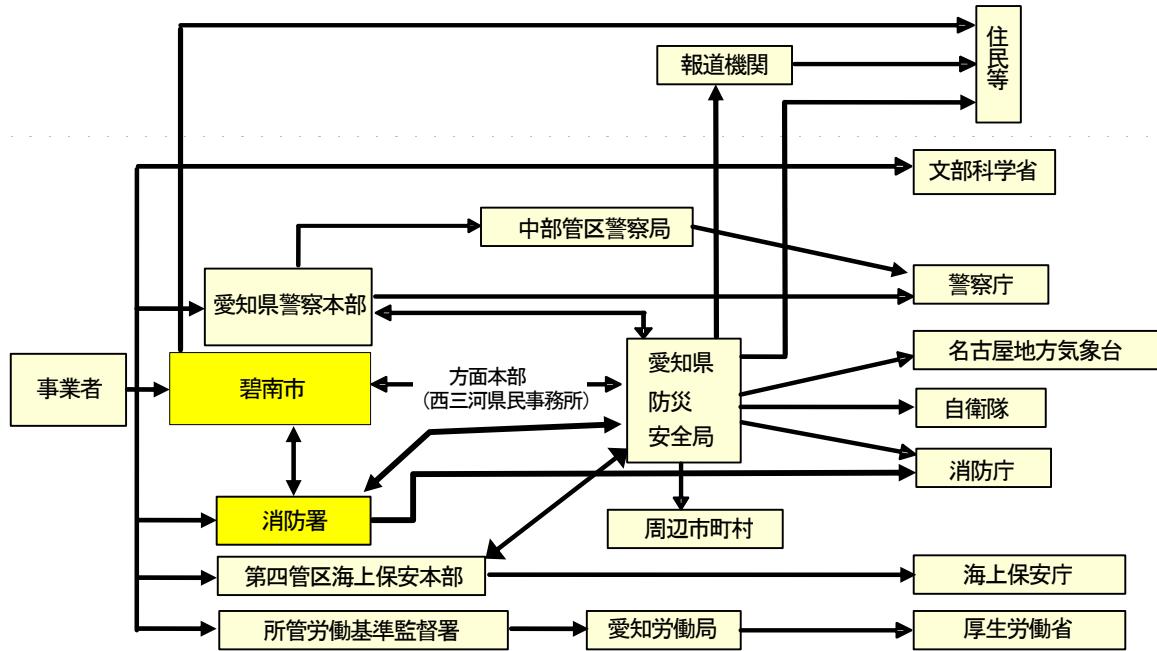
事故等の発生の通報を受けた場合、海上保安庁及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

(2) 海上における環境放射線モニタリングへの支援

海上におけるモニタリングに関し、県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。

7 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。



第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

1 事業者における措置

(1) 事故の発生に係る市等への通報等

事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制庁に直ちに通報し、市、県、県警察、消防機関に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市、県、県警察、消防機関に連絡するものとする。

(2) 放射線の測定、汚染の防止等

放射線の測定、汚染の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

2 市及び消防署における措置

(1) 事故の発生に係る関係機関への連絡

事業者等から、事故の概要、放射線量、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

(2) 災害対策本部の設置

必要に応じて市災害対策本部を設置する。

(3) 専門家の派遣要請

必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(4) 原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

(5) 住民に対する屋内退避、避難指示

必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

(6) 市民等への情報伝達活動

県及び県警察と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(7) 市民等からの問い合わせに対する対応（県と協力して実施）

健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

(8) 消防活動（消火・救助・救急）

放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

(9) 医療関係活動（県と協力して実施）

ア 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

イ 放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

3 県警察における措置

(1) 事故等の発生に係る警察庁等への通報

事業者等から特定事象発生等の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ直ちに通報する。

(2) 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

(3) 市民等への情報伝達活動

市と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

(4) 交通規制の実施

必要に応じて交通規制を実施する。

4 中部管区警察局における措置

事故等の発生の通報を受けた場合、事故の概要を警察庁へ速やかに通報する。

5 名古屋地方気象台における措置

事故の発生の連絡を受けた場合、放射能影響の早期把握に資する気象情報を県に提供するものとする。

6 東海農政局における措置

農業への影響に関する情報等の連絡・収集を行うとともに、県、関係機関に連絡する。

7 第四管区海上保安本部における措置

(1) 事故等の発生に係る海上保安庁等への通報

事故等の発生の通報を受けた場合、海上保安庁及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

(2) 海上における環境放射線モニタリングへの支援

海上におけるモニタリングに関し、県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。

8 自衛隊における措置

災害派遣要請に基づき、モニタリングの支援、被害状況の把握、避難援助、応急医療、救護、人員及び物資の緊急輸送、その他を行うものとする。

9 中部運輸局における措置

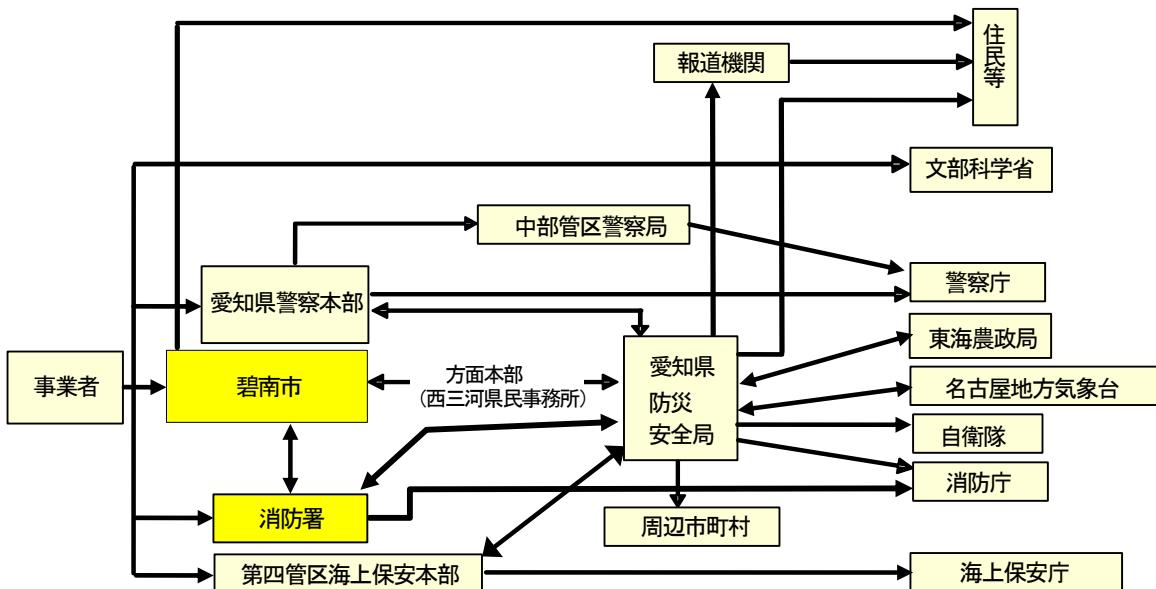
輸送手段調達のあっせん、輸送確保のための連絡調整、輸送機関の安全輸送確保等に関する指導、監督を行うものとする。

10 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社における措置

事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

11 情報の伝達系統

事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策

1 4原子力事業者（中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）における措置

(1) 県への情報伝達・報告

原子力発電所等に異常が発生したときは、情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、県に対して通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

(2) 緊急事態応急対策等の実施

以下の緊急事態応急対策を行う。

ア 通報連絡等

イ 応急措置の実施

ウ 緊急事態応急対策

(3) 放射性物質による汚染の除去

原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、市等と協力して汚染の除染等を行う。

2 市及び消防署における措置

(1) 市内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は災害対策本部を設置する。また、原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策について協議する。

(2) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

ア 国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

(ア) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

(イ) 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動

(ウ) 広報車

(エ) 防災行政無線

(オ) 市教育委員会等を通じた小中学校への連絡

(カ) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

(キ) 市ホームページ及びLINE、X、Facebookなどのソーシャルメディア

(ク) へきなん防災メール

イ 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。

(ア) 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。また、必要に応じて避難所を開設する。

(イ) 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

(ウ) 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。

(エ) 避難所の開設にあたっては、避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災会等の協力を得

て、円滑な運営管理を図る。

(3) 広域避難活動

ア 国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。必要に応じて県に避難先及び輸送ルートの調整を依頼する。

イ 国等からの指示に基づき、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、避難させる。

(4) 市民等への情報伝達活動

県及び県警察と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(5) 市民等からの問い合わせに対する対応（県と協力して実施）

健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

(6) 医療関係活動（県と協力して実施）

ア 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

イ 放射線被ばく者の措置については、県及び原子力事業者の協力を得てスクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

(7) 放射性物質による汚染の除去への協力

事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策に協力する。

(8) 飲料水・食品等の放射能濃度の測定の協力

県が実施する水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定の実施に協力する。

(9) 飲料水・食品等の摂取制限等

ア 国及び県からの指示又は要請があったとき、水道水、食品等の摂取制限等の必要な措置を行う。

イ 国及び県からの指示があったとき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の摂取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

(10) 風評被害の影響の軽減

ア 原子力災害による風評被害の等の未然防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体と連携し、報道機関の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

イ 農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

(11) 県外からの避難者の受入れ

- ア 市営住宅等に空き部屋がある場合は提供する。
- イ 住まい、生活、医療、教育、介護などの避難者のニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- ウ 避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

3 県警察における措置

(1) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

市が屋内退避及び避難誘導の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

(2) 緊急輸送の支援

被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援に努めるものとする。

(3) 治安の確保

緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

4 名古屋地方気象台における措置

県から4原子力事業者の原子力発電所等における異常時の通報を受けた場合、必要に応じて放射能影響の早期把握に資する防災気象情報を県に提供するものとする。

5 国土地理院中部地方測量部における措置

県から4原子力事業者の原子力発電所等における異常時の通報を受けた場合、必要に応じて関係する地域の防災地理情報を県に提供するものとする。

6 第四管区海上保安本部における措置

海上におけるモニタリングに関し、県知事からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものとする。

7 自衛隊における措置

状況により市及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

8 各鉄道事業者における措置

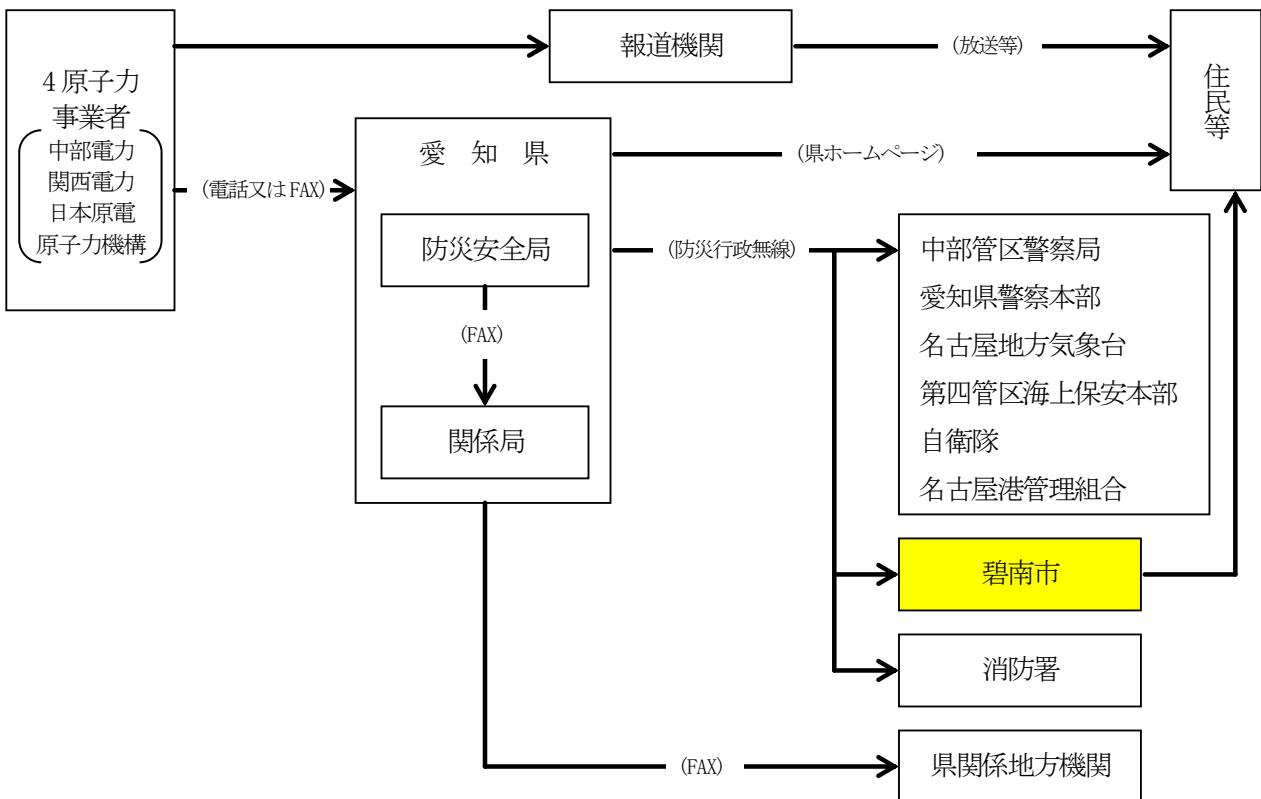
市及び県と連携し、避難者の輸送を行う。

9 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社における措置

事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

10 情報の伝達系統

4原子力事業者の県外の原子力発電所等において、情報連絡体制に係る各合意内容に該当する異常が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりである。



第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

基本方針

- 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
危険物等施設の所有者等		<input type="radio"/> 危険物等の安全な場所への移動等安全措置 <input type="radio"/> 消防署等への通報 <input type="radio"/> 初期消火活動 →	
県警察		<input type="radio"/> 県への通報 <input type="radio"/> 危険物等所有者への危害防止のための措置等 <input type="radio"/> 警察用航空機等による情報収集 <input type="radio"/> 救出救助活動 → <input type="radio"/> 立入禁止区域の設定及び避難誘導 <input type="radio"/> 遺体の収容、捜索、検視等 → <input type="radio"/> 交通規制 → <input type="radio"/> 関係機関への支援活動 →	
県		<input type="radio"/> 市町村の実施する消火活動等の指示 <input type="radio"/> 自衛隊の災害派遣要請	
碧南市、消防署		<input type="radio"/> 県への通報 <input type="radio"/> 危険物所有者等への危害防止措置の指示 <input type="radio"/> 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、 退去等の命令 <input type="radio"/> 消防隊の出動による救助及び消火活動 <input type="radio"/> 応援要請	
第四管区 海上保安本部		<input type="radio"/> 県への通報 <input type="radio"/> 輸送機関への危害防止措置の指示	

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 危険物等施設	危険物等施設の所有者、管理者、占有者	1(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置 1(2) 災害発生に係る消防署等への通報 1(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動 1(4) 消防機関の受け入れ
	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等 2(3) 警察用航空機等による情報収集 2(4) 救出救助活動 2(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 2(6) 遺体の収容、捜索、検視等 2(7) 交通規制 2(8) 関係機関への支援活動
	(市) 本部班 (防災課) 消防署	3(1) 災害発生に係る関係機関への通報 3(2) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 3(3) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼 3(4) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示 3(5) 消防隊の出動による救助及び消火活動 3(6) 消防応援要請
	関係機関	4 応援協力関係
第2節 危険物等積載車両	危険物等輸送機関、 (市) 本部班 (防災課) 、 消防署	1 危険物等輸送機関、県警察、市、消防署における措置
第3節 危険物等積載船舶	危険物等輸送機関 第四管区海上保安本部 (市) 本部班 (防災課) 消防署	1 危険物等輸送機関における措置 2(1) 災害発生に係る県への通報 2(2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示 3 県警察、市、消防署における措置

第1節 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る消防署等への通報

消防署、市長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。また、海域に災害が波及し又は波及する恐れがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。

(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

◆資料編（資料5-3）石油類等大量保有事業所

◆資料編（資料5-5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図

2 県警察における措置

(1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者又は占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(6) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、「本編第12章遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 市及び消防署における措置

(1) 災害発生に係る関係機関への通報

関係機関へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(4) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者又は占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(5) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(6) 消防応援要請

広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

◆資料編（資料12-5）西三河地区消防相互応援協定書

4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 危険物等積載車両

1 危険物等輸送機関、県警察、市、消防署における措置

危険物等輸送機関、県警察、市、消防署は、それぞれ「本編本章第1節危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第3節 危険物等積載船舶

1 危険物等輸送機関における措置

「本章第1節危険物等施設」に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（18番）へ災害発生について直ちに通報する。

2 第四管区海上保安本部における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について直ちに通報する。

(2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示

輸送機関に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

3 県警察、市、消防署における措置

必要に応じ、それぞれ「本章第1節危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第20章 高圧ガス災害対策

基本方針

- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
高圧ガス施設等の所有者等		○ガスの安全な場所への移動等安全措置 ○消防署等への通報	
県警察		○危険物等施設の場合に準じた措置	
県		○製造業者等への高圧ガス製造施設等の使用停止命令 ○高圧ガス容器の所有者等への廃棄命令 ○自衛隊の災害派遣要請	
中部近畿産業保安監督部		○経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置	
碧南市、消防署		○危険物等施設に準じた措置	
第四管区海上保安本部		○危険物等積載船舶に準じた措置	

主な機関の措置

区分	機 関 名	主 な 内 容
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	1(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置 1(2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報
	県警察	2 県警察における措置
	中部近畿産業保安監督部	3 中部近畿産業保安監督部における措置
	(市) 本部班 (防災課) 、消防署	4 市及び消防署における措置
	関係機関	5 応援協力関係
第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、中部近畿産業保安監督部、(市) 本部班 (防災課) 、消防署	1 高圧ガス輸送業者、中部近畿産業保安監督部、市及び消防署における措置
	中部近畿産業保安監督部	2 中部近畿産業保安監督部における措置
第3節 高圧ガス積載船舶	高圧ガス輸送業者	1 高圧ガス輸送業者における措置
	第四管区海上保安本部	2 第四管区海上保安本部における措置

第1節 高圧ガス施設

1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報

所轄消防署又は所在市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及する恐れがあるときは、第四管区海上保安本部（118番）にも通報するものとする。

◆資料編（資料5-4）高圧ガス大量保有事業所

◆資料編（資料5-5）臨海地帯危険物大量保有事業所位置図

2 県警察における措置

「本編第20章第1節危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

3 中部近畿産業保安監督部における措置

経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。

4 市及び消防署における措置

「本編第20章第1節危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

5 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

1 高圧ガス輸送業者、中部近畿産業保安監督部、市及び消防署における措置

高圧ガス輸送業者、中部近畿産業保安監督部、市及び消防署は、それぞれ「本編第20章第1節危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

2 中部近畿産業保安監督部における措置

経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発するよう措置を講ずる。

第3節 高圧ガス積載船舶

1 高圧ガス輸送業者における措置

「本編第20章第1節危険物等施設」の場合に準じた安全措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（118番）へ災害発生について直ちに通報する。

2 第四管区海上保安本部における措置

「本編第20章第3節危険物等積載船舶」の場合に準じた措置を講ずる。

第21章 火薬類災害対策

基本方針

- 火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
火薬類施設等の所有者等		<ul style="list-style-type: none"> ○火薬類の安全な場所への移動等安全措置 ○県警察等への通報 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○火薬類施設及び火薬類の所有者等に危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、捜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 → 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○製造業者等への製造施設等の一時使用停止命令等 ○火薬類の所有者等への廃棄命令 ○県警察への通報 	
中部近畿産業保安監督部		<ul style="list-style-type: none"> ○経済産業大臣が製造施設の一時使用停止命令を発するよう措置 	
碧南市、消防署		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○火薬類所有者等への危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ○応援要請 	
第四管区海上保安本部		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○輸送機関への危害防止措置の指示 	

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 火薬類関係施設	火薬庫又は火薬類の所有者、占有者	1(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置 1(2) 災害発生に係る県警察等への通報
	県警察	2(1) 県及び名古屋市への通報 2(2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止のための措置等 2(3) 警察用航空機等による情報収集 2(4) 救出救助活動 2(5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 2(6) 遺体の収容、捜索、検視等 2(7) 交通規制 2(8) 関係機関への支援活動
	中部近畿産業保安監督部	3 中部近畿産業保安監督部における措置
	(市) 本部班（防災課）、消防署	4(1) 災害発生に係る県への通報 4(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 4(3) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼 4(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動 4(5) 消防応援要請
	関係機関	5 応援協力関係
第2節 火薬類積載車両	火薬類輸送機関	1 火薬類輸送機関における措置
	県警察	2 県警察における措置
	中部運輸局	3 中部運輸局における措置
	(市) 本部班（防災課）	4 市及び消防署における措置
	消防署	5 消防署における措置
第3節 火薬類積載船舶	火薬類輸送機関	1 火薬類輸送機関における措置
	第四管区海上保安本部	2(1) 災害発生に係る県への通報 2(2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示
	中部運輸局	3 中部運輸局における措置
	県警察 (市) 本部班（防災課）、消防署	4 県警察、市及び消防署における措置

第1節 火薬類関係施設

1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る県警察等への通報

県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及する恐れがあるときは、第四管区海上保安本部（18番）にも通報するものとする。

2 県警察における措置

(1) 県及び名古屋市への通報

県及び名古屋市へ災害発生について、直ちに通報する。

- (2) 火薬類施設及び火薬類の所有者に対する危害防止のための措置等

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者又は占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

- (3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

- (4) 救出救助活動

被災者の救出救助活動を実施する。

- (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

- (6) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、「本編第12章遺体の取扱い」の定めにより実施する。

- (7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

- (8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 中部近畿産業保安監督部における措置

製造業者（大臣権限にかかるもの。）に対して、経済産業大臣が、製造施設の使用の一時停止命令を発するよう措置を講ずる。

4 市及び消防署における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

- (2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者又は占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

- (3) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

- (4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等をうけ、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

- (5) 消防応援要請

広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

◆資料編（資料12-5）西三河地区消防相互応援協定書

5 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 火薬類積載車両

1 火薬類輸送機関における措置

「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置を講ずるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中部運輸局へも通報する。

2 県警察における措置

「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置を講ずるほか、自動車について災害が発生した場合は、製造業者等に対する製造施設、火薬庫の使用停止命令及び火薬類の所有者等に対する所在場所の変更又は廃棄を命ずる。

3 中部運輸局における措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

4 市における措置

「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

5 消防署における措置

「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

第3節 火薬類積載船舶

1 火薬類輸送機関における措置

「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部及び中部運輸局へ災害発生について直ちに通報する。

2 第四管区海上保安本部における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について直ちに通報する。

(2) 輸送機関に対する危害防止措置の指示

輸送機関に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

3 中部運輸局における措置

国土交通大臣が、「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

4 県警察、市及び消防署における措置

必要に応じ、それぞれ「本章第1節火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

第22章 大規模な火事災害対策

基本方針

- 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、第20章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第21章「高圧ガス災害対策」及び第22章「火薬類災害対策」の定めについても留意するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
碧南市、消防署		<ul style="list-style-type: none"> ○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、 退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 	
県		<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁等関係機関への連絡 ○市町村の実施する消防、救急活動の指示等 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動 ○自衛隊への災害派遣要請 ○他県等に対する応援要請 ○消防庁長官に対する緊急消防援助 隊等の応援要請 ○医療救護班の派遣 → 	
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、捜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 → 	
第四管区 海上保安本部		<ul style="list-style-type: none"> ○人員・物資の緊急輸送 → 	

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 大規模な火事災害対策	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(経営企画課)、遺体安置班(市民課、監査委員事務局、会計課、スポーツ課)、第1医療班(健康課)、調達班(資産活用課、行政課) 消防署	1(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1(2) 避難指示等 1(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動 1(5) 県及び他市町村への応援要請 1(6) 救助・救急活動 1(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
	県警察	2(1) 警察用航空機等による情報収集 2(2) 救出救助活動 2(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 2(4) 遺体の収容、捜索、検視等 2(5) 交通規制 2(6) 関係機関への支援活動
	第四管区海上保安本部	3 人員・物資の緊急輸送
	関係機関	4 情報の伝達系統 5 応援協力関係

第1節 大規模な火事災害対策

1 市及び消防署における措置

(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、「本編第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。また、必要に応じて消防団の出動を指示する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

◆資料編（資料12-5）西三河地区消防相互応援協定書

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の死体の収容、捜索、処理活動等は、「本編第12章遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施する。

(4) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、「本編第12章遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

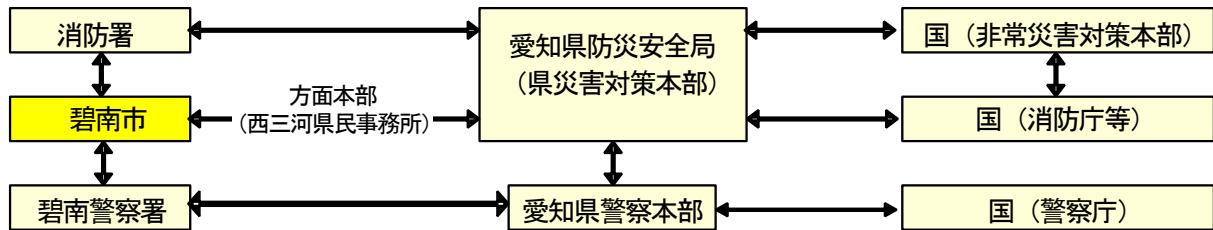
3 第四管区海上保安本部における措置

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

また、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

4 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



5 応援協力関係

- (1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するにあたって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第23章 住宅対策

基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、県民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空室を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被災発生中	事 後
県		<p>《被災宅地危険度判定の実施》 <input type="radio"/>危険度判定支援本部の設置 <input type="radio"/>危険度判定活動の支援 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <input type="radio"/>提供する住宅の選定・確保 <input type="radio"/>相談窓口の開設 ○一時入居の開始 《応急仮設住宅の設置》 <input type="radio"/>応援協力の要請 ○建設 <input type="radio"/>賃貸住宅の借り上げ 《住宅の応急修理》 <input type="radio"/>応援協力の要請 ○応急修理の実施</p>	
碧南市		<p>《被災宅地危険度判定の実施》 <input type="radio"/>危険度判定実施本部の設置 <input type="radio"/>危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <input type="radio"/>提供する住宅の選定・確保 <input type="radio"/>相談窓口の開設 ○一時入居の開始 <input type="radio"/>応援協力の要請 《被災住宅の調査》 <input type="radio"/>被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 <input type="radio"/>設置の要請 ○建設用地の確保 <input type="radio"/>入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 <input type="radio"/>応援協力の要請 ○応急修理の実施 <input type="radio"/>の補助 《障害物の除去》 <input type="radio"/>障害物の除去の実施</p>	
住宅供給公社・ 都市再生機構		<p>《公共賃貸住宅等への一時入居》 <input type="radio"/>県からの応援協力の要請 <input type="radio"/>提供する住宅の選定・確保 <input type="radio"/>相談窓口の開設 <input type="radio"/>一時入居の開始</p>	

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 被災宅地の危険度判定	(市) 住宅建築班(建築課)	1(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 1(2) 被災宅地危険度判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調査	(市) 巡視・調査班(税務課)、住宅建築班(建築課)	1(1) 住宅の被害状況 1(2) 被災地における住民の動向 1(3) 応急仮設住宅建設現場活動上の支障事項等 1(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	(市) 住宅建築班(建築課)	1(1) 提供する住宅の選定・確保 1(2) 相談窓口の開設 1(3) 一時入居の終了 1(4) 使用料等の軽減措置 1(5) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	(市) 住宅建築班(建築課)	1(1) 応急仮設住宅の建設 2 災害救助法の適用
第5節 住宅の応急修理	(市) 住宅建築班(建築課)	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請 2 災害救助法の適用
第6節 障害物の除去	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、住宅建築班(建築課)	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求 2 災害救助法の適用

第1節 被災宅地の危険度判定

1 市における措置

市は、県の協力を受け、判定士に被災宅地の危険度判定を依頼し、被災宅地危険度判定実施要綱に基づき判定結果を表示することにより宅地所有者、使用者又は付近住民等に注意を喚起するものとする。また、危険度判定について、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約、判定士の身分保障等について、県と密接な連携をとり体制整備に努めるものとする。

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、危険度判定活動を実施する。

◆資料編(資料12-41) 地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付(第4編第4章第1節参照)、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付(第4編第4章第2節1参照)等に必要な次の調査を実施する。

(1) 住家の被害状況

(2) 被災地における住民の動向

(3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

◆資料編（資料12-59）災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 市における措置

市は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空室を提供する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空室を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応すること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、市の公共賃貸住宅で用意した戸数では対応が難しい場合は、「住居施設の使用に関する協定」の締結先に対し、住居施設の使用を要請するほか、他の市町村に被災者の受け入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。

◆資料編（資料12-32）災害時における住居施設の使用に関する協定書

（市対トヨタ自動車株式会社衣浦工場）

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に、市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市における措置

(1) 応急仮設住宅の建設

市は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として建

設が行われるので、市は協力する。なお、県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて応急仮設住宅の建設を実施する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

ア 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

イ 建設用地の確保

応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定する。なお、国は、県から応急仮設住宅建設用地の要請があり、必要があると認めるときは、その管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付等の措置を適切に行うものとする。また、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

ウ 応急仮設住宅の建設

(ア) 建物の規模及び費用

- a 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市の基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。
- b 建設資材の市外調達により、限度額での施工が困難な場合は、知事の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

(イ) 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に知事の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(ウ) 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて市長が当該事務を行うことができる。

エ 被災者の収容及び管理

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理は、次のとおりとする。

(ア) 収容対象者

風水害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

例示

- 生活保護法の被保護者並びに要保護者

- 特定の資産を持たない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等

- 上記に準ずる者

(イ) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、県から受託して市がこれを行う。なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

(ウ) 管理運営及び処分

a 応急仮設住宅の管理については、県が行う救助の補助として市に委託し、県から受託して市が行うものとし、委託契約は工事完了の日から行う。

b 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティーの形成及び運営に努めると共に、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

c 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは解体、撤去等の処分を速やかに実施する。

(エ) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。供与にあたって、入居者に対しこの住宅本来の目的を十分に理解させた上で、入居者との間に応急仮設住宅賃借契約を結ぶ。

なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

オ 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら応急仮設住宅の設置をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置の実施又はこれに要する要員及び建築資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第5節 住宅の応急修理

1 市における措置

市は、被災住宅の応急修理について、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として応急修理が行われるので、市は協力する。なお、県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて住宅の応急修理を実施する。住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに

県への各種情報提供等を行う。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(カ) 建築材料の調達

原則として市指名願登録業者より調達するものとする。

(2) 応援協力の要請

市は、自ら住宅の応急修理をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ住宅の応急修理の実施又はこれに要する要員及び建築資機材について応援を要求する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委託が想定されているため、市が実施することになる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第6節 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物の除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請け負わせて実施する。

◆資料編（資料12-18）災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書

（市対碧南市災害復旧協議会）

カ 納付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12－4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第24章 学校における対策

基本方針

- 災害が発生する恐れのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 (県立学校) ○応援の要求・指示
碧南市	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 (市立学校) ○応援の要求
国立・私立学校設置者（管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 (私立学校等) ○応援の要求

主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 内 容
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	(市) 学校教育班（学校教育課）	1(1) 気象警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員の確保	(市) 住宅建築班（建築課）、学校教育班（庶務課、学校教育課）	1(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 1(2) 教職員の確保 2 教育委員会に対する応援要求
第3節 応急な教育活動についての広報	(市) 学校教育班（学校教育課）	1 広報・周知活動の実施

第4節 教科書・学用品等の給与	(市)学校教育班(庶務課、学校教育課)	1(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 1(2) 納入の品目 1(3) 納入の方法 1(4) 奨学に関する措置 1(5) 他市町村又は県に対する応援要請 2 災害救助法の適用
第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理	(市)学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)	1 感染症の予防接種や健康診断等

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 市及び学校管理者における措置

(1) 気象警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭(保護者)への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

災害等に関する情報は、「本編第3章情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校(園)長が行うものとする。

ただし、各学校(園)長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はその恐れがある場合には事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市及び学校管理者における措置

(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。なお、一斉に授業が実施できない場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業、並びに地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

同一市町村内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整を行い、早期授業の再開を図る。なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎での授業の実施や、家庭学習を指導する等の対策を講じる。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

1 市及び学校管理者における措置

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来たした学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について(平成22年3月26日21教総第947号)」別紙様式6により、速やかに(7日以内)県教育委員会に報告するものとする。

(2) 納入の品目

以下の3品目の範囲内に限られる。また、教科書以外の教材については、原則として市教育委員会に届出又は承認をうけて利用している事実をあらかじめ確認するものとする。

- ア 教科書、教材
- イ 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、下敷、クレヨン、絵具、定規等）
- ウ 通学用品（運動靴、カバン、傘、ゴム靴等）

(3) 納入の方法

納入の対象となる児童・生徒の数を、被害別、学年別等正確に把握するとともに、教科書にあっては学年別、学科別、発行所別に調査集計し、調達配分するものとする。

(4) 奨学に関する措置

公立学校にあっては保護者の申請により、その被害の程度に応じて費用の支払いの延長、減額又は免除等の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合においては、実情に応じ同法に定める基準に準じて対応する。

◆資料編（資料12-4）災害救助法適用基準及び災害救助法施行細則

第5節 被災教職員、児童・生徒の健康管理

1 市における措置

市は被災した教職員、児童・生徒に対して感染症の予防接種や健康診断等を実施して健康管理に努める。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 復興本部の設置等	県	1(1) 県復興本部の設置 1(2) 県復興本部の組織及び運営 1(3) 本部会議の開催
第2節 復興計画等の策定	県	1(1) 県復興方針の策定 1(2) 県復興計画の策定
	(市) 土木施設管理班 (都市計画課)	2(1) 市町村復興計画の策定
第3節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他都道府県の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求
	(市) 情報・調整班(秘書課)	2(1) 国の職員の派遣要請 2(2) 他市町村の職員の派遣要請 2(3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 復興本部の設置等

1 県における措置

(1) 県復興本部の設置

県において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、県の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると県災害対策本部長(知事)が判断した場合、復興本部を設置する。

(2) 県復興本部の組織及び運営

県復興本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

(3) 県復興本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ県復興本部会議を招集する。県復興本部会議の構成は、県災害対策本部長、県災害対策副本部長及び本部員とする。

第2節 復興計画等の策定

1 県（政策企画局）における措置

(1) 県復興方針の策定

県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。

なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」第2条第1号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第9条に基づく県復興方針を定めることとなる。

(2) 県復興計画の策定

県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。

2 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

1 県（人事局）における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

知事は、内閣総理大臣に対し復興法第53条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

2 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

主な機関の措置

区分	機関名	主な内容
第1節 公共施設災害復旧事業	(市)調達班(資産活用課、行政課)、 土木施設管理班(土木港湾課) 施設管理者	1 各施設管理者における措置 2 災害復旧事業の種類 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 4 重要物流道路(代替・補完路を含む。)の指定に 伴う災害復旧事業の代行 5 起債の特例 6 国の補助を伴わない災害復旧事業費
第2節 激甚災害の指定	(市)調達班(資産活用課、行政課)、 土木施設管理班(土木港湾課)	1(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 1(2) 指定後の関係調書等の提出 2 激甚災害に係る財政援助措置
第3節 暴力団等への対策	(市)調達班(資産活用課)、住宅 建築班(建築課)	1(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1(2) 公の施設からの暴力団排除

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 漁港災害復旧事業

- コ 下水道災害復旧事業
- サ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

- (1) 法律
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法
 - エ 土地区画整理法
 - オ 海岸法
 - カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ク 予防接種法
 - ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 - コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (2) 要綱等
 - ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2／3又は4／5を国庫補助する。
 - イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2／3又は1／2を国庫補助する。
 - ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1／2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

5 起債の特例

下記の(1)(2)の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は激甚災害が発生した場合はその発生した日の年度に属する限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができます。

- (1) 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるもののうち、当該災害のための減免でその程度及び範囲が、被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合。
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧について総務省令で定めるものに要する費用で、市の負担に属するものの財源とする場合。

6 国の補助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、市単独事業の経費が著しく過大と認められる場合は、別に法律で定めるところにより災害復旧事業費の財源に充てるため、特別の措置を講ぜられる場合もある。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

- (2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

- (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するため、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

基本方針

- 市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

[参照項目]

碧南市洪水時応急復旧計画4. 1

碧南市洪水時応急復旧計画4. 3. 1

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害廃棄物処理対策	(市)環境班(環境課)、 衣浦衛生組合	1(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 1(3) ごみの収集・運搬、処分の方法 1(4) し尿の収集・運搬、処分の方法 1(5) 周辺市町村及び県への応援要請

第1節 災害廃棄物処理対策

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きな仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理にあたっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) ごみの収集・運搬、処分の方法

ア 食物の残廃物を優先的に収集するものとする。

イ ごみ等の収集は被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域から実施する。

ウ 収集したごみ等は、処分地において埋立・焼却もしくは適当な場所に投棄するものとする。ごみ等の収集及び処分等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って行うものとする。

エ 大規模災害が発生した場合、市及び衣浦衛生組合は廃棄物の処理を円滑に推進するた

め、収集運搬機材及び処理、処分場を確保する。

(ごみ処理に必要な資機材及び人員)

項目	必要資機材（主なもの）			必要な車両	必要な人員
	種類及び数量	所在場所	配備場所		
ごみ 焼却施設	焼却施設 炉型式 回転ストーカ炉 能力 190t／日 (95t×2炉)	広見町1-1-1		委託業者 収集車(パック 一) 6台	一般事務 2名 収集運搬18名 その他 4名 計 24名
一般廃棄物 最終処分場	埋立処分場 埋立面積10,197m ² 埋立容積41,443m ³ サンドイッチ方式	平山町 2-45-2		パワーショベル 1台 トラック 2台	一般事務 2名 収集運搬 4名 その他 2名 計 10名

(4) し尿の収集・運搬、処分の方法

- ア し尿の収集は被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施する。
- イ 運搬車によることができない湛水地域等については、舟艇等にドラム罐・樽等をのせて収集するものとする。
- ウ 一過性の浸水であっても、その地域が処理能力に比べ広範にわたっている場合の措置として、便槽内容の2～3割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にするよう配慮するものとする。
- エ 収集したし尿は、衣浦衛生組合衛生センターで処理をする。この場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って行うものとする。なお、収集や処理が不可能な場合は、衛生的な埋め立て処分を行う。

(し尿処理に必要な資機材及び人員)

項目	必要資機材（主るもの）			必要な車両	必要な人員
	種類及び数量	所在場所	配備場所		
し尿処理	し尿処理施設方式 直接脱水+希釈下水放流 能力 110kL／日	丸山町1-14		許可業者 バキューム車 3.7kL×1台 2.7kL×6台 1.8kL×3台	一般事務 2名 収集運搬24名 計 26名

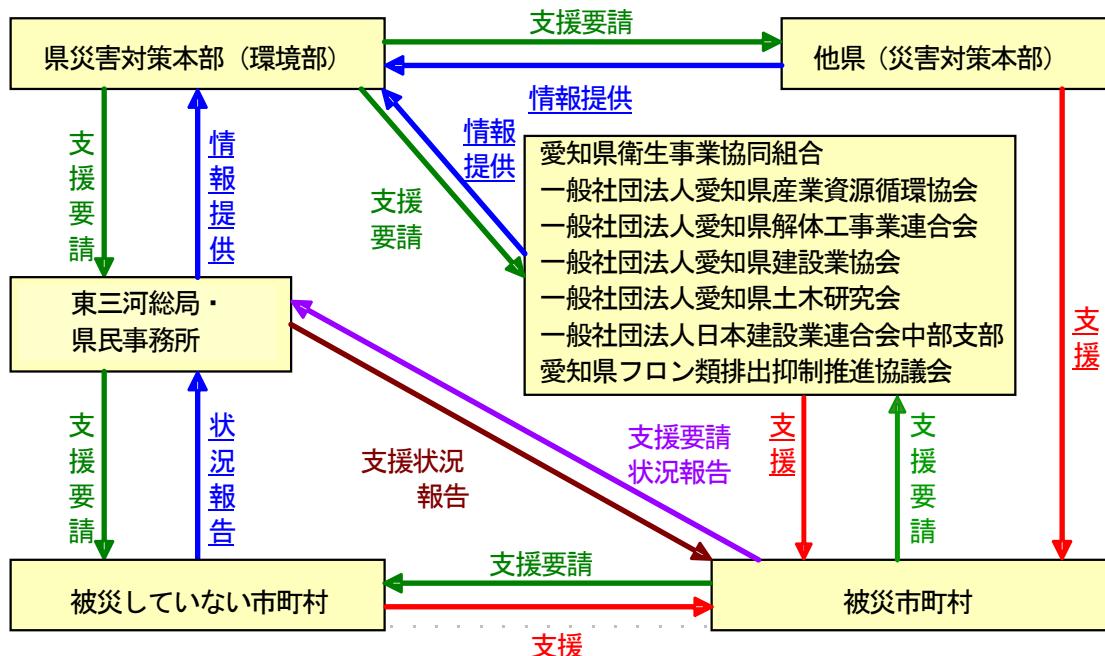
(5) 周辺市町村及び県への応援要請

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、災害時における廃棄物及びし尿の収集運搬等の協力に関する協定の締結業者や周辺市町村又は県に応援要請を行う。

- ◆資料編（資料9-3）清掃施設（ごみ、し尿）
- ◆資料編（資料12-7）し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書
(三河、知多清掃施設連絡協議会)
- ◆資料編（資料12-8）災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（県内市町村、一部事務組合）
- ◆資料編（資料12-38）災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書
- ◆資料編（資料12-39）災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定書

◆資料編（資料12-44）災害時における廃棄物の処理等に関する協定

災害時の支援体制



第4章 被災者等の生活再建等の支援

基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティーの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 罹災証明書の交付	(市) 巡視・調査班（税務課）	1 罹災証明書の交付
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市) 巡視・調査班（税務課）、避難所班（国保年金課）、要配慮者支援班（高齢介護課）、福祉班（福祉課）、こども班（こども課）、学校教育班（学校教育課）、水道班（水道課）、下水道班（下水道課）、住宅建築班（建築課）、市民班（会計課）、調達班（資産活用課、行政課）	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(市) 福祉班（福祉課）、市民班（会計課）、調達班（資産活用課、行政課）、巡視・調査班（税務課）、避難所班（国保年金課）、要配慮者支援班（高齢介護課）、こども班（こども課）、学校教育班（学校教育課）、水道班（水道課）、下水道班（下水道課）、住宅建築班（建築課）、日本赤十字社愛知県支部、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）、報道機関等、県社会福祉協議会	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金等の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置
第4節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店、(市) 市民班（会計課）	1(1) 通貨の円滑な供給の確保 1(2) 金融機関等に対する要請 1(3) 損傷銀行券等の引換 1(4) 相談窓口の設置 1(5) 国庫事務の運営 2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止
第5節 住宅等対策	(市) 住宅建築班（建築課）、独立行政法人住宅金融支援機構	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置 2(1) 住宅復興資金 2(2) 住宅相談窓口の設置 2(3) 既存貸付者に対する救済措置

第6節 労働者対策	(市) 供給班 (商工課)	1(1) 愛知労働局との連携 1(2) 暴力団等における不正受給の防止
--------------	---------------	--

第1節 罹災証明書の交付

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県へ住家等の被害の程度の調査への応援協力を依頼する。

(1) 災害が発生したときは、様式1の罹災状況調査票（罹災台帳）によって罹災状況を調査し、これを罹災台帳とする。

◆資料編（資料13-1）罹災状況調査票（罹災台帳）

(2) 様式2の罹災証明書交付申請書により申請があった場合は、罹災台帳に記載されている者に限り、様式3の罹災証明書を発行する。

◆資料編（資料13-2）罹災証明書交付申請書

◆資料編（資料13-3）罹災証明書

第2節 被災者台帳の作成

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担:国2/4、県1/4、市1/4)

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担:国2/4、県1/4、市1/4)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担:国2/3、県1/3)

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、以下のとおり支援を行う。

担当課	項目	支援の対象	支援の内容
税務課	市民税の減免	災害又は火災の場合	災害状況により減免 1/8~10/10
	固定資産税・都市計画税の減免	災害又は火災の場合	災害状況により減免 4/10~10/10
国保年金課	国民健康保険税の減免	災害又は火災の場合	市民税と同じ
	後期高齢者医療保険料の減免	災害又は火災の場合	被害の程度により、月割保険料の半分又は全部
高齢介護課	利用負担額の減免	災害等	減免の割合 100分の95~100分の100
	介護保険料の減免	災害等	減免の割合 100分の12.5~100分の100
福祉課	災害見舞金	災害又は火災の場合 (災害救助法の救助又は国より弔慰金を受けた場合を除く)	死亡 10万円 負傷 1.5万円~3万円 住居・家財の被害 0.6万円~6万円
こども課	保育料の減免	災害等	災害状況により市長が定める
学校教育課	教科書の給与	災害救助法が適応された災害	無料
水道課	水道料金の減免	特別な理由があるとき	災害状況により市長が定める
下水道課	下水道使用料の減免	特別な理由があるとき	災害状況により市長が定める
建築課	市営住宅	火災、水害等	免除

	目的外使用		
	市営住宅家賃	災害等	災害による被害の程度により 市長がその都度定める

(4) 義援金品の受付・配分

ア 義援金品の受付

義援金は会計班、義援品は供給班にて受付窓口を開設して寄託される義援金品を受け付ける。義援品の提供を受ける場合は、被災者のニーズに応じた物資とし、梱包ごとに品名を明示するなど、円滑かつ迅速な仕分けができるよう努めるものとする。

イ 義援金品の配分

義援金の配分については、福祉班において「碧南市災害義援金配分委員会設置規程」に基づき、配分委員会を設置し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかに配分する。

義援品の配分については、被災者のニーズに応じた物資を適切かつ速やかに配分する。

2 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

3 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

4 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

5 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用するなどを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

第4節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、

審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

(2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

もに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 火災共済協同組合への措置

(ア) 共済金等の支払いに係る便宜措置

共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮し、共済掛金の払込みについては、共済契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

火災共済協同組合において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

エ 証券会社等への措置

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。

(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

(3) 損傷銀行券等の引換

損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

(4) 相談窓口の設置

国債を減紛失した顧客に対する相談を受け付ける。また、広く被災者等からの金融相談を受け付ける。

(5) 国庫事務の運営

国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止

災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第5節 住宅等対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合にお

いては、県に協力を要請する。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第6節 労働者対策

1 市における措置

(1) 愛知労働局との連携

市は、被災した労働者及び事業主からの保護対策や職業のあっせん等の相談に応じ、関係機関である愛知労働局（刈谷労働基準監督署及びハローワーク碧南）と連携し、労働者対策を行う。

(2) 暴力団等における不正受給の防止

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建支援	(市) 供給班(商工課)	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農林水産業の再建支援	(市) 農水班(農業水産課)	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度(農林漁業セーフティネット資金等)等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第6章 財政対策

基本方針

- 災害により、公共施設等に大きな被害を受けた場合、その復旧事業には莫大な財源が必要となるため、市は災害復旧事業に伴う財政援助及び助成等を活用する。
- 災害予防、災害応急対策、災害復旧等の防災行政の実施に要する費用は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてがそれぞれの立場において分担するものであるから、それぞれの実施機関が負担する。

主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 財源の確保	(市) 調達班(行政課)	1(1) 災害復旧事業に伴う財政援助等の活用 1(2) 激甚災害の指定に伴う財政援助活用 1(3) 特例の財政援助の要望
第2節 費用の負担	(市) 調達班(行政課)	1 費用の負担者 2 応援に要した費用 3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用 4 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

第1節 財源の確保

1 市における措置

災害により、公共施設等に大きな被害を受けた場合、その復旧事業には莫大な財源が必要となるため、以下のとおり財政対策を講じ、財源の確保に努めることとする。

(1) 災害復旧事業に伴う財政援助等の活用

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成並びに起債の特例を活用する。「本編第2章第1節参照」

(2) 激甚災害の指定に伴う財政援助活用

激甚災害の指定に伴う財政援助を活用する。「本編第2章第2節参照」

(3) 特例の財政援助の要望

上記の措置のみでは、充分な財源が確保できない場合は、補助率の拡充等の特例の財政援助を、国・県へ要望する。

第2節 費用の負担

1 費用の負担者

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に要する費用は、法令に特別の定めがある場合、又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

- (1) 災害救助法第21条
- (2) 水防法第44条
- (3) 災害対策基本法第94条・第95条
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第57条

2 応援に要した費用（災害対策基本法第92条）

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は、当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。ただし、一時振替支弁を求めることができる。

3 知事の指示に基づいて市長が実施した費用（災害対策基本法第93条）

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用、及び応援のために要した費用のうちで市長が負担することの困難な場合、又は市で負担することが適当でないもので災害対策基本法施行令（以下、政令）で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって知事が全部又は一部を負担する。

4 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用（災害対策基本法第95条）

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長並びに愛知県災害対策本部長の指示に基づいて、市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市において負担することが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより国又は県がその全部又は一部を補助する。なお、この補助率については応急措置の内容その他の事情によりその都度決定される。

令和7年2月修正

碧南市地域防災計画
— 風水害等災害対策計画 —

編集発行 碧南市防災会議
事務局 碧南市市民協働部防災課

碧南市松本町28番地（〒447-8601）
電話（0566）95-9874
